

令和2年5月27日

令和2年度  
主要事務事業  
(福祉保健常任委員会)

## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事務事業の表記方法等について

区は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、区内の事業活動や区民生活を支える緊急対策に取り組むとともに、財源不足への対応として、事務事業の緊急見直しを行っている。

本文において、緊急対策事業、緊急見直し対象事業については、以下のとおり、どの事業が対象が分かるように表記している。

○緊急対策として新規・拡充する事務事業　：　【緊急対策事業】と表記する。

○休止・先送り・規模縮小等の見直し対象事務事業　：　【緊急見直し対象事業】と表記する。

なお、本文では、現時点での事務事業の内容及び手法を記載しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することを想定し、厳しい社会環境の中で、今後も緊急対策及び事務事業の緊急見直しを継続的に実施していく。また、事務事業を従来どおりに継続することを前提とせず、事業のあり方や手法をどう変えていくかなど、本質的な見直しを行っていく。

予算は、当初予算額を記載。（休止等がある場合も減額せず当初予算額を記載）

# 保健福祉領域組織・主な担当事務

令和2年5月現在

## 総合支所 [保健と福祉を統合した地域の拠点]

### 保健福祉センター

- 生活支援課 ———— 生活相談、生活困窮者自立支援、生活保護、被保護者自立促進、民生委員・児童委員等
  - 保健福祉課 ———— 高齢者・障害者の各種相談、福祉サービスの申請受付・実施、介護保険（相談・申請・調査・認定・審査会事務局等）、障害者自立支援（相談・申請・調査・認定・審査会事務局・支給決定等）、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の指導・支援、保健福祉のネットワークの推進、苦情相談等
  - 健康づくり課 ———— 健康づくり推進、母子保健、精神保健、歯科保健、保健相談、医療助成受付、健康教室、各種健診、栄養相談等
  - 子ども家庭支援課 ———— 子ども家庭総合相談、児童福祉、母子・父子福祉、女性福祉、ひとり親に関する手当・医療費助成、児童に関する手当、子ども医療費助成等
- 副参事（子ども家庭専門指導担当）  
世田谷保健福祉センターのみ

## 保健福祉政策部 [保健福祉を総合的に推進する組織]

- 保健福祉政策課 ———— 保健福祉領域調整、保健福祉領域の計画及び進行管理、地域保健福祉審議会、保護司、寄附、保健福祉サービスの質の向上、保健福祉サービスの苦情審査、社会福祉法人の認可等・指導監査等
  - 保健医療福祉推進課 ———— 人材育成、地域医療、保健センター、福祉と医療の連携、初期救急医療、心身障害児（者）歯科診療、うめとぴあにおける保健医療福祉の拠点運営
  - 生活福祉課 ———— 社会福祉協議会、世田谷ボランティア協会、民生委員・児童委員、共同募金、成年後見、生活保護、母子福祉資金、区民葬儀、戦没者の遺族等援護、中国残留邦人、行旅死亡人、路上生活者対策、生活困窮者自立促進支援事業、住居確保給付金、ひきこもり支援等
  - 国保・年金課 ———— 国民健康保険の趣旨普及、国民健康保険の資格・賦課・給付・求償、国民年金資格・給付受付、特別障害給付金受付、高額療養費貸付、後期高齢者医療制度、特定健康診査・特定保健指導、長寿（後期高齢者）健康診査等
  - 保険料収納課 ———— 国民健康保険料の収納管理・徴収・滞納整理・滞納処分等
- 副参事（領域連携担当）  
副参事（特命担当）

### 地域包括ケア担当参事

**高齢福祉部** [高齢者福祉を総合的に推進する組織]

- 高 齢 福 祉 課 ———— 高齢福祉及び高齢者施策の計画及び調整、社会福祉事業団、ひとりぐらし高齢者等の状況把握、高齢者在宅サービスの実施及び調整、社会福祉法人等に対する施設整備費助成、高齢者福祉施設の整備、高齢者在宅サービスセンターの維持管理及び支援、高齢者福祉施設の運営（高齢者在宅復帰施設・特別養護老人ホーム（短期入所生活介護を含む））等
- 介 護 保 険 課 ———— 介護保険制度の運営（事業計画、趣旨普及、保険料賦課・収納、保険給付、事業者指定・指導、事業者支援、要介護認定等）、シニアボランティア・ポイント事業
- 介 護 予 防 ・ 地 域 支 援 課 ———— 介護予防の総合的推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、認知症の予防・普及啓発・在宅支援、認知症在宅生活サポートセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営等
- 副 参 事 （ 認 定 審 査 事 務 担 当 ） 5

**障害福祉部** [障害者福祉を総合的に推進する組織]

- 障 害 施 策 推 進 課 ———— 障害施策の計画及び調整、障害者施策推進協議会、障害者団体育成連携、障害者福祉団体連絡協議会、被爆者見舞金、障害者（児）福祉手当、障害者（児）医療助成、障害者扶養共済・扶養年金、自立支援給付等の支給、障害者（児）在宅サービスの実施及び調整、障害支援区分認定等
- 障 害 者 地 域 生 活 課 ———— 障害者通所施設の整備、社会福祉法人等に対する障害者福祉施設整備助成、社会福祉法人等が運営する障害者施設及び障害者サービスの運営費補助、区立障害者福祉施設の運営管理、障害者ネットワークバスの運行、障害者就労支援、障害者休養ホームひまわり荘等
- 障 害 保 健 福 祉 課 ———— 発達障害者（児）支援（発達障害相談・療育センター運営等）、精神障害者施策の推進・調整、相談支援の拡充、医療的ケア児者と家族支援、社会福祉法人等が運営する障害児施設の運営費補助、障害児通所・入所施設の指定・変更・廃止、障害福祉サービス等に係る事業者の指導検査

**子ども・若者部** [子ども・若者施策を総合的に推進する組織]

- 子 ども 育 成 推 進 課 ———— 子ども施策の計画・調整・推進、子どもの安全安心、子ども医療費助成、児童手当、私立幼稚園認可・指導・助成、私立幼稚園預かり保育（区単独事業）等
- 児 童 課 ———— 児童福祉、地域児童健全育成、児童館（子育て支援、子どもの健全育成、子ども・子育て環境づくり）、放課後児童健全育成、成長に応じた子どもの自立支援、児童福祉施設維持管理等
- 子 ども 家 庭 課 ———— 在宅子育て支援、子ども基金、子どもの人権擁護、ひとり親家庭等支援、妊娠期からの切れ目のない支援、子どもの貧困に対する支援
- 児 童 相 談 支 援 課 ———— 一時保護及び措置された子どもの権利擁護、障害児入所給付費の支給、里親制度の普及促進及び里親支援、措置費の支弁、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）の認可等、児童養護施設退所者等奨学基金、子ども家庭支援センターと児童相談所との連携、要保護児童及びその家庭の支援に係る調整、社会的養育に係る総合的な計画及び推進、調整

- 若者支援担当課 ———— 若者支援施策の調整、若者の交流と活動の推進(青少年交流センター、大学連携による居場所等)、生きづらさを抱えた若者支援(若者総合支援センター等)、子ども・青少年協議会、子ども・若者支援協議会
- 副参事(子ども家庭専門指導担当)
- 副参事(児童相談所・子ども家庭支援連携担当) 5

**児童相談所** [児童福祉法に基づき児童の相談支援を行う組織]

- 副 所 長 ———— 児童及びその保護者の相談・調査・診断・治療等、児童の措置、里親に関すること、児童の一時保護、重度知的障害児の認定診断、児童虐待に関すること、児童相談に関する地域活動の援助及び育成
- 一 時 保 護 課 ———— 一時保護所の運営、一時保護に係る関係機関との連絡調整

**保育部** [保育施策を総合的に推進する組織]

- 保 育 課 ———— 保育に係る施策の調整、特定教育・保育施設(区立・私立認可保育所、認定こども園等)、特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等)、一時預かり事業、病児・病後児保育等
- 保 育 認 定 ・ 調 整 課 ———— 子ども・子育て支援給付に係わる調整(支給認定、入園利用調整、保育料)、認可外保育施設(保育室、保育ママ、認証保育所)の運営、認可外保育施設への支援・指導、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、助産施設、母子生活支援施設及び児童養護施設の指導検査、特定こども・子育て支援施設の指導検査、幼児教育・保育の無償化に関する調整
- 保育計画・整備支援担当課 ———— 保育計画の策定及び保育園整備支援、認可保育所・地域型保育事業の認可事務等
- 副参事(幼児教育・保育推進担当)

**世田谷保健所** [地域保健法に基づいた地域住民の健康保持及び増進を担う組織]

**副 所 長**

- 健 康 企 画 課 ———— 健康せたがやプラン(第二次)後期の推進、健康危機管理、衛生上の試験・検査、地域保健専門研修、衛生統計、受動喫煙対策、保健師の人材育成、健康づくり推進、成人保健(がん対策関連含む)等
- 健 康 推 進 課 ———— 健康づくり推進、母子保健、公害保健、精神保健、歯科保健、栄養指導等
- 感 染 症 対 策 課 ———— 感染症予防、結核予防、感染症に関する保健相談、予防接種、小児慢性特定疾病医療費給付等
- 生 活 保 健 課 ———— 人と動物との共生推進、医事・薬事、医師等免許、環境・食品衛生関係許の認可・指導・普及啓発等
- 副参事(感染症対策特命担当)
- 副参事(地域保健医療担当) 5

(参考～出資団体、関連団体)

(公財)世田谷区保健センター	— 保健センター がん対策事業、健康増進事業、健康教育事業、障害者相談支援事業、こころの健康支援事業、保険診療等による検査事業、検体検査事業等	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
(福)世田谷区社会福祉事業団	— 特別養護老人ホーム(芦花ホーム・上北沢ホーム)、地域密着型特別養護老人ホーム(寿満ホームかみきたざわ)、母子生活支援施設パルメゾン上北沢、ホームヘルプサービス、高齢者在宅サービスセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション、福祉人材育成・研修センター等	高齢福祉部(高齢福祉課)
(福)世田谷区社会福祉協議会	— 地区高齢者見守りネットワーク実務支援、地域福祉資源開発事業、地区社会福祉協議会活動支援、地域支えあい活動支援(サロン・ミニデイ)、日常生活支援(ふれあいサービス、介護予防・日常生活支援総合事業、日常生活支援センター等)、子育て支援(世田谷区ファミリーサポートセンター事業、ふれあい子育て支援等)、研修・人材育成、障害者就労促進、施設運営、権利擁護・成年後見制度、生活困窮者自立相談支援センター運営	保健福祉政策部(生活福祉課)
(福)世田谷ボランティア協会	— ボランティアセンター、ボランティアビューロー、ボランティア相談、地域ネットワーク、講座・体験研修・イベント、防災ボランティア、国際交流等	保健福祉政策部(生活福祉課)

## 令和2年度 主要事務事業一覧

頁	主 要 課 題
6	地域保健医療福祉の総合的推進
10	高齢者の地域生活支援
14	障害者の地域生活支援
16	子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み
21	健康づくりの推進、健康危機管理の向上

## 令和2年度主要事務事業(主要課題「地域保健医療福祉の総合的推進」)

### 地域保健医療福祉の総合的推進（保健福祉政策部）

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、平成26年度からの10年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「地域保健医療福祉総合計画」（以下、総合計画という）に基づき、取組みを推進する。

この計画では、高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すこと、区民や地域福祉活動団体、事業者など、多様な主体が地域の課題に取り組み、ともに支えあう地域社会づくりを進めること、地域福祉を支える基盤整備を図っていくことを3つの柱としている。

今後はこの計画や、高齢、障害、子ども等の個別計画、また平成30年度からの世田谷区新実施計画（後期）に基づき、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、区民、事業者等との連携、協働をより一層充実させ地域福祉の推進を図る。

#### 1. 保健医療福祉施策の計画的な推進

##### (1) 総合計画の進行管理

総合計画や各分野別計画の進行管理を着実にを行い、保健医療福祉の施策や基盤の確保を計画的に推進する。

##### (2) 地域包括ケアシステムの構築

世田谷区では「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。その取組みの1つである、地区における身近な福祉相談の充実と地域の人材や社会資源の開発・協働を進める地域包括ケアの地区展開（福祉の相談窓口・参加と協働による地域づくり）の実施における全体調整と進行管理を行う。

##### (3) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して療養生活をおくることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等が参加する医療連携推進協議会で医療と介護の連携に関する課題について協議し、関係団体等と連携しながら「在宅医療」の普及、医療・介護情報の共有、相談支援の充実、医療職・介護職の人材育成とネットワークづくり等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。

##### (4) 地区・地域での社会資源の発掘・創出

地域包括ケアの地区展開において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携して地域の課題を把握・共有し、多様な主体の参加のもと、協議体等における検討を通じて地域資源開発に取り組む。また、区は社会福祉協議会とともに、NPO等との連携を強化し、生活支援サービスの提供体制の拡充を図り、地域資源開発の取組みを支援する。

##### (5) 避難行動要支援者支援

高齢者、障害者など自力で避難が困難な避難行動要支援者を支援するため、町会・自治会との協定締結や、事業者等との連携による安否確認体制を拡充するとともに、福祉避難所（高齢者・障害者）の円滑な開設及び運営に向けた取組みを進める。



#### (6) 全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとぴあ」の全区的な拠点機能の構築及び向上に向け、拠点内施設の連携・運営体制を整備するとともに、官民連携による事業の実施等を推進し、区民へのサービス提供の充実をはじめ、事業者や地域、関係団体の支援・バックアップに取り組んでいく。

### 2. 権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

#### (1) 成年後見制度等の利用促進

成年後見利用促進法に基づき、制度を必要とする高齢者等の利用促進とともに、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図る。

#### (2) 保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

第三者評価の受審を促進するとともに、苦情や事故の内容・対応状況等に基づき、事業者への指導・助言を行う。また、保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査審議する。

#### (3) 保健福祉サービスの苦情対応

保健福祉サービスに関する苦情の申立てがあった場合は、条例の規定に基づき保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を聴くことで、苦情への適切な対応を図る。

### 3. 国民健康保険の運営

#### (1) 国民健康保険改革への対応

国民健康保険制度改革を着実に進め、国民健康保険制度の広域化、財政の健全化を図る。

#### (2) 資格の適正化と保険料収納率の向上

被保険者の資格の適正化に取り組むとともに、納付機会の充実や滞納整理の推進等により、保険料収納率の向上に更に努める。

#### (3) 医療費の適正化

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関して利用差額通知の送付及び希望シールの配布により利用促進するとともに、海外療養費申請の委託調査や柔道整復療養費に関する被保険者へのアンケート調査の実施等を通して医療費の適正化を図る。

#### (4) 特定健診・特定保健指導等の実施

第3期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導等を円滑に実施するとともに、課題となっている受診率と利用率の向上に努める。また、第2期データヘルス計画に基づき効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化を推進する。

### 4. 生活福祉等の推進

#### (1) 生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者の状況に応じて、就労支援や金銭管理支援等を通じて、日常生活の自立や就労による経済的自立を推進する。

#### (2) 生活困窮者等の支援

生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が、総合支所生活支援課と連携し、住宅確保給付金の支給や就労支

援、家計管理支援等を行ない、生活困窮者の自立を支援する。

(3) ひきこもり支援対策

ひきこもり等社会的に孤立傾向にある者について、支援のあり方検討に従い、支援に繋がる仕組みの構築や理解促進に取り組む。

地域保健医療福祉の総合的推進

頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	緊急見直し 対象事業	緊急 対策事業	予算額(千円)	担当所管課
24		保健福祉サービスの総合的な展開				総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)
25		地域保健福祉の推進に係る総合的調整			6,130	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
25		地域福祉活動等促進事業			14,500	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		保健福祉サービス質の向上の推進			64,439	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		保健福祉サービス苦情審査会運営	26		1,681	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		社会福祉法人の認可・指導検査			437	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
27		避難行動要支援者対策の推進			6,243	総合支所(地域振興課、生活支援課、保健福祉課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課)、障害福祉部(障害者地域生活課)
27		福祉人材育成・研修センター運営			92,862	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
28		梅ヶ丘拠点運営事業			2,056	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
28	新規	保健医療福祉総合プラザ維持運営			387,613	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
28	新規	保健医療福祉総合プラザ運営事業			2,519	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
29		初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業			543,524	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
30		在宅医療の充実			68,533	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(介護保険課、介護予防・地域支援課)、世田谷保健所(健康推進課)
31		成年後見制度の利用促進			79,589	総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
31		地区・地域での社会資源の発掘・創出 [109]			315,229	保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)

32		日常生活支援事業			31,502	保健福祉政策部(生活福祉課)
32		災害時ボランティア受入体制整備事業 [ 303 ]			29,931	保健福祉政策部(生活福祉課)
32		路上生活者対策			7,400	保健福祉政策部(生活福祉課)
33		旧軍人の援護(戦没者の遺族に対する 特別弔慰金等の支給事務)			568	保健福祉政策部(生活福祉課)
34		住居確保給付金支給事業		34	42,540 (補正後 1,198,570)	保健福祉政策部(生活福祉課)
34		ひきこもり支援対策			10,849	保健福祉政策部(生活福祉課)(若者支援担当課)
35		生活困窮者自立促進支援事業の実施			177,347	総合支所(生活支援課、子ども家庭支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
37		生活安定支援事業			20,768	保健福祉政策部(生活福祉課)
37		ハローワークと連携した生活困窮者等 の就労自立支援の取組み			-	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
38		中国残留邦人等に対する支援			57,058	保健福祉政策部(生活福祉課)
38		生活保護事業			21,771,552	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
38		生活保護受給者就労支援事業			19,363	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
39		被保護者居宅生活安定化支援事業			35,413	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
39		生活保護受給者金銭管理支援事業			28,908	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
39		被保護者自立促進事業			42,217	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
40		生活保護適正化事業			61,034	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
41		国民健康保険の運営		41 他	374,969	保健福祉政策部(国保・年金課、保険料収納課)
43		特定健診・特定保健指導等	43		1,475,062	保健福祉政策部(国保・年金課)
43		後期高齢者医療制度の実施			21,318,923	保健福祉政策部(国保・年金課)

## 令和2年度主要事務事業(主要課題「高齢者の地域生活支援」)

### 高齢者の地域生活支援(高齢福祉部)

高齢化が進む中で、住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができる地域社会を、行政と区民、事業者等が連携・協働して作り上げていく地域包括ケアシステムの推進と、介護保険制度の持続可能性の確保が求められている。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を推進するとともに、第8期高齢介護計画(令和3～5年度)の策定に取り組む。

また、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、社会福祉協議会の三者の連携により、身近な「福祉の相談窓口」として、高齢者のみならず、障害者、子育て家庭、生活困窮者などの相談を受けるとともに、参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」の取組みを一層推進していく。

#### 1. 高齢者等の地域生活を支える環境の整備

##### (1) 介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

##### (2) あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が一体となって、三者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、三者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、情報提供を行い、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

まちづくりセンター、社会福祉協議会との一体整備について若林地区で開設するほか、令和3年度整備完了に向け準備等に取り組む。また、あんしんすこやかセンターの事業運営の質向上と平成30年度に選定を行った令和元年度以降の運営事業者の提案内容の実現に向けて、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。

##### (3) 安全・安心の取組み

24時間365日の電話相談や定期的な電話訪問を行う「高齢者安心コール」や、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」の4つの見守り施策を推進する

とともに、多様な高齢者サービスや地域の支えあいによる見守りに取り組む。さらに、事業者と見守りに関する協定の締結を進めるなど、高齢者が安全で安心な生活を送れるよう重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつなぎ、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

#### (4) 高齢者施設の整備促進、区立特別養護老人ホームの大規模改修

要介護高齢者等の地域生活を支えるため、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、未利用国有地や大規模団地建替えにより生じた都有地、区有地の活用など、多様な手法により進める。また、区立特別養護老人ホームきたざわ苑の大規模改修を実施する。

## 2. 介護保険制度の円滑な運営、サービスの充実

### (1) 介護保険の円滑な運営

第7期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化に引き続き取り組むとともに、ケアマネジャー研修や介護事業者への情報提供等の事業者支援を行っていく。低所得者対策として、現行の介護保険料や介護サービス利用者負担の軽減に加え、消費税率の引上げによる増収分を活用した介護保険料の更なる軽減強化を図る。また、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）を策定する中で、第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者数、介護給付費等の推計を行い、第1号被保険者の保険料設定を行う。

### (2) 介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、「（仮称）世田谷区認知症とともに生きる希望条例」制定に向けた検討を引き続き行うとともに、令和2年4月に開設した認知症在宅生活サポートセンターの確実な運営を行い、認知症在宅支援の推進を図る。

### (3) 福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて介護需要が一層高まることから、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをおし、引き続き介護職員のキャリアアップと事業者の介護職員処遇改善加算の取得を支援していく。

また、訪問介護員の移動時の負担軽減による離職防止等を目的とした「電動アシスト自転車購入費用助成事業」や、特養ホームへの「宿舍借り上げ支援事業」を新たに実施し、さらなる介護人材の確保、定着支援に取り組む。

さらに、「第8期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定における意見交換や検討状況、国が示す介護人材確保を推進するための基盤（プラットフォーム）の仕組みを踏まえつつ、昨年度設置した「世田谷区介護人材対策ワーキンググループ」の機能を強化し、介護サービス事業者、国や都の関係機関等との連携を図りながら、効果的な介護人材対策に取り組む。

### (4) 区立特別養護老人ホームの民営化に向けた準備

区立特別養護老人ホームの芦花ホーム、上北沢ホーム、きたざわ苑について、運営法人の創意工夫による自主的・主体的な施設経営によりさらなるサービスの拡充と高齢者福祉の増進を図るため、令和3年度に設置者を区から社会福祉法人に変更（民営化）する。民営化に向けて、現運営法人を候補者とした適格性審査を行い、準備を進める。

### 3. 地域支えあい活動の推進

高齢者の孤立化等を防ぐためには、行政だけではなく区民が主体的に参加する取組みを促進していく必要がある。区民が自主的に行う「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」等の住民活動や、地域の活動団体が自主的に参加して、高齢者が孤立しないよう見守るネットワークづくりを支援し、地域支えあい活動の推進を図る。

高齢者の地域生活支援						
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	緊急見直し 対象事業	緊急 対策事業	予算額(千円)	担当所管課
44	新規	第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定			3,206	高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課)
44		高齢者見守り施策の推進	44		141,297	総合支所(地域振興課、保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)
45		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備促進			100,956	高齢福祉部(高齢福祉課)
46		都市型軽費老人ホーム及びショートステイの整備促進[105]			56,823	高齢福祉部(高齢福祉課)
46		地域密着型サービス拠点の整備促進[105]			517,466	高齢福祉部(高齢福祉課)
46		区立特別養護老人ホームの改修			0	高齢福祉部(高齢福祉課) 令和元年度2次補正予算の繰越明許費にて実施
47		区立特別養護老人ホームの民営化に向けた準備[行革631]			417	高齢福祉部(高齢福祉課)
47		福祉人材の確保・育成	49		149,172	高齢福祉部(高齢福祉課)
50		ひとり暮らし高齢者等の安全確保			23,370	高齢福祉部(高齢福祉課)
51		高齢者虐待対策事業			33,686	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課)
52		介護保険制度の運営			692,014	総合支所(保健福祉課)、保健福祉政策部(保健福祉政策課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)
53		介護保険料の減免及び軽減		54		高齢福祉部(介護保険課)
55		介護サービス利用者負担額の軽減			30,919	高齢福祉部(介護保険課)
55		シニアボランティア・ポイント事業			3,838	高齢福祉部(介護保険課)

56		介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の実施[102]	56 他		1,869,470	高齢福祉部(介護予防・地域支援課、介護保険課)
59		認知症高齢者及び家族の支援策の推進[103]			92,180	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
63		あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の運営[108]			908,003	高齢福祉部(介護予防・地域支援課)、総合支所(保健福祉課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
65		地域支えあい活動の推進			25,962	生活文化政策部(市民活動・生涯現役推進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)

## 令和2年度主要事務事業(主要課題「障害者の地域生活支援」)

### 障害者の地域生活支援(障害福祉部)

国は、地域共生社会の実現に向けた環境整備とともに、障害者の生活や就労の支援、医療的ケアを必要とする障害児への支援、個々の状況に応じたサービスの提供、精神障害者の退院促進と支援の充実など、障害者の地域生活の支援について一層の充実に取り組むこととしている。

区では、こうした状況を踏まえ、平成30年3月に、せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)の一部を見直し、地域包括ケアシステムの推進、障害理解の促進と障害者差別解消法の取組みの普及啓発、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機とした共生社会ホストタウンの取組みなどに関して計画化するとともに、第5期世田谷区障害福祉計画及び第1期世田谷区障害児福祉計画の2つの計画と一体的に計画を策定した。

計画の基本理念である「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」を目指して、「障害に対する理解や配慮の促進」、「共生社会実現のための区民、事業者、区の連携・協働」、「ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」を施策展開における基本的方向性に掲げ、計画期間である令和2(2020)年度までの期間において、3つの重点取組みを推進するとともに、各計画に基づき施策の取組みを推進する。

また、令和3年度を始期とする次期せたがやノーマライゼーションプラン(世田谷区障害者計画)について、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、社会状況の変化等に対応した計画を策定する。

#### 第5期世田谷区障害福祉計画における3つの重点取組み

##### 1. 障害理解の促進と障害者差別の解消

障害者差別解消法を踏まえた障害理解の促進と障害者差別の解消、共生社会ホストタウンの推進など、区民、団体、事業者等との連携・協働のもとで多様な取組みを展開し、共生社会の実現を目指す。

##### 2. 障害者の地域生活の支援

保健・医療・福祉等が連携し、重症心身障害児(者)や医療的ケア児等を含め、個々の障害者のニーズに沿った福祉サービスの充実に図るとともに、日中活動や居住の場を計画的に整備していく。施設整備に当たっては、中長期的な施設需要に対応するための基本方針を策定する。また、昨年度開設した梅ヶ丘拠点障害者支援施設や上用賀四丁目の障害者施設の開設を踏まえ、地域での生活支援機能の充実に引き続き推進する。地域包括ケアシステム推進の観点から、精神障害や複合的な生活課題に対応するための相談支援機能を強化する。

##### 3. 障害者就労の促進

障害者雇用促進法の改正により、障害者の雇用を一層促進するため、短時間労働者の雇い入れ及び継続雇用の支援、国及び地方自治体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることになったことを受け、障害者個々の特性に応じた就労の促進、区や民間企業等の雇用の促進、就労定着支援などに取り組み、障害者が地域や社会の一員として自らの力を活かせる環境を整えていく。また、せたJOB応援プロジェクトの実施により開拓された業務の共有等をとおして、生活困窮者や若者、ひきこもり等の関係所管と連携した支援を行うとともに、引き続き誰もが働きやすい地域づくりのため、ユニバーサル就労の開発に向けた検討に取り組む。



○ 障害者の地域生活支援						
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	緊急見直し 対象事業	緊急 対策事業	予算額(千円)	担当所管課
66		せたがやノーマライゼーションプラン及び第5期世田谷区障害福祉計画(第1期障害児福祉計画)の推進及び次期計画の策定			4,486	障害福祉部(障害施策推進課)
66		共生社会実現に向けた取組み [106]			22,852	障害福祉部(障害施策推進課)
69		障害者総合支援法に基づく在宅サービスの充実			4,382,478	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
69		障害認定審査調査外部委託の拡充			1,694	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
70		医療的ケアが必要な障害児(者)への支援			304,169	障害福祉部(障害保健福祉課)、保育部(保育課)、教育政策部(教育相談・特別支援教育課)
71		障害者(児)の在宅生活の支援			204,611	障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課)
72		相談支援体制の充実			242,706	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)
72		精神障害施策の充実			230,241	障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)
73		障害者虐待防止の推進			4,581	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課、障害保健福祉課)
73		障害者居宅介護人材の確保・育成			1,605	障害福祉部(障害施策推進課)
74		発達障害者支援事業			394,367	障害福祉部(障害保健福祉課)
76		障害者施設の整備			40,601	障害福祉部(障害者地域生活課)
77		障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援			4,223,196	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
78		障害者の居住の場の運営および運営支援			243,968	障害福祉部(障害者地域生活課)
79		梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援			153,000	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
80		高齢者、障害者などの移動困難者への支援			39,002	障害福祉部(障害者地域生活課)
80		障害者就労の支援			274,434 (すきっぷの再掲分を含む)	障害福祉部(障害者地域生活課)
82		障害者施設工賃アップ推進事業			18,520	障害福祉部(障害者地域生活課)

## 令和2年度 主要事務事業(主要課題「子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み」)

### 子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み(子ども・若者部、児童相談所、保育部)

令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「世田谷区子ども計画(第2期)後期計画」、これに内包する「子ども・子育て支援事業計画」や「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、平成30年度を初年度とする「世田谷区新実施計画(後期)」等に基づき、子ども・子育て施策と若者施策の総合的な展開を図る。

子ども計画の4つの重点政策に基づき、乳幼児期から身近な場所でいきいきと外遊びができる環境を整えるなど、「子どもが地域の中で自ら生きる力を育む」ことができるよう子ども・若者施策を展開するとともに、身近な地区における相談支援・見守りのネットワーク強化や妊娠期から地域につながる取組みを推進するなど、「妊娠期から地域の中で子育てを楽しむ」ことができるよう子育て支援の充実に努める。

保育施策については、待機児童は解消したが、未だ希望する保育園に入園できない世帯も多いことなどから、引き続き保育施設の適切な整備に取り組むとともに、子育て家庭のニーズに沿った多様な保育の推進や、教育・保育の質の向上を通し、「子ども子育て家庭を支える」環境のさらなる充実を図る。

令和2年4月に開設した児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより、虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談行政を展開するとともに、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に向けた取組みや、措置や一時保護された子どもの意見表明支援をはじめとする権利擁護の仕組みづくりを進めるなど、「子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支える」取組みを促進する。

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策計画」に基づき、子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されず、貧困の連鎖を断ち切ると同時に、新たな貧困の連鎖を生まないために、子どもや保護者への支援の充実とあわせて、当事者の視点に立った情報提供や相談体制等の推進や、支援者の気づきの感度の向上と連携強化により支援につながる仕組みの強化を図る。

若者施策については、「若者計画」に基づき、若者の活動や悩みに伴走しながらサポートできる人材の育成や若者の参加・参画の推進を図るために意見を言える場の拡充や提案を実現できるための仕組みづくり、生きづらさを抱えた若者を関係機関が連携して支援する仕組みの強化により、若者が地域で力を発揮できる環境を整える。

#### 1. 若者が力を発揮する地域づくり

##### (1) 若者の交流と活動の推進

池之上、野毛、希望丘で運営している青少年交流センターと児童館との連携を強化し、中高生世代を中心とした青少年の活動支援を進める。また、青少年交流センター同士の連携を強化し、ユースワークの質の向上を図り、若者の交流と活動を広げる機会を充実させる。さらに、大学生スタッフが中心となって運営する居場所事業や区民等による居場所づくり等、若者支援活動の促進に取り組む。

若者に身近なSNSを活用した情報発信を若者自身が行うことで、これまで届かなかった若者層に効果的に情報を届けるとともに、情報を受け取った若者が地域活動や交流の場等に参加・参画するきっかけをつくり、若者が身近なところから社会をつくる一員とし

て自ら動き出す機会の拡充を図る。

## (2) 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援

様々な理由から社会との接点を持たず、学校生活になじめない、社会的自立に向けた一步を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者が希望する自立を果たせるよう、若者総合支援センターを中心に福祉、医療、就労、教育等の関係機関や地域と連携しながら切れ目ない支援を行う。

令和2年度は、生きづらさを抱えた若者や家族が、身近な場、敷居の低い場から専門的な相談につながるができるよう、出張相談の拡充と、家族会等ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みづくりの充実を行う。

## 2. 子どもが育つ環境づくり

### (1) 家庭・地域における子育て支援の推進

子育て中の親子が身近な場所で気軽に立ち寄り、交流・相談ができる場や子どもを一時的に預かる場を拡充するとともに、子どもの近くで働くことのできる場を整備する。また、子ども基金の仕組みによる地域の子育て活動の立ち上げ・拡充支援や、「子ども・子育てつなぐプロジェクト」による団体同士の交流や学びの促進により、地域の子育て力の向上を図る。

### (2) 保育・幼児教育環境の充実

保育施設の整備については、待機児童は解消したが、未だ希望する保育園に入園できない世帯も多くいることから、引き続き適切な整備に取り組む。区内保育施設に対する巡回支援相談や専門研修などを通じて区全体の保育の質の維持・向上を図るとともに、子どもや子育て家庭の様々なニーズを受け止めながら、多様で質の高い保育・幼児教育環境を整えることにより、子どもの健やかな成長を促す。

世田谷区内の全ての保育施設が子どもを中心とした保育を実践することができるよう策定した「世田谷区保育の質ガイドライン」（平成26年度策定）について、イラストにより親しみやすく解説した「なるほど！せたがやのほいく～世田谷区保育の質ガイドライン」（平成29年作成）を活用し、事業者・保護者等保育に関わる全ての人に対し、更なる周知と共通理解の促進に取り組む。

平成30年4月から区立指定園1園（烏山地域）、平成31年4月から区立指定園2園（北沢地域・砧地域）で開始した医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、新たに令和2年4月から区立指定園1園（世田谷地域）で実施する。さらに令和4年4月の玉川地域での受け入れ拡充に向け、引き続き障害のある子どもの保護者の就労を支えるための体制を整備する。

休日保育については、令和元年7月から1園拡充し、現在6園で実施している。今後、拡充園を含めた利用状況やその立地、園の職員体制等を考慮しながら、実施園の拡充に向けた検討を行う。

「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」に基づき、乳幼児教育アドバイザーの派遣やアプローチ・スタートカリキュラムなどの実施を通じて、保育・幼児教育の質の向上に取り組む。

幼児教育・保育の無償化の対象施設について、令和3年4月1日より指導監督基準を満たす施設に限定する条例の制定を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、現在施設への立ち入り調査が行えず、基準を満たしていない施設に対する指導・支援が進まないことから、施行時期を含めた検討を行い、制定に向けた準備を進める。

### (3) 妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進

妊産婦等の孤立を防止し、出産・子育てに関する不安を軽減するため、妊娠期から就学期までの子育て家庭を支える切れ目のないサ

ポート体制の充実に向けて、平成28年7月から「世田谷版ネウボラ」を開始した。各総合支所に設置したネウボラ・チームによる妊娠期の面接相談の全員実施をはじめ、医療や地域と連携しながら、子育て家庭を支えるネットワーク体制の構築を目指している。

平成31年4月には、健康づくり課と子ども家庭支援課を母子保健法に基づく子育て世代包括支援センターに位置づけたほか、この間の妊娠期面接等各取組みの実施状況及び、子ども・子育て会議での議論等を踏まえ、相談者それぞれの状況やニーズに応じて適切な支援をコーディネートする利用者支援事業の充実をはじめ、地域や医療のほか子どもに関わる機関との連携強化による相談支援の充実や支援につながる仕組みの充実、地域で子育てを支える環境づくりをとおり、妊娠期から就学まで安心して子育てができるよう、切れ目ない支援を行っていく。

#### (4) 子どもの成長と活動の支援

児童館の持つ地域関係者や活動団体、相談支援機関等との幅広いネットワークをさらに充実し、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。また、「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、地区における相談・見守りの中核的な役割を果たすため、児童館職員の人材育成や支援力向上にも取り組む。

プレーパークをはじめとした地域資源を活用し、保護者、地域、活動団体、関係機関等のネットワークを強化し、外遊びの啓発と既存の活動の充実を図る。

### 3. 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

#### (1) 支援を必要とする子どもと家庭のサポート

支援を必要とする子ども・家庭を早期発見・早期対応し、児童虐待の予防的な取組みの充実を図るとともに、複雑化した子どもや家庭の課題に対する専門性の高い支援までを行う子ども家庭支援センターを中心に、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援力の向上を図る。さらに、子どもの貧困対策について、「子ども計画(第2期)後期計画」に内包するかたちで策定した子どもの貧困対策計画に基づき、子どもへの支援・サービスの量及び質の充実、保護者への支援の充実、当事者の視点に立った情報提供と相談体制等の推進や、支援者の気づきの感度の向上と連携強化による支援につながる仕組みの強化に取り組む。

#### (2) 効果的な児童相談行政の推進

令和2年4月に開設した児童相談所と子ども家庭支援センター、地域が一体となり、児童虐待予防・早期発見、地域での見守り強化を進める。また、区の地域資源と連携し、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。

子ども・子育て・若者施策の総合的な取組み						
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	緊急見直し 対象事業	緊急 対策事業	予算額(千円)	担当所管課
83		若者の交流と活動の推進 [201]			342,481	子ども・若者部(児童課、若者支援担当課)
85		生きづらさを抱えた若者の社会的 自立に向けた支援 [202]			60,958	子ども・若者部(若者支援担当課)、総合支所(健康づくり課)、経済産業部(工業・ものづくり・雇用促進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)、教育総務部(学校健康推進課)
87		家庭・地域における子育て支援の推進 [203]	87 他		699,311	子ども・若者部(子ども育成推進課、児童課、子ども家庭課)、総合支所(子ども家庭支援課)、保育部(保育課、保育認定・調整課)
90		保育施設の整備拡充 [204]	90		5,524,850	保育部(保育課、保育認定・調整課、保育計画・整備支援担当課)、教育総務部(幼児教育・保育推進担当課)
92		保育・幼児教育環境の充実		96 他	39,034,705	保育部(保育課、保育認定・調整課、保育計画・整備支援担当課)、子ども・若者部(子ども育成推進課、子ども家庭課)、教育総務部(幼児教育・保育推進担当課)
100		妊娠期からの切れ目のない支援(世田谷版ネウボラ)の推進 [205]	101		239,776	子ども・若者部(子ども家庭課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、世田谷保健所(健康推進課)
102		子どもの成長と活動の支援 [206]			302,438	子ども・若者部(児童課)、みどり33推進担当部(公園緑地課)、生涯学習部(生涯学習・地域学校連携課)
104		子どもを生き育てやすい環境の整備		104	25,470,842 (子育て世帯臨時特別給付金の補正予算を含む)	子ども・若者部(子ども育成推進課、児童課)、総合支所(健康づくり課、子ども家庭支援課)、保育部(保育課、保育認定・調整課)、危機管理部(地域生活安全課)、教育総務部(幼児教育・保育推進担当課)
107		支援を必要とする子どもと家庭のサポート [209]	114	111	1,528,437	子ども・若者部(児童課、子ども家庭課、児童相談支援課)、児童相談所、総合支所(保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)、障害福祉部(障害施策推進課、障害保健福祉課)、保育部(保育課)、世田谷保健所(健康企画課、健康推進課)、教育総務部(教育総務課)、教育政策部(教育指導課)

115		効果的な児童相談行政の推進 [210]			1,819,264	子ども・若者部（子ども育成推進課、児童課、子ども家庭課、児童相談支援課）、児童相談所、総合支所（生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課）、生活文化政策部（人権・男女共同参画担当課）、地域行政部（地域行政課）、保健福祉政策部（保健福祉政策課、生活福祉課）、障害福祉部（障害施策推進課、障害保健福祉課）、保育部（保育課、保育認定・調整課）、世田谷保健所（健康企画課、感染症対策課）、教育総務部（教育総務課）、教育政策部（教育相談・特別支援教育課）
116		子どもの貧困対策における重点取組み	117		77,064 （再掲事業 予算含む）	子ども・若者部（子ども家庭課、児童相談支援課）、総合支所（子ども家庭支援課）、保健福祉政策部（生活福祉課）
119		奥沢センタービル・三敬ビルの耐震診断等の取組み			5,851	子ども・若者部（児童課）、玉川総合支所（地域施設整備担当課、地域振興課）、生涯学習部（中央図書館）
120		小学校跡地活用複合施設整備			1,185,019	子ども・若者部（児童課）、北沢総合支所（地域振興課）、障害福祉部（障害保健福祉課）
120		子ども施策の総合的調整			3,047	子ども・若者部（子ども育成推進課）

## 令和2年度主要事務事業(主要課題「健康づくりの推進、健康危機管理の向上」)

### 健康づくりの推進、健康危機管理の向上(世田谷保健所、総合支所)

新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ感染症」という。)が世界的にまん延し、都市部のクラスター感染など国内でも患者数が急増する中、国は、新型コロナ感染症が国民の生命、健康に重大な被害を与えることや全国的かつ急速なまん延により国民生活等に甚大な影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」)に基づく「緊急事態宣言」を行った。そのことを受け保健所としても新型コロナ感染症のまん延防止に向けて庁内で他の所管とともに一丸となって健康危機管理の面から取り組むとともに、今後も関係機関等とも連携を図り同感染症の更なるまん延防止に努めていく。

また、新型コロナ感染症の影響により開催が一年延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催時には、競技大会の会場やその周辺などにおいて、不特定多数の人の往来に伴う感染症や食中毒の発生に加え、開催期間による熱中症等の発生も懸念されることから、昨年度に引き続き健康危機管理の体制整備等に取り組む。さらに、新型コロナ感染症対応の経験を活かし、新型インフルエンザや蚊媒介感染症(デング熱・ジカウイルス感染症等)、エボラ出血熱など、新興・再興の感染症、食品等の中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態も念頭に、健康危機管理体制を見直し、多様化する健康危機から区民を守るための体制強化と対応力の向上を図る。

一方、高齢化の進展や社会、経済情勢が変化するなかで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸が求められている。平成29年度から5か年の計画である「健康せたがやプラン(第二次)後期」に基づき、区民の健康づくり、安全で安心して暮らせる地域社会の創造に向けた取り組みを進めていく。なお、「健康せたがやプラン(第二次)後期」については計画期間が令和3年度末に終了し、同年度には令和4年から向こう10年間の新たな「健康せたがやプラン(第三次)」の策定を予定しているため、令和2年度に現プランの評価や基礎資料としての「世田谷区民の健康づくりに関する調査」を行う。

#### 1. 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

##### (1) 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

令和2年4月7日に特措法に基づく国の「緊急事態宣言」を受け、区は1月27日に立ち上げた「健康危機管理対策本部」を特措法に基づく「世田谷区新型コロナウイルス感染症対策本部」と位置づけた。事業の自粛等、区としてのまん延防止策の検討に加え、帰国者・接触者電話相談センターやPCR検査体制等の拡充など対策の強化に庁内一丸となって引き続き取り組んでいく。さらに、新型コロナ感染症のまん延防止に向けた対応や経験を踏まえて、新型インフルエンザ等対策地域医療体制検討部会を通じて「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」改定に向けての課題整理を行い、あわせて事業継続計画等についても見直しの検討を進めるほか、その他感染症の予防の啓発やまん延防止に取り組む。

##### (2) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての健康危機管理体制の整備

一年延期された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、競技会場の一つである馬事公苑周辺に加え、アメリカ選手団のキャンプ地となる大蔵運動場などにおいては、競技大会開催期間中、外国人を含め不特定多数の人が往来することが想定されるため、東京都やその他の関係機関と連携し、感染症や食中毒の予防、熱中症の予防等の健康危機管理の体制整備等に取り組む。

(3) 健康危機管理体制の整備と災害時医療体制の強化

大規模食中毒の発生や新型インフルエンザ等感染症、感染力の強い輸入感染症の健康危機に備え、関係機関との連携など、平時より健康危機管理に対応する体制の整備を図る。また、災害時の医療活動の円滑な実施に向けた体制の強化を図る。

(4) 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査(検査)・指導体制を充実するとともに、区民講座や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行うほか、食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するよう取り組む。

## 2. 健康せたがやプラン(第二次)後期に基づく総合的な健康づくりの推進

(1) 「健康せたがやプラン(第二次)後期」の基本理念「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現(世田谷区健康づくり推進条例第1条)」を継承し、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進する。特に、「生活習慣病対策の推進」「食育の推進」「こころの健康づくり」「がん対策の推進」を重点施策と位置づけ、より戦略的かつ総合的に取り組んでいくほか、「一人ひとりの健康づくりの支援(6施策)」「健康に関する安全と安心の確保(4施策)」「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

(2) より多くの区民が、それぞれ健康に良いことを何かひとつ実践できるよう「健康せたがやプラス1」を働きかける。特に「歩くこと、動くこと」と「かしこく、おいしく食べること」に焦点を当て、身近で気軽にできるウォーキングや地域や家庭で食育の輪を広げる活動など、誰もが日常生活の中でできることを様々な機会を通じて普及啓発していく。

(3) 令和4年から向こう十年間の新たな「健康せたがやプラン(第三次)」の策定を令和3年度に予定していることから、現プランの評価や基礎資料として成人区民4千人を対象とする「世田谷区民の健康づくりに関する調査」等を行う。

(4) 改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が令和2年4月1日に全面施行されたこと踏まえ、受動喫煙対策を推進して、喫煙する人と喫煙しない人、双方が喫煙や受動喫煙の健康影響について正しい知識と理解を深め、互いに相手を思いやる行動をとることにより「望まない受動喫煙」の防止が図られるよう、区民、事業者等へのきめ細やかな啓発等の取組みを推進していく。

## 3. 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」及び「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン」に基づき、ボランティアと連携し、飼い主のいない猫対策の普及啓発など、人と動物が地域で共生できるまちづくりを進める。

## 4. 住宅宿泊事業の適正な運営

住宅宿泊事業について、区の良い住環境を確保することを基本に、事業の現状を届出や苦情などの状況等から把握するとともに、事業者への指導・助言等を通じ適正な運営をめざす。



健康づくりの推進、健康危機管理の向上						
頁	区分	事務事業名[実施計画事業番号]	緊急見直し 対象事業	緊急 対策事業	予算額(千円)	担当所管課
121	新規	新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取り組み		121		世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課)、総合支所(保健福祉課、健康づくり課)保健福祉政策部(保健福祉政策課、保健医療福祉推進課)
124		健康危機管理の向上	124		18,554	世田谷保健所(健康企画課、感染症対策課)、総合支所(保健福祉課、健康づくり課)
127		健康づくり推進条例及び健康せたがやプラン(第二次)後期の推進	129		13,129	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課)、総合支所(健康づくり課)
131		受動喫煙対策	132		25,270	世田谷保健所(健康企画課)
133		がん対策の推進[101]			1,446,969	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)、教育政策部(教育指導課)
138		精神保健福祉施策の充実[101]	144	146 他	41,188	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課)、総合支所(生活支援課、健康づくり課、保健福祉課、子ども家庭支援課)、障害福祉部(障害保健福祉課)、子ども・若者部(若者支援担当課)、教育総務部(学校健康推進課)
147		歯科保健事業の推進			108,739	世田谷保健所(健康推進課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
149		食育の推進			5,682	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)
151		母子保健施策の推進・事業の拡充	153	152 他	218,213	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
156		感染症対策事業	158		284,297	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
161		予防接種事業			2,777,787	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
164	新規	小児慢性特定疾病医療費給付			158,023	世田谷保健所(感染症対策課)
165		食の安全確保	165 他		20,560	世田谷保健所(生活保健課、健康企画課)
168		環境衛生の充実	169 他		21,203	世田谷保健所(生活保健課)
171		医事・薬事環境の向上	172		3,787	世田谷保健所(生活保健課)
173		人と動物との調和のとれた共生社会の推進	173		8,796	世田谷保健所(生活保健課)
174		狂犬病予防法事務			7,521	世田谷保健所(生活保健課)

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	<p>保健福祉サービスの 総合的な展開 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課)</p>	<p>地域の保健福祉サービスの拠 点として、関係機関・事業者・ NPO等との連携による総合 的・効果的なサービスを提供す る。</p>	千円	<p>誰もが、安心して健やかに在宅で生活で きるよう、保健・福祉・医療の連携を図 り、利用者のニーズを的確にとらえ、区 民・事業者等との協働に基づいたサー ビスを総合的に提供する。</p> <p>ケアマネジメントを適切に実施し、高 齢・障害・子育て・低所得等、複合的な 課題を抱える区民に対しての支援を、支 所内の連携により取り組むとともに、地 域包括ケアシステムを引き続き推進し、 関係機関との連携を強化する。</p> <p>事業者への支援、サービスの提供の定期 的な評価を行い、サービスの質の向上を 図る。</p> <p>地域の関係機関等からの相談や多様な苦 情解決の調整を行うとともに、必要に応 じて緊急時の福祉的対応を行うことによ り、問題の早期解決や予防に努める。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	地域保健福祉の推進に係る 総合的調整 (保健福祉政策課)	区民及び事業者等との連携の下に、「地域保健医療福祉総合計画」や各分野別計画などに沿って、保健福祉領域の施策の調整を総合的に進める。 (1)総合計画の進行管理と、保健福祉領域内の総合調整 (2)地域保健福祉審議会の運営	千円 6,130	(1) 総合計画の進行管理を行うとともに、高齢者、障害者、子ども、健康づくり等の各分野個別施策の推進及び計画策定等を支援する。 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が連携して、身近な「福祉の相談窓口」の充実と社会資源開発による地区の課題解決の取組みである「参加と協働による地域づくり」を行う地域包括ケアの地区展開の推進に向けて、全体の調整と進行管理を行う。 (2)地域保健福祉審議会を運営し、保健福祉施策の推進を図る。全区版の地域ケア会議として、地区及び地域の取組みや課題を共有するとともに、全区的な課題の解決に向けた対応を検討し、政策形成につなげる。
	地域福祉活動等促進事業 (保健福祉政策課)	地域保健福祉等推進基金を活用し、区内福祉施設等への支援を行うことで、地域保健福祉活動の一層の促進を図る。	千円 14,500	区に寄附を行った区民の意向に配慮するとともに、福祉的環境の整備等のため、区内で福祉施設等を運営する団体の活動の支援などを行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	保健福祉サービス 質の向上の推進 (保健福祉政策課)	1. 苦情・事故報告等に基づく事業者支援や事業者指導の総括により、サービスの質の向上を図る。	千円 64,439	(1) 区に提出された苦情・事故報告等に基づき、事業者への指導・助言や情報提供を行い、サービスの改善を促す。 (2) 事業者指導をより効果的に行うため、所管課が作成する事業者指導計画の取りまとめや調整等を行う。 (3) 保健福祉サービス向上委員会を運営し、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を審議する。
		2. サービス提供事業者の第三者評価受審を促進し、利用者のサービス選択に資する情報を提供するとともに、事業者のサービスの質の向上を図る。		高齢介護・障害福祉・子ども分野等のサービス提供事業所に対して、東京都の補助金を活用し、区立事業所の第三者評価を実施するとともに、民間事業者に対して第三者評価受審費を補助する。
	保健福祉サービス 苦情審査会運営 (保健福祉政策課)	区民から申立のあった苦情に対して適切な対応を図るとともに、サービスの質の向上に結び付ける。	千円 1,681	区民からの苦情申立てについて、学識経験者等で構成する苦情審査会を設置し、中立公正な立場で審査を行い、区に対し意見書を提出する。区は、この意見書を踏まえサービスの改善などに努め、その結果を苦情審査会に報告する。(実施回数減)【緊急見直し対象事業】
	社会福祉法人の 認可・指導検査 (保健福祉政策課)	社会福祉法人の認可等及び指導監査事務を適正に実施する。	千円 437	東京都と連携しながら、区が所轄する社会福祉法人の認可等及び指導監査の事務について、法令に基づき適正かつ円滑に行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>避難行動要支援者対策の 推進 (地域振興課、生活支援課、 保健福祉課) (保健医療福祉推進課) (高齢福祉課、介護保険課) (障害者地域生活課)</p>	<p>「避難行動要支援者避難支援 プラン」に基づき、避難行動要 支援者の避難支援対策を推進す る。 (1)避難行動要支援者支援事業 の拡充 (2)介護事業者等との連携強化 (3)福祉避難所(高齢者・障害 者)の開設・運営体制の強化 及び、福祉避難所(高齢者・ 障害者)協定締結施設の拡充</p>	<p>千円 6,243</p>	<p>(1)協定を結んだ町会・自治会等に対して、 本人同意のもと作成した避難行動要支援者 名簿を提供する「避難行動要支援者支援事 業」については、「避難行動要支援者支援 の進め方(ガイドライン)」などを活用 し、本事業の普及・啓発とともに、協定締 結数の拡充を図る。 (2)地域住民による避難支援体制を補完し重 層的な安否確認体制を整備するため、日頃 から避難行動要支援者の状況を把握してい る介護事業者等との連携強化に向けた取組 みを行う。 (3)福祉避難所(高齢者・障害者)の円滑 な運営に向け、図上演習等を障害者施設、 高齢者施設ごとに協働で実施し、災对各部 マニュアルと各施設の運営マニュアルの実 効性を高める。福祉避難所(高齢者・障害 者)の拡充に向け、新規開設施設等に協定 締結を働きかける。</p>
	<p>福祉人材育成・研修 センター運営 (保健医療福祉推進課)</p>	<p>各分野における福祉人材の確 保、質の向上に向けた研修など の事業を効率的に実施する。 (1)効率的な事業実施 (2)運営委員会の開催</p>	<p>千円 92,862</p>	<p>(1)研修室を効率的に活用した事業を実施 するため、指定管理者やセンター内の他 の事業と連携し進める。 (2)センターで実施する人材育成の事業を 効果的、効率的に実施するため、学識経 験者を含めた委員会を開催する。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	梅ヶ丘拠点運営事業 (保健医療福祉推進課)	「梅ヶ丘拠点整備プラン」に基づき、全区的な保健医療福祉の拠点機能を構築するとともに、拠点内外の施設等との連携による取組みをはじめとした事業を官民連携により展開していく。	千円 2,056	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 拠点内の施設とともに人材育成の研究機能と連携した事業を実施していく。</li> <li>(2) 多種多様な団体や多世代間の交流促進、連携事業の発信等を目的とした(仮称)うめとびあフェアを拠点内施設と連携して開催する。</li> <li>(3) 拠点内施設と連携した情報紙の発行等により、保健・医療・福祉に関する情報発信を行う。</li> <li>(4) 拠点運営の機能向上に向け、区民や関係団体等の意見交換を行うための地域交流会議を開催する。</li> </ul>
新規	保健医療福祉総合プラザ維持運営 (保健医療福祉推進課)	地域福祉の推進に寄与することを目的として、保健医療福祉総合プラザの管理運営を適切に行うとともに、施設利用の促進を図っていく。	千円 387,613	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健医療福祉総合プラザの管理運営を効率的かつ効果的に行うため、指定管理者により民間事業者のノウハウを活かした施設運営を行う。</li> <li>(2) 感染症拡大防止に留意するとともに、貸出施設等の利用促進に向け、利用者の視点に立った利用案内やサービス提供等、利便性の向上に取り組む。</li> </ul>
新規	保健医療福祉総合プラザ運営事業 (保健医療福祉推進課)	保健医療福祉総合プラザを含む拠点全体の敷地管理を適切に行うとともに、民間施設棟の適切な運営を確保するために、運営状況の継続的な点検を行っていく。	千円 2,519	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民間施設棟「東京リハビリテーションセンター世田谷」について、基本協定に基づき運営及び維持管理等に関するモニタリングを実施し、区民ニーズや制度改正等に対応した改善等を行っていく。</li> <li>(2) 民間施設棟敷地の貸付契約の管理及び貸付料の収納を適切に行う。</li> </ul>

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法																																																												
	初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業 (保健医療福祉推進課)	<p>1. 区民の健康を守るため、一般の医療機関の診察終了後の準夜や休日に、比較的軽症で入院を伴わない患者に対応する初期救急診療事業を、小児科・内科3か所、歯科1か所、薬局2か所で実施する。また、輪番制による休日診療を、小児科・内科6か所(繁忙期9か所)、歯科2か所、薬局(年末年始)2か所で実施する。</p> <p>初期救急医療の周知・普及を図るため、乳幼児の保護者を対象に小児のための初期救急医療講座を開催する。</p> <p>令和2年4月に初期救急診療所・薬局が保健医療福祉総合プラザへ移転したことに併せて、繁忙期の充実、輪番の見直し等体制の見直しを図った。今年度は次年度に向けた体制の検証を行う。</p> <p>2. 心身の障害等のため、一般の歯科診療所での診療を受けられない方への歯科診療を行う。</p>	千円 543,524	<p>(1)初期救急診療所 対象者 比較的症状の軽い方 診療科目 小児科、内科、歯科 実施場所等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">診療科目</th> <th style="width: 5%;">平日準夜</th> <th style="width: 5%;">土曜準夜</th> <th style="width: 5%;">休日日中</th> <th style="width: 5%;">休日準夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区医師会初期救急診療所</td> <td>小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>烏山診療所</td> <td>小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>玉川医師会診療所</td> <td>小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>世田谷区歯科保健センター</td> <td>歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))</td> <td>小/内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輪番(地域の歯科診療所2か所)</td> <td>歯</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・手術等初期救急で対応が困難な場合は、連携する病院を紹介する</li> <li>・初期救急医療の周知・普及を図る</li> </ul> <p>(2)小児のための初期救急医療講座の開催 年4回開催 対象: 0 ~ 3 歳児の保護者</p> <p>実施場所 世田谷区口腔衛生センター 実施日時</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 10%;">月</th> <th style="width: 10%;">火</th> <th style="width: 10%;">水</th> <th style="width: 10%;">木</th> <th style="width: 10%;">金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時~12時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>午後1時~4時</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1...第1、4、5を除く      2...第2、4を除く 祝日、年末年始は除く</p>	名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜	世田谷区医師会初期救急診療所	小/内					烏山診療所	小/内					玉川医師会診療所	小/内					世田谷区歯科保健センター	歯					輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))	小/内					輪番(地域の歯科診療所2か所)	歯						月	火	水	木	金	午前9時~12時					2	午後1時~4時	-			1	
名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜																																																											
世田谷区医師会初期救急診療所	小/内																																																															
烏山診療所	小/内																																																															
玉川医師会診療所	小/内																																																															
世田谷区歯科保健センター	歯																																																															
輪番 (地域の診療所6か所(繁忙期9か所))	小/内																																																															
輪番(地域の歯科診療所2か所)	歯																																																															
	月	火	水	木	金																																																											
午前9時~12時					2																																																											
午後1時~4時	-			1																																																												

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部 高齢福祉部 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>在宅医療の充実                      (保健医療福祉推進課)                      (介護保険課、                      介護予防・地域支援課)                      (健康推進課)</p>	<p>医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して療養生活をおくることができるよう、関係団体等と連携しながら在宅医療の普及、医療・介護情報の共有、相談支援の充実、医療職・介護職の人材育成とネットワークづくり等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。</p> <p>(1) 地域の医療・介護資源の把握                      (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討                      (3) 切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築に向けた取組み                      (4) 医療・福祉関係者の情報共有の支援                      (5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援                      (6) 医療職・介護職のための研修                      (7) 地域住民への普及啓発                      (8) 在宅医療・介護連携に関する区市町村の連携</p>	<p>千円 68,553</p>	<p>(1) あんしんすこやかセンターの担当者の意見も取り入れながら、「在宅療養資源マップ」の更新を行うとともに、区外の医療機関に対しても周知を図る。                      (2) 医療職・介護職等の多職種が参加する医療連携推進協議会で、課題や対応策について協議を行う。・全体会 3 回他                      (3) 地区連携医事業を活用し、各地区における医療職・介護職のネットワークづくりを進める。・28地区×10回                      (4) 医療・介護関係者が、ICTを活用して患者情報や医療・介護関連の様々な情報共有を推進していけるよう、医師会の在宅療養推進基盤整備事業を支援する。                      (5) あんしんすこやかセンターの在宅療養相談窓口の相談技術向上に向け、民間の医療系ノウハウを取り入れ、困難事例の分析、施設基準の一覧等の情報共有を図る。・担当者連絡会 5 回・研修会 1 回                      (6) 医療職・介護職がグループワーク等を通じてそれぞれの役割や専門性について学ぶ多職種連携研修等を実施する。                      ・医科 2 回 ・歯科 1 回 ・薬科 1 回                      (7) 在宅医療とACPに関する周知・普及を行い、人生の終末期にどのような医療的ケアを望むのかを区民自らが選択できるようにガイドブックを作成する。                      (8) 二次医療圏(区西南部)や近隣の自治体と在宅医療・介護連携推進事業に関する情報交換を行い、連携を図る。</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	成年後見制度の利用促進 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課) (生活福祉課)	(1)成年後見利用促進法に基づき、制度の普及啓発や利用支援を図る。	千円 79,589	(1)成年後見センターにおいて、制度を必要とする高齢者等の早期利用促進や親族を含めた成年後見人への支援を行う。 申立てる親族等がない区民に対しては、区長申立て制度を活用する。また、報酬の支払いが困難な方へ報酬助成を行う。
		(2)区民成年後見人を養成し、住民による支えあいを推進する。		(2)将来的な成年後見制度の利用件数の増加に対応するため、一般区民を成年後見人の候補者として養成する研修を行う。
		(3)区民成年後見人の活用により成年後見制度の利用支援を推進する。		(3)区長申立て事例等の後見人受任をはじめ、成年後見制度の親族申立てに関する相談の対応や制度説明会の講師等として、区民成年後見人研修修了者を活用する。
	地区・地域での社会資源の 発掘・創出 (生活福祉課) (介護予防・地域支援課)	支援が必要な方に寄り添った 相談支援とともに、地域の課題 を把握・共有し、多様な主体の 参加のもと、新たな地域資源の 創出など地域生活を支援する体 制づくりを推進する。	千円 315,229	身近な福祉の相談窓口や訪問により、高齢者や制度の狭間にある方の生活支援等のニーズや課題把握に努め、多機関と連携して支援が必要な方に寄り添った包括的・継続的な支援に取り組む。 区民や地域の活動団体、事業者、NPOなど多様な主体が参加する協議体の場等で、地域課題の解決に向けた具体的な検討を重ね、地区に必要な地域資源の創出に取り組むとともに、参加と協働の地域づくりを推進する。

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	日常生活支援事業 (生活福祉課)	日常生活に支援が必要な高齢者や障害者等に対し、地域住民の支えあい活動を基盤として、ふれあいサービスなどを実施し、日常生活の困りごとの解決を図る。	千円 31,502	高齢者や障害者、産前産後等で日常生活に支援が必要な場合に、地域住民である協力員が、家事や外出支援などの生活サービスを行う。
	災害時ボランティア 受入体制整備事業 (生活福祉課)	災害時に全国から集まるボランティアの調整を担うコーディネーターを養成し、町会・自治会や避難所運営組織等への啓発を図るとともに、町会等と連携して災害ボランティアの受入体制の整備を推進する。	千円 29,931	災害ボランティアコーディネーターやコーディネーターのリーダーを養成するため、基礎講座、スキルアップ講座、専修講座など、体系的な研修を実施する。 避難所運営組織等と連携して合同訓練を実施するなど、関係づくりを進めるとともに受入体制を検証し、実効性を高めていく。 災害時におけるボランティアの活用等について、防災訓練や会議、行事等の場で説明し、理解促進を図る。
	路上生活者対策 (生活福祉課)	都区共同で実施している「路上生活者対策事業」を効果的に実施し、路上生活者の自立を支援する。 本年度より、従前よりモデル事業として行われていた「支援付地域生活移行事業」を各区と共同して実施する。	千円 7,400	自立支援センター「渋谷寮」など特別区人事・厚生事務組合が実施する以下の事業を通じて、生活支援課等の関係各所管と協力し、路上生活者の支援を行う。 自立支援センターは、5 年毎の輪番制により、第 3 ブロック内の各区持ち回りで設置しており、渋谷区内に設置された自立支援センター（平成 3 1 年 4 月から）において、次の各事業を実施する。 巡回相談事業 巡回面接相談を通じ状況把握、路上生活者対策事業の紹介、利用斡旋を行う。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 路上生活者対策			<p>緊急一時保護事業 路上生活者の一時保護、宿所・食事の提供、生活相談、健康診断等を行う。</p> <p>自立支援事業 緊急一時保護を利用した路上生活者のうち、就労意欲があり、自立の見込まれる方に就労支援、地域生活移行支援を行う。</p> <p>地域生活継続支援事業 自立支援事業終了後、再び路上生活に戻らないよう生活・就労状況を把握し、必要に応じてアフターケアを行う。</p> <p>支援付地域生活移行事業 長期化・高齢化した路上生活者の方に対し、路上生活を脱却して、賃貸アパート等で安定した居宅生活を送ることを目的として実施。各ブロックに借り上げたアパートに入居させ、買物同行、金銭管理等、居宅生活継続のための相談支援等を提供し、地域生活に移行する。</p>
	旧軍人の援護 (戦没者の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務) (生活福祉課)	先の大戦による戦没者等の遺族に対する国の特別弔慰金等の支給事務について、円滑な申請・支給手続きを行う。	千円 568	令和 2 年 4 月 1 日より第 1 1 回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請受付が開始したため、支給申請の受付、国庫債券の交付事務を実施する。また前回受給者に対して郵送による申請勧奨を行い、円滑な申請手続きを行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	住居確保給付金支給事業 (生活福祉課)	家賃補助や就労相談を通じて、離職等により住まいを失った方等の就労による自立を支援する。	千円 42,540 (1,198,570 1次補正後)	<p>支援内容 離職・廃業後 2 年以内、もしくは休業等により収入が減少し、住宅を失っている者又は失うおそれのある者を対象に、住居確保給付金を 3 か月間(要件を満たしている場合は、期間延長が可能)支給するとともに、就労相談等の支援を行う。</p> <p>実施方法 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、申請受付及びハローワークと連携した就労支援を実施する。必要に応じ、受給者の状況に合わせた就労先の開拓、職業紹介を行う。</p> <p>対象者【緊急対策事業】 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、対象者を広げ、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由や当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者も支給対象とした。</p>
	ひきこもり支援対策 (生活福祉課) (若者支援担当課)	ひきこもり等社会的に孤立傾向にある者について、支援のあり方検討に従い、支援に繋がる仕組みの構築や理解促進に取り組む。	千円 10,849	<p>一元的な相談体制の整備 当事者や家族にとって分かりやすい相談体制の整備に向け取り組む。</p> <p>支援に繋がる仕組みづくり 当事者や家族会へのヒアリングを行い、有効な実態把握の手法から支援に繋がる仕組みを検討する。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活困窮者自立促進 支援事業の実施 (生活支援課、 子ども家庭支援課) (生活福祉課) (子ども家庭課)	1. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と、各総合支所生活支援課、生活福祉課が連携し、生活困窮者及び生活保護受給者の自立を支援する。	千円 177,347	<p>総合支所生活支援課 各総合支所生活支援課に自立促進担当を設置し、生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる者について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うとともに、支援調整会議において支援プランの検討を行う。</p> <p>「ぷらっとホーム世田谷」</p> <p>ア) 自立相談・支援事業 「ぷらっとホーム世田谷」への来所者及び総合支所生活支援課から引き継いだ支援者の相談を受けるとともに、融資制度や住居確保給付金支給事業、住まい相談を含む家計改善支援、地域のフードバンク拠点の育成、地区社協が展開する地域資源開発等と連携した就労準備支援や相談事業などを活用し総合的な支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。</p> <p>イ) 就労相談・支援事業 重点的に就労支援が必要となる生活困窮者・生活保護受給者に対し、キャリアカウンセリング、グループワークを実施し、就労意欲の喚起、社会参加能力の形成等を行う。また、支援対象者の状況に合わせた就労先の開拓、職業紹介を実施する。民間事業者への委託により実施する。</p>
	次頁へ続く			

## 令和2年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 生活困窮者自立促進支援 事業の実施	2. 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する支援を充実させる。		生活困窮世帯等の子どもの支援事業等 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 ひとり親家庭の学習支援事業 ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディルーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活安定支援事業 (生活福祉課)	学習塾等の費用や高校、大学等の受験費用の貸付について、相談・受付業務を行うことにより、低所得者世帯(生活保護世帯を除く)の子どもを支援する。また、子ども食堂に取り組む個人や団体が円滑に事業を実施できるよう支援する。	千円 20,768	(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」で世田谷区社会福祉協議会が相談員を配置し、学習塾等の受講費用や高校、大学等の受験費用の貸付について、相談・受付業務を行う。 (2) 子ども食堂の推進補助 区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、東京都の子供食堂推進事業等を活用した経費助成や立ち上げ時のコーディネート等を行う社会福祉協議会の取り組みに対し支援を行う。
	ハローワークと連携した生活困窮者等の就労自立支援の取組み (生活支援課) (生活福祉課)	砧総合支所内に設置した「就職サポートコーナーきぬた」において、生活困窮者及び生活保護受給者の就労を支援する。	千円	ハローワークの職員である「就職支援ナビゲーター」が、ハローワークシステムの求人情報端末等を活用し、生活支援課、ぷらっとホーム世田谷とも連携しながら、支援対象者との面接を通じて早期就労支援プランを策定する。 また、関係機関による運営協議会を設置して、事業運営計画・事業報告などを年度毎に行い、より効果的な支援を検討する。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	中国残留邦人等に 対する支援 (生活福祉課)	中国残留邦人等が地域において安心した生活が送れるよう必要な支援を行なう。	千円 57,058	<p>支援給付の実施 世帯の収入が一定基準に満たない中国残留邦人等とその配偶者の生活安定を目的として、生活支援給付等を行う。</p> <p>支援・相談員 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。</p> <p>地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。</p>
	生活保護事業 (生活支援課) (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生活保護受給者の生活を保障するとともに、自立を支援する。	千円 21,771,552	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。</p> <p>生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、就労支援など、自立に向けた支援を行う。</p> <p>被保護者健康管理支援事業の導入に向け、検討を継続する。</p>
	生活保護受給者就労 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	稼働能力を有する被保護者に対し、就労支援専門員がケースワーカーと連携して、就労を支援する。	千円 19,363	各総合支所生活支援課に就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護者の就労支援を実施する。



## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	被保護者居宅生活安定化 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	日常的な生活課題を抱える精神障害のある被保護者が、安定した居宅生活を送ることができるよう支援する。	千円 35,413	支援内容 必要に応じて訪問や通院同行、医療機関等との連絡調整、服薬に係る助言等の支援を行う。 実施方法 精神保健福祉事業の実績のある団体に委託して実施する。
	生活保護受給者金銭管理 支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	心身上の理由により、生活費を適切に管理することができない生活保護受給者が、住み慣れた地域で暮らし続けるよう支援する。	千円 28,908	支援内容 生活保護受給者の同意のもと、支援計画に基づき、生活保護費や年金等の日常生活費の管理、公共料金等の支払の代行、預金通帳等の財産保全に必要な書類管理などの支援を行う。 実施方法 金銭管理支援事業の実績のある団体に委託して実施する。
	被保護者自立促進事業 (生活支援課) (生活福祉課)	被保護者及び被保護世帯に対して、就職活動に要する費用や学習塾等の費用など自立支援に要する経費の一部を給付し、本人及び世帯の自立促進を図る。	千円 42,217	支給内容 ・就労支援 ・社会参加活動支援 ・地域生活移行支援 ・健康増進支援 ・次世代育成支援 支給方法 被保護者からの支給申請に基づき、例月の保護費と併せて支給する。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	生活保護適正化事業 (生活支援課) (生活福祉課)	各総合支所生活支援課に専門員を配置し、ケースワーカーと連携して生活保護事務の適正な執行を図る。	千円 61,034	<p>各総合支所生活支援課に年金・資産調査専門員を配置し、年金や手当等の受給権及び扶養義務者の調査、動産・不動産の資産及び収入状況の調査を行う。また医療機関への適正受診に係る指導や後発医薬品の案内等を行うなど、生活保護事務の適正な執行を図る。</p> <p>各総合支所生活支援課に生活支援専門員（警察官経験者）を配置し、来所者及び職員的安全確保、被保護者の面接への同席、被保護者宅への訪問同行等を行う。</p> <p>世田谷総合支所生活支援課に第三者行為求償事務を行なう専門員を配置する。</p> <p>医療扶助について委託により医療扶助レセプト点検、適正受診に係る指導を行う。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	国民健康保険の運営 (国保・年金課、 保険料収納課)	1 . 国民健康保険制度改革を的確に推進する。	千円 374,969	国民健康保険制度改革を着実に進め、国民健康保険制度の広域化、財政の健全化を図る。
2 . 資格の適正化と保険料収納率の向上を図る。 (1) 資格の適正化 (2) 納付者の利便性の向上 (3) 現年度分の収納対策 (4) 滞納整理		(1) 居住の確認や社会保険の加入状況を把握することにより、一層の資格の適正化を図る。 (2) 令和 2 年度から原則化した口座振替について国民健康保険加入時の勧奨を強化するとともに、コンビニ収納、モバイルレジの促進を図る。また、インターネット上でのクレジットカード納付の周知に努める。 (3) 電話催告センターによる納付勧奨の強化（土日架電の実施）や口座引落再振替不能者への早期通知により自主納付を促す。また、延滞金の徴収についての周知および効果的な納付交渉を行い、期限内納付を促進する。 (4) 財産調査を強化し、支払能力があると判断される場合は自主納付を促す。また、支払能力がないと判断される場合は、執行停止の処理を進める。		
3 . 新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減免		新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる世帯や新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が亡くなった、又は重篤な傷病を負った世帯について、申請により保険料を減免する。【緊急対策事業】		
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 国民健康保険の運営	4 . 新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の徴収猶予		新型コロナウイルス感染症の影響により、納付義務者が事業又は業務を廃止・休止した場合等で、納付が困難な状況と認められる世帯について、徴収猶予制度を適用し、一定期間、徴収を猶予する。【緊急対策事業】
		5 . 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、労働者が感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、世田谷区国民健康保険条例の一部を改正し、傷病手当金を支給する。		新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状があり感染が疑われる被保険者に対して、傷病手当金を支給する。【緊急対策事業】
		6 . 医療費の適正化を図る。 (1)医療費通知の送付 (2)後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進 (3)海外療養費の委託調査 (4)柔道整復療養費に関する被保険者への調査		(1)健康と医療保険制度に対する意識啓発を図るため、被保険者ごとに医療費の総額等を通知する。 (2)後発医薬品(ジェネリック医薬品)利用差額通知の送付及び希望シールの配布により、ジェネリック医薬品の利用促進を図る。 (3)海外療養費申請について、必要に応じて東京都国民健康保険団体連合会へ受診の実態調査を委託し、診療内容の整合性を確認した上で支給する。 (4)柔道整復施術等療養費適正化への取り組みとして、被保険者に実際の施術内容について引き続きアンケート調査を実施する。

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	特定健診・特定保健指導等 (国保・年金課)	<p>特定健診・特定保健指導の実施等により、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。</p> <p>(1)特定健診・特定保健指導の実施と受診率の向上 (2)長寿健診の実施と受診率の向上 (3)第2期データヘルス計画に基づく保健事業の実施</p>	千円 1,475,062	<p>(1)特定健診の受診率向上のため、40 歳代・50 歳代の未受診者対策の強化及び効果的な受診勧奨等を実施する。特定保健指導は、コールセンターを利用した電話による利用勧奨・予約受付を引き続き実施し、利用率の向上を図る。(特定保健指導利用勧奨の架電作業の中止(件数減))【緊急見直し対象事業】</p> <p>(2)後期高齢者医療制度の加入者(75 歳以上の区民)に対し、特定健診と同様の健診を実施する(長寿健診)。</p> <p>(3)第2期データヘルス計画に基づき、効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化を図る。</p>
	後期高齢者医療制度の実施 (国保・年金課)	<p>後期高齢者医療制度を適切に運営する。</p>	千円 21,318,923	<p>(1)東京都後期高齢者医療広域連合と連携して円滑に事務を運営し、被保険者資格の管理、被保険者証等の交付、保険料徴収、保険給付等の申請・届出の受付、審査を行う。</p> <p>(2)延滞金の徴収についての周知を適切に行い、期限内納付を促すとともに、滞納整理を進め、適正な債権管理に努める。</p> <p>(3)保険料率変更や国の制度改正による保険料軽減特例見直し等について、ホームページやリーフレット等も活用し、引き続き丁寧な周知と説明を行う。</p> <p>(4)被保険者証のカードサイズ変更について、被保険者証の一斉更新時に実施されることから被保険者や関係機関等に混乱のないよう十分な情報提供に努める。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
新規	第 8 期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定 (高齢福祉課、介護保険課)	3 年毎に改定する高齢介護計画の、第 8 期(令和 3 ~ 5 年度)を策定する。	千円 3,206	地域保健福祉審議会の答申や、計画素案に対するパブリックコメントの意見などを基に計画を策定する。
	高齢者見守り施策の推進 (地域振興課、保健福祉課) (高齢福祉課、介護予防・地域支援課)	ひとり暮らしや認知症高齢者等の増加に対応し、孤立を防止するため、多様な見守り施策を推進し、高齢者の安全・安心な在宅生活の継続を支援する。 (1)民生委員ふれあい訪問 (2)あんしん見守り事業 (3)高齢者安心コール (4)地区高齢者見守りネットワーク (5)事業者との連携による見守り	千円 141,297	(1)75 歳以上で介護保険サービスを利用していない等の高齢者を対象として、民生委員が居宅を訪問する。(新型コロナウイルス感染予防を優先し、今年度は面談を行わず、区の相談窓口及びサービスの案内のみ行う。)【緊急見直し対象事業】 (2)あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)に見守りコーディネーターを配置し、ひとりぐらし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、見守り事業を行う。 見守り訪問及び見守り相談の実施 見守りサービスに関する情報の集約 区民ボランティアによる見守り訪問の実施(一部シニアボランティア・ポイント事業を活用) (3)高齢者安心コール 高齢者や高齢者の親族や近所の方からの見守り相談も含めた 24 時間 365 日対応の電話相談を行う。 必要に応じて、ボランティアによる訪問を行い、援助を実施する。 見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、定期的に安否確認を行う電話訪問サービスを行う。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 高齢者見守り施策の推進			<p>認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者に見守りステッカーを配付し、緊急連絡先に速やかにつなぐ。</p> <p>(4)まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、町会・自治会、地域の活動団体などが参加する地区高齢者見守りネットワークなどにより高齢者を見守り、適切な支援につなぐ。</p> <p>(5) 支援が必要な高齢者等を早期に把握し適切な対応を図り孤立死を防止するため、新聞販売同業者組合、東京都水道局、東京ガス、東京都住宅供給公社、都市再生機構、生協、公衆浴場組合、金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等との間で見守りに関する協定を締結している。</p>
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備促進 (高齢福祉課)	<p>特別養護老人ホーム等を整備する社会福祉法人に対し、東京都の整備費補助対象となった事業について、建設費助成(償還金補助)を行う。</p> <p>また、介護老人保健施設を整備する医療法人等に対し、東京都の整備費補助対象となった事業について、建設費助成(償還金補助)を行う。</p>	千円 100,956	<p>【特別養護老人ホーム】</p> <p>(1)社会福祉法人に対する建設費助成 ・区内助成法人 10法人(償還金補助) ・区外助成法人 1法人(償還金補助)</p> <p>(2)国有地を活用した整備促進 弦巻五丁目</p> <p>【介護老人保健施設】</p> <p>(1)医療法人等に対する建設費助成(償還金補助、利子補給)・区内助成法人 5法人</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	都市型軽費老人ホーム及び ショートステイの整備促進 (高齢福祉課)	都市型軽費老人ホームについて、事業者の参入促進を図り、低額な料金で入居できる高齢者の居住の場を確保する。また、介護が必要な高齢者の在宅生活の継続や家族介護者を支援するため、短期入所生活介護(ショートステイ)の整備促進を図る。	千円 56,823	(1)都市型軽費老人ホームの整備 整備に対する補助 4か所 (2)短期入所生活介護(ショートステイ) の整備  特別養護老人ホームへの併設については、東京都の整備費補助対象となった事業について、建設費助成(償還金補助)を行う。
	地域密着型サービス拠点の 整備促進 (高齢福祉課)	要介護高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)や小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、整備費補助事業者公募を実施し、整備促進を図る。	千円 517,466	(1)地域医療介護総合確保基金及び都の補助制度を活用し、整備を促進する。 (2)未整備圏域については、区独自補助を行う。 (3)整備に対する補助(予定) ・認知症対応型共同生活介護 6か所 ・小規模多機能型居宅介護 7か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 2か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所 ・地域密着型特別養護老人ホーム 2か所 (4)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 5か所
	区立特別養護老人ホームの 改修 (高齢福祉課)	区立特別養護老人ホームの適切な運営を行うため、大規模改修を実施する。	千円 0 令和 2 年度 2 次補正予算の 繰越明許費に て実施	区の中長期保全計画に基づく区立特別養護老人ホームの大規模改修を進める。 【大規模改修対象施設】 きたざわ苑 (大規模改修工事实施)



## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	区立特別養護老人ホームの 民営化に向けた準備 (高齢福祉課)	区立特別養護老人ホームの民営化に向け、現運営法人を候補者とした適格性審査を行い、移行準備を進める。	千円 417	(1)運営法人の選定 令和元年度に設置した選定委員会において、現運営法人を候補者とした適格性審査を行う。 (2)民営化に向けた移行準備 基本協定内容等の調整を事業者と行う。
	福祉人材の確保・育成 (高齢福祉課)	区内の福祉施設や介護サービス事業所における質の高い福祉・介護人材の確保と育成・定着支援を総合的に推進する。 1.福祉・介護人材の発掘・確保	千円 149,172	(1)世田谷区福祉人材育成・研修センター(以下「研修センター」という。)事業の運営によりハローワーク等と連携し、未就労有資格者の掘り起こしや、広報啓発、講座、就職相談・面接会、イベント、施設見学会、職場体験など多様な方法で区内事業所への就労支援を行う。 (2)介護職員初任者研修課程の受講料助成 ・助成額 72,000円上限 ・予定人数 100名 (3)区内小・中学校、高等学校への出張入門講座や、小学生とその保護者を対象とした「夏休み親子介護施設体験」を実施し、福祉・介護の仕事に対する興味・関心の醸成とイメージの向上を図り、将来にわたって必要となる介護職員等の確保を図る。 (4)介護の未経験者が受講しやすい「入門的研修」など、介護人材のすそ野拡充に向けた取り組みを実施する。 (5)介護人材の採用活動用パンフレットの作成経費等を助成する「介護人材採用活動経費助成事業」や、事業所が介護職員等のために宿舍を借り上げた経費の一部を助成する「介護職員等宿舍借り上げ支援事業」、区による資格取得費用助成等をPRするパンフレットの発行などにより、人材確保に向けた事業所の取り組みを支援する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成	2 . 福祉・介護人材の専門性の向上		研修センターが行う研修により、福祉・介護人材の専門性の向上を図る。 職務別研修 知識・技術向上研修
		3 . 福祉・介護人材の定着・育成・質の向上		(1)研修センターが行う研修等により、福祉・介護人材の定着・育成・質の向上を図る。 介護従事者養成事業 階層別研修 相談事業(面接相談・メール相談) (2)研修費等の助成 登録ヘルパー研修受講助成 ・助成額 1時間1,000円 ・予定人数 55名 特別養護老人ホームへの研修費助成 ・対象施設 区内特養27施設(4月1日時点) ・助成額 1施設40万・90万・110万円上限 認知症高齢者グループホーム等研修費助成 ・対象施設 65事業所(4月1日現在) 認知症高齢者グループホーム 46か所 小規模多機能型居宅介護 16か所 看護小規模多機能型居宅介護 3か所 ・助成額 1施設10万・20万円上限 介護福祉士実務者研修受講料助成 ・助成額 139,000円上限 ・予定人数 135名 介護福祉士資格取得費用助成 ・助成額 115,000円上限 ・予定人数 105名
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成			<p>(3)介護職員等としての気概や仕事への意欲を高めるとともに、世田谷区内で働く職員同士の連帯感を持つことにより職員の定着を図るため、合同入職式と永年勤続表彰を行う。(中止)【緊急見直し対象事業】</p> <p>(4)訪問介護員の移動時の負担軽減による離職防止等を目的とした「電動アシスト自転車購入費用助成事業」を新たに実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成額 自転車1台につき100,000円上限</li> <li>・予定数 約360台</li> </ul>
		4. 福祉・介護人材の確保・育成のための施策の見直し・充実に向けた検討		<p>(1)「第 8 期 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定における意見交換や検討状況を踏まえつつ、介護人材の確保、育成・定着支援対策に取り組んでいく。</p> <p>(2)福祉人材育成・研修センターについて、研修運営検討会での評価・検証を踏まえ、事業の改善、効果的な運営に努める。</p> <p>(3)国が示す介護人材確保を推進するための基盤(プラットフォーム)の仕組みを踏まえつつ、昨年度設置した「世田谷区介護人材対策ワーキンググループ」の機能を強化し、介護サービス事業者、国や都の関係機関等との連携を図りながら施策を進める。</p> <p>予算額は、1(1)(3)(4)、2、3(1)を除いた額。上記にかかる予算は福祉人材育成・研修センター運営(保健医療福祉推進課)で計上。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ひとりぐらし高齢者等の 安全確保 (高齢福祉課)	ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯等の方に、24時間365日安全で安心な在宅での生活を確保するための支援を行う。サービスの要件確認等のため、高齢者世帯の現況を調査する。 (1)緊急通報システムの貸与 (2)火災安全システムの給付 (3)福祉電話料助成 「ひとりぐらし高齢者」とは、一緒に生活している家族のいない65歳以上で、近所(徒歩5分以内)にいつも本人の様子を知り得る親族のいない場合である	千円 23,370	(1)ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯、日中独居世帯の高齢者で、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、東京消防庁へ救急通報(旧緊急通報)ができる機器を貸与する。 (2)65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方、またはひとりぐらし高齢者の方等に居宅での生活をより安全にする住宅用防災機器(電磁調理器・自動消火装置・ガス安全システム・火災自動通報用機器)を給付する。 (3)ひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の方が、緊急時の連絡手段を確保できるよう、電話料金を月額1,000円助成する。 上記のサービスを含めた区の福祉サービスの新規利用時には、要件の確認のため民生委員の訪問による世帯状況の確認を行う。このほか区の福祉サービスの継続利用要件の確認等のため、サービスを利用している65歳以上のひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯に対して、郵送等による現況調査を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	高齢者虐待対策事業 (保健福祉課) (高齢福祉課)	高齢者虐待防止のため、関係者の連携、区や事業者の対応力向上等を図るとともに、虐待事案が発生した場合の対応を行う。 (1)高齢者虐待対策地域連絡会の運営 (2)高齢者虐待に対する対応力の向上 (3)緊急時のホームヘルパー派遣や特別養護老人ホームの入所措置 (4)被虐待高齢者の一時保護施設(シェルター)の確保	千円 33,686	(1)地域の関係機関や虐待問題に関する学識経験者、医療、警察等関係者参加による連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図る。 (2)虐待対応ケア会議へのアドバイザーの派遣や事例検討を中心とした研修等を通し、あんしんすこやかセンターや保健福祉課職員等の対応力の向上を図る。 (3)老人福祉法に基づき、ホームヘルパーの派遣や特別養護老人ホーム入所措置による対応を図る。 (4)被虐待高齢者の一時保護施設(シェルター)を運用するとともに、在宅生活困難者の保護機能の充実に向けた準備を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護保険制度の運営 (保健福祉課) (保健福祉政策課) (高齢福祉課、 介護保険課、 介護予防・地域支援課)	第 7 期介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険制度を円滑に運営する。 (1)相談・申請・認定調査及び認定審査会等を円滑に実施する。 (2)介護保険制度の円滑な運営に向けた取組みを進める。 保険料収納率の向上 介護給付の適正化 保険者機能の強化 介護保険サービスの質の向上	千円 692,014	(1)介護保険に関する相談に応えるとともに、要介護認定の新規・更新等に係る申請に対し、受付から認定調査及び認定審査会における審査・判定を迅速かつ公平・公正に進める。 (2) 要介護認定申請時における納付勧奨や電話催告センターの委託等、保険料収納率の向上に努める。また平成 30 年度実施の延滞金の徴収について、引き続き適切な周知に努め、滞納者に自主納付を促すとともに、応じない場合には滞納処分を行い、収納率の向上を図る。 要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修・福祉用具点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知、給付実績の活用等の 6 事業を推進し介護給付の適正化を図る。 国が示した保険者機能強化推進交付金に係る評価指標を活用し、保険者機能の強化に取り組む。 事業者への実地指導や集団指導等を実施するとともに、事業者団体の自主活動に対する支援等を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	介護保険料の減免及び軽減 (介護保険課)	1 . 第 1 号被保険者の低所得の 保険料の更なる軽減を図る。 (国制度)		対象者 保険料区分が第1～4段階の方 減額内容 第1・2段階の保険料年額を 38,700円から23,220円に減額。 第3段階の保険料額を 50,310円から38,700円に減額。 第4段階の保険料額を 58,050円から54,180円に減額。 財源 国50%、都25%、区25% 令和元年度第1～4段階実績 52,400人
		2 . 介護保険料の支払いが困難 な低所得者の保険料を減額す る。(区独自)		対象者 保険料区分が第4段階で、年間の収入150 万円・預貯金等350万円以下(単身の場合) などの要件を満たす方 減額内容 第4段階の保険料額を38,700円に減額 実施期間 平成30(2018)年度～令和(2020)年度(第7 期恒期間) 令和元年度減額実績 72人
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 介護保険料の減免及び軽減	3 . 新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の減額又は免除		新型コロナウイルス感染症の影響により第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等の減少が一定程度見込まれる場合や新型コロナウイルス感染症により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が亡くなった、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者について、申請により保険料を減額し、又は免除する。【緊急対策事業】
		4 . 新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料の徴収猶予		新型コロナウイルス感染症の影響で第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が事業又は業務を廃止・休止した場合等により、納付が困難な状況と認められる第 1 号被保険者について、納付することができないと認められる金額を限度として、一定期間、徴収を猶予する。【緊急対策事業】



## 令和2年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護サービス利用者 負担額の軽減 (介護保険課)	1. 生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業 低所得者が必要なサービスを利用できるよう、国・都の制度に区独自の上乗せ助成を行うとともに(・)、区独自で軽減( )を行う。	千円 30,919	介護サービスの利用者負担額を ~ のとおり軽減する。 令和元年度実績 312人(確認証発行数) 国制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% 都制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% 区独自制度 軽減率 介護費50%
	シニアボランティア・ ポイント事業 (介護保険課)	ボランティア活動を行う高齢者に、介護保険料の負担軽減資金として活用できる「ポイント」を付与し、高齢者の健康づくりと介護予防の取組みを支援する。	千円 3,838	ボランティア研修を受講した65歳以上の区民が、登録施設でボランティア活動を行った場合に、1時間または1回の活動につき1ポイント(50円相当、年間6,000円上限)を付与する。 令和元年度実績 研修受講者数 201名 登録施設数 158施設 (登録施設にはあんしんすこやかセンター、高齢者安心コール事業を含む)

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)の実施 (介護予防・地域支援課、 介護保険課)	1 . 総合事業の円滑な実施	千円 1,869,470	要支援認定者等を対象とした介護予防・生活支援サービス事業及び65歳以上の区民を対象とした一般介護予防事業を実施する。介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発、区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図る。
		2 . 介護予防・生活支援サービス事業の実施 (1)訪問型サービス (2)通所型サービス		要支援認定者等に対して、サービスを実施する。 (1)訪問型サービス 総合事業訪問介護サービス( ) 総合事業生活援助サービス( ) 支えあいサービス【緊急見直し対象事業】 シルバー人材センターや社会福祉協議会に登録した住民により簡単な家事援助を行う。(業務縮小し、買い物支援のみ実施) 専門職訪問指導 理学療法士等の専門職による訪問指導を実施する。(1回1時間程度)
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)の実施			(2)通所型サービス 総合事業通所介護サービス( ) 総合事業運動器機能向上サービス( ) 地域デイサービス(4月、5月の活動は休止)【緊急見直し対象事業】 NPO等の地域活動団体により、食事を含む心身活性化のための活動を実施する。 介護予防筋力アップ教室(回数減)【緊急見直し対象事業】 民間事業者に委託し、運動機能の向上を目的とした3か月間の継続訓練(全12回)を実施する。12か所 36教室(当初予定) (1)(2) 、 は介護保険事業者によるサービス
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)の実施	3 . 一般介護予防事業の推進 (1)介護予防把握事業 (2)介護予防普及啓発事業 (3)地域介護予防活動支援 事業 (4)地域リハビリテーション 活動支援事業		65歳以上の区民に対して介護予防事業を実施する。 (1)介護予防把握事業 閉じこもり等支援を要する者をあんしんすこやかセンターの訪問等により把握し、介護予防活動へとつなげる。必要に応じて区の訪問指導員(看護師)がフォロー訪問を実施する。 (2)介護予防普及啓発事業(回数減)【緊急見直し対象事業】 まちづくりセンター等で「はつらつ介護予防講座」を実施する。 28か所 588回(当初予定) 運動・栄養・口腔、認知症予防を取り入れた介護予防講座「まるごと介護予防講座」を6日間コースで実施する。 14か所 20教室(当初予定) 口腔機能向上プログラムを実施する。 3か所 8教室(当初予定)
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業(総合事業)の実施			<p>(3)地域介護予防活動支援事業 介護予防・健康づくり自主活動団体支援 高齢者の自主的な介護予防・健康づくり活動を支援するため、当該活動を行う高齢者の自主活動団体に対して、活動費用の一部を助成する。 令和2年度 85団体(予定)</p> <p>(4)地域リハビリテーション活動支援事業 住民運営の通いの場へリハビリテーション専門職等を派遣する。 介護予防ケアマネジメント事例について、多職種が参加する事例検討会を実施する。</p>
	認知症高齢者及び家族の 支援策の推進 (保健福祉課) (介護予防・地域支援課)	<p>1. 令和2年4月に開設した認知症在宅生活サポートセンターの確実な運営を図り、認知症の在宅支援を推進する。</p> <p>(1) 訪問サービスによる在宅支援のサポート機能に関する事業を実施する。</p>	千円 92,180	<p>(1) 認知症初期集中支援チーム事業 あんしんすこやかセンター職員や訪問看護師等の専門職からなる認知症初期集中支援チーム事業の実施 看護師等の認知症初期集中支援チームが認知症(疑い含む)の人や家族の居宅を訪問し、認知症の症状や身体状況、介護負担等のアセスメント、必要な医療の確保、生活環境の改善、家族への助言、心理的ケア、介護サービス利用へのつなぎ等の支援を行う。 認知症初期集中支援チーム員会議の実施 訪問看護師、あんしんすこやかセンター職員、認知症専門医、各総合支所保健福祉課職員、ケアマネジャー等を構成員と</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 認知症高齢者及び家族の 支援策の推進</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>( 2 ) 認知症の普及啓発・情報 発信機能に関する事業を実 施する。</p>		<p>した会議で、安定した在宅生活の継続に 向けた支援目標や支援方法についての検 討及びモニタリングを行う。 認知症初期集中支援チーム事業担当者連 絡会の実施 事業担当者とおんしんすこやかセンター 職員、各総合支所保健福祉課職員等で事 業実施結果の共有及び評価等を行う。</p> <p>( 2 ) 認知症の普及啓発・情報発信機能に関す る事業 令和元年度に立ち上げた認知症の人が自 らの体験や希望、必要としていることを 語り合う場である「認知症本人交流会事 業」を継続し、本人のニーズを把握する とともに、本人の視点を重視した情報発 信を行う。 認知症に関する普及啓発の一環として、 認知症サポーター養成講座や講演会を通 じて区民に認知症に関する正しい知識を 広く啓発するとともに、FMラジオを活 用し身近な人が認知症になっても安心し て対応できるよう、認知症ケアや家族会 等に関する情報発信を行う。 認知症の人や家族への支援及び認知症の 理解促進を目的とした認知症カフェ開設 及び運営継続の支援を実施する。 令和2年度 認知症カフェ未設置地区数 2地区</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 認知症高齢者及び家族の 支援策の推進	<p>( 3 ) 認知症の家族支援のサポート機能に関する事業を実施する。</p> <p>( 4 ) 技術支援・連携強化機能の強化を進める。</p>		<p>認知症に関する区の介護保険サービスや介護保険外サービス、医療機関、家族会等の情報を掲載し、認知症の容態に応じたサービス提供等を示した認知症ケアパスのパンフレットをあんしんすこやかセンターや総合支所保健福祉課等で配付する。</p> <p>( 3 ) 家族のためのストレスケア講座 家族介護者を対象として、認知症等の介護により家族が抱える心理的ストレスやセルフケアの方法等の知識を提供し、介護負担の軽減を図るための支援を行う。</p> <p>( 4 ) 認知症当事者のための社会参加型プログラム開発事業 若年性認知症を含む軽度認知症の人が、意欲的に参加することができる軽作業やボランティア活動等のデイサービスプログラムを認知症通所介護事業所で実施できるよう普及させる。 平成28年度から平成30年度までの3年間に開発したプログラムやマニュアル等のノウハウを令和元年度に引き継いだ認知症在宅生活サポートセンターが認知症通所介護事業所等への巡回等を通して普及を図る。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 認知症高齢者及び家族の 支援策の推進	( 5 ) 人材育成機能に関する事業を実施する。		( 5 ) 認知症緩和ケア研修 東京都事業「認知症の人の地域生活を支援するケアプログラム推進事業」のケアプログラムシステムを活用し、認知症緩和ケア研修を実施する。 認知症ケアに従事するスタッフが、在宅生活を阻害する妄想や強い興奮等の行動・心理症状( B P S D )がある高齢者に対して、その背景にあるニーズを適切に理解したうえでケアを提供することで、 B P S D の症状緩和を目指す。
2 . あんしんすこやかセンター もの忘れ相談窓口機能の充実			<ul style="list-style-type: none"> <li>・もの忘れチェック相談会の地区展開 地域包括ケアの地区展開にあわせ、あんしんすこやかセンターを会場とした相談会及び医師の講話を含む啓発型の相談会を実施する。</li> <li>・あんしんすこやかセンターを会場としたもの忘れチェック相談会 年 2 8 回</li> <li>・啓発型の相談会 年 5 回</li> </ul>	
3 . 「( 仮称 ) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例」制定			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指し「( 仮称 ) 世田谷区認知症とともに生きる希望条例」制定に向け取り組む。</li> </ul>	



## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営 (介護予防・地域支援課) (保健福祉課) (保健医療福祉推進課)</p>	<p>1. あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)の運営 あんしんすこやかセン ター (地域包括支援センター)に おいて、ワンストップサービ スを提供するとともに、高齢 者ができる限り住み慣れた地 域で自立した生活が営めるよ う支援する。</p> <p>(1)介護予防ケアマネジメント の実施 (2)高齢者の総合相談・支援 (3)虐待の防止や成年後見の活 用等の権利擁護 (4)包括的・継続的ケアマネジ メント支援 (5)要介護認定等の受付 (6)高齢者の地域生活を支える ネットワークづくり (7)まちづくりセンターとの連 携及び一体整備の推進</p>	<p>千円 908,003</p>	<p>(1)高齢者の自立支援を目的として、介護予 防・日常生活支援総合事業等から適切にサー ビスを選択できるよう介護予防ケアマネ ジメントを実施する。</p> <p>(2) 面接、訪問等の各種相談に対し、サービ スの利用調整等、総合的に対応する。 見守りや予防などの支援の必要性が高 い高齢者に対して、訪問等による実態 把握を推進する。 あんしんすこやかセンター職員に対 し、高齢者等への相談対応力のスキル アップを図るための研修等を行う。</p> <p>(3)高齢者の虐待防止、消費者被害防止、成 年後見等の権利擁護について相談を受け るとともに、専門機関へ紹介する。</p> <p>(4)高齢者の状態変化に応じた適切なケアマ ネジメントが行われるよう、介護支援専門員 に対する相談、助言等の個別的支援を行う。</p> <p>(5)介護保険の要支援・要介護認定等の受付 や保健福祉サービスの利用調整等を行う。</p> <p>(6)地区団体、医療機関、民生委員、介護事 業者等とのネットワークづくりを推進す る。</p> <p>(7)まちづくりセンター、社会福祉協議会と の連携を進めるとともに、三者の一体整備 を計画的に行う。若林地区の開設を行うと ともに、令和3年度までの一体整備完了に向 け、準備を進めていく。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁へ続く	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	2 . 地域包括支援センター運営協議会の運営とあんしんすこやかセンターの評価点検の実施		学識経験者、職能団体、介護保険被保険者等で構成する地域包括支援センター運営協議会において、あんしんすこやかセンターの設置、運営等についての確認や検討を行うことにより、あんしんすこやかセンターの適切、公正かつ中立な運営を確保する。地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築等、地域包括ケアの推進に向けた支援を行う。 あんしんすこやかセンターの事業運営の質の向上と平成30年度に選定を行った令和 2 年度以降の運営事業者の提案内容の実現に向けて、地域包括支援センター運営協議会の参画により評価点検を行う。
		3 . あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の相談支援対象の拡大		あんしんすこやかセンターの相談支援対象を高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に拡大し、情報提供や身近な相談対応を行うほか、適切な担当組織や専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。
		4 . 地域ケア会議の実施		あんしんすこやかセンターで地区版地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント支援や地区ネットワークづくりを推進するとともに、地区の課題を総合支所につなぎ、地域版地域ケア会議において地域の共通課題等の解決の検討を行い、さらに全区的課題については、全区版地域ケア会議で検討を行い、政策形成に結びつける。

## 令和 2 年度主要事務事業

生活文化政策部 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	5 . 医療・介護連携の推進		あんしんすこやかセンターに、区民や事業者からの入院・在宅医療等に関する相談に応じる在宅療養相談窓口を開設し、在宅医療・介護連携推進担当者を配置して、地区連携医と協働して医療・介護連携の推進に取り組む。
	地域支えあい活動の推進 (市民活動・生涯現役推進課) (生活福祉課) (高齢福祉課、介護予防・地域支援課)	閉じこもりがちな高齢者の心身機能の維持や地域での孤立化の防止を図る。 住民や福祉団体等が自主的に行うふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、支えあいミニデイ等の活動に世田谷区社会福祉協議会を通じて支援する。 区は、地域支えあい活動拠点等の有効活用を図り、多様化する地域活動の展開を支援する。	千円 25,962	地域支えあい活動の内容等 目的 虚弱や一人暮らし等により、閉じこもりがちな高齢者の地域での交流を図り、介護予防を推進する。また、多様な支えあい活動を支援し、地域の支えあいを促進する。 場所 地域支えあい活動拠点(22か所)、集会施設等 内容 支えあいミニデイは、会食とともに、健康体操、レクリエーションなど、介護予防を推進するためのプログラムを行う。その他の地域支えあい活動は、地域での仲間づくりを推進し、孤立化を防ぐために、お茶を飲みながらおしゃべりするなど、無理なくできる活動を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	せたがやノーマライゼーションプラン及び第 5 期世田谷区障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画）の推進及び次期計画の策定 (障害施策推進課)	「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向け、せたがやノーマライゼーションプラン及び第 5 期障害福祉計画（第 1 期障害児福祉計画を含む）の推進とともに、次期計画を策定する。	千円 4,486	第 5 期障害福祉計画の中で、以下の 3 項目を「重点取組み」として施策を推進する。 障害理解の促進と障害者差別の解消 障害者の地域生活の支援 障害者就労の促進 具体的な取組みについては、以降に記載。 また、令和 3 年度を始期とする次期計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）について、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、社会状況の変化等に対応した計画を策定する。
	共生社会実現に向けた取組み (障害施策推進課)	障害理解の促進と障害者差別の解消、共生社会ホストタウンの推進など、区民、団体、事業者等との連携・協働のもとで多様な取組みを展開し、共生社会の実現をめざす。 (1) 商店街等と連携した障害理解と差別解消の取組み (2) 障害者差別に関する相談対応及び障害者差別解消法の普及・啓発 (3) 障害理解の促進	千円 22,852	(1) 東京2020大会を機に先導的共生社会ホストタウンとして、障害者への合理的配慮に向けた取組みにより、障害理解の促進を図る。 商店や事業所に対し段差解消用簡易スロープの設置や点字メニュー等の作成経費助成を行う。(令和元年度より対象地区を区内全域に拡充) 国や共生社会ホストタウン登録自治体とともに、共生社会の実現の想いを共有し、その成果を二子玉川の地で世田谷区と川崎市から全国に発信するイベントを実施する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 共生社会実現に向けた取組み			<p>(2) 障害者差別に関する相談に対応するとともに、研修の実施、啓発物品の配布等を通じて、障害者差別解消法の普及啓発を図る。</p> <p>専門調査員（障害者差別解消）の配置 障害者差別に係る相談を受け、当事者や相手方への聞き取り等の状況確認を行い、解決に向けた働きかけを行う。</p> <p>啓発・研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区作成の障害者差別解消法に関する啓発パンフレットを小学4年生及び教職員へ配布する。</li> <li>・共生社会の実現に向けて、「みんなができる心づかい」をテーマに障害や配慮の必要がある方に対し、気軽に行える心づかいを紹介するポスター・パンフレットを作成する。</li> <li>・障害者団体や地域との連携・協働による出前講座、及び職員研修を実施する。</li> </ul> <p>ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布 援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を作成・配布する。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 共生社会実現に向けた取組み			<p>(3)区民が地域や学校において、さまざまな人と出会い、ふれあう機会を通じて、障害理解の促進を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">手話の普及・啓発</p> <p>手話の普及啓発と聴覚障害者への理解の促進のため、東京都作成の手話パンフレットを小学4年生及び教職員へ配布したり、小学校への手話講師派遣を推進する。</p> <p>「区民ふれあいフェスタ」の開催</p> <p>障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」を開催し、区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図る。新型コロナウイルス感染症の発生状況に留意し、実行委員会において開催内容の検討を行う。</p> <p>・開催予定 令和2年12月6日(日)</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者総合支援法に基づく 在宅サービスの充実 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害者が地域で自立した生活 が続けられるよう、障害者総合 支援法に基づき、在宅サービス を適切に実施する。	千円 4,382,478	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動 支援等の実施に際し、個々の状況に応じた適 切な支給決定を行う。
	障害認定調査外部委託 の拡充 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害支援区分認定調査に係る 業務量の増加・複雑化に対応す るため、引き続き民間事業所へ の認定調査委託の拡大を図る。	千円 1,694	障害サービス利用者が増加し、認定調査に かかる業務が増加・複雑化していることか ら、認定調査について、外部委託支援員（非 常勤）を活用しながら、外部委託の推進を図 る。 令和元年度 外部委託210件 令和 2 年度 外部委託249件（見込み）

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部 保育部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	医療的ケアが必要な 障害児(者)への支援 (障害保健福祉課) (保育課) (教育相談・特別支援教育課)	医療的ケアが必要な障害児 (者)への支援の充実	千円 304,169 【再掲】	「医療的ケア連絡協議会」の開催 児童福祉法の改正に伴い設置が義務付けられた医療的ケア児支援の協議の場として、保健、医療、福祉、教育の関係者や、区民等で構成される「医療的ケア連絡協議会」を開催する。 医療的ケア児と家族支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅訪問型保育事業と連携し、医療的ケアが必要な障害児が通う児童発達支援事業を実施する施設(「障害児保育園ヘレン経堂」)の運営支援。</li> <li>・医療的ケア児に対応する相談支援従事者育成支援(2ヶ所 3ヶ所)</li> <li>・区立保育園、区立小学校での医療的ケア児の受入れ</li> <li>・医療的ケアに携わる人材育成研修(看護師等の医療従事者や福祉、教育関係者等を対象)</li> <li>・医療的ケア児を受け入れる施設への助成(障害児通所施設)</li> <li>・医療的ケア講演会の実施</li> </ul> ふるさと納税を活用した医療的ケア児等を育てる世帯への支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児ときょうだいのファミリーを対象とした外出イベント等を実施する事業者(1事業者最大100万円・5事業者まで)の運営費補助</li> </ul>



## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者(児)の在宅生活の 支援 (障害者地域生活課、 障害施策推進課)	1 . 家族のレスパイトや介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う場を確保する。	千円 204,611	短期入所施設の運営及び運営費助成等 指定管理による運営 2か所 社会福祉法人等に対する助成 12か所
2 . 緊急に介護ができなくなった時や、短期入所施設が利用できない場合に一時的に保護する場を確保する。		委託による運営及び運営費助成等 補助金による運営 ・ 緊急時一時保護(通所施設) 13か所 委託による運営 ・ 緊急一時保護 1か所 (障害者休養ホームひまわり荘)		
3 . 介護者が病気の場合などに、日中、施設で、排せつ、食事の介護等を行う場を確保する。		社会福祉法人等に対する運営費助成等 ・ 日中ショートステイ事業 8か所		
4 . 家族のレスパイトのため、自宅に訪問看護師を派遣する。		重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 ・ 契約事業者数 17事業者		

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	相談支援体制の充実 (保健福祉課) (障害保健福祉課)	<p>障害者(児)や家族にとって身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の充実を図る。</p> <p>(1)基幹相談支援センターの運営(梅ヶ丘拠点障害者支援施設民間施設棟)</p> <p>(2)地域障害者相談支援センター(ぼーと)の運営</p> <p>(3)サービス等利用計画の作成促進及び計画相談支援の基盤整備</p>	千円 242,706	<p>(1)区が委託する相談支援体制の全区的機能を担う基幹相談支援センターは、総合的相談業務や相談支援事業者等への専門的助言・支援、人材育成等に取り組むとともに自立支援協議会の事務局機能を担う。</p> <p>(2)地域障害者相談支援センター(愛称「ぼーと」)は、地域における相談支援の中核を担い、制度の狭間の落ち込み防止の機能として主訴が明確でないところの相談への対応や指定相談支援事業所等へのバックアップなどを担う。</p> <p>(3)指定特定相談支援事業所の参入促進、相談支援専門員拡充のための初任者研修の実施、質の向上に向けた相談支援人材育成研修の実施等に取り組む。</p>
	精神障害施策の充実 (障害保健福祉課) (健康推進課)	<p>国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」への対応など、今後の精神障害者施策の取り組みを検討し、順次施策の具体化を進めていく。</p>	千円 230,241	<p>精神障害者等支援連絡協議会や家族会等の意見を踏まえながら、精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業や、多職種チーム(保健師、精神保健福祉士、専門医師等)による地域での訪問支援事業(世田谷保健所所管)、保健センターにおけるところの相談機能(世田谷保健所所管)などの新規・拡充施策を着実に進めていく。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>障害者虐待防止の推進 (保健福祉課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課)</p>	<p>障害者虐待防止の仕組み(予 防等)づくりを進める。 (1) 障害者虐待に対する理解 促進及び、関係機関との 連携・協力体制の充実 (2) 障害者虐待に関する知 識・技術の向上に向けた 事業者等への支援 (3) 障害福祉サービスの質の 向上に向けた事業者への指 導助言や支援</p>	<p>千円 4,581</p>	<p>(1) 自立支援協議会、虐待防止・差別解消・ 権利擁護部会や関係所管と連携を強化 し、イベント等での周知活動を継続す る。また、地域ネットワークの強化に向 け、関係機関への支援や意見交換等を通 じ、連携・協力体制の充実を図る。 (2) 障害福祉サービスの課題に沿って、外部 講師による障害者虐待対応研修を実施 し、事業者の専門知識・技術等の向上を 図る。 (3) 関係所管と連携し、障害福祉サービス等事 業者への支援・指導検査の実施を継続す る。また、事業者への指導助言や支援のあ り方等を検討し、障害福祉サービスの質の 向上を図る。</p>
	<p>障害者居宅介護人材の 確保・育成 (障害施策推進課)</p>	<p>区内の居宅介護事業所などで の人材不足の状況を踏まえ、民 間事業所の人材確保・育成、質 の向上に取り組むため、研修を 実施する。 (1) 人材確保・育成 (2) 質の向上</p>	<p>千円 1,605</p>	<p>(1) 人材確保・育成 重度訪問介護従業者養成研修 ・実施時期 令和2年8月 ・予定人数 6名 同行援護従業者養成研修 ・実施時期 未定 ・予定人数 20名 知的障害者移動支援従業者養成研修 ・実施時期 令和2年7月～令和3年2月 ・予定人数 144名 (2) 質の向上 障害福祉の理解研修 ・実施時期 未定 ・予定人数 各30～60名</p>
	<p>次頁へ続く</p>			

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前項から続く 障害者居宅介護人材の 確保・育成			<p>障害者福祉従事者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期 令和2年10月～令和3年1月</li> <li>・予定人数 各20～30名</li> </ul> <p>予算額は(1)、と(2)にかかる予算のみ。(1)と(2)にかかる予算は、保健医療福祉推進課で計上。</p>
	<p>発達障害者支援事業 (障害保健福祉課)</p> <p style="text-align: right;">次頁へ続く</p>	<p>(1)支援の中核的拠点施設として、発達障害相談・療育センター「げんき」にて、相談、療育、保護者支援、地域支援などを実施する。</p> <p>(2)ライフステージを通じて支援情報が引き継がれるよう支援する。</p> <p>(3)若者支援と連携し発達障害者の社会参加を促進するとともに、支援が途切れがちな高校・大学世代の発達障害者に向け社会参加のための準備が行えるよう支援する。</p>	<p>千円 394,367</p>	<p>(1)中核的拠点施設 発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育センター「げんき」において、相談・療育を行うとともに、保育園等関係機関、成人期の関係機関等に対する支援を行う。 また保護者向けの学習会(ペアレントトレーニング)や親の会の連携を通じたペアレントメンター活動の充実などを引き続き実施する。 子育てステーションの発達相談室による身近な地域での相談を行う。 また、梅丘の発達相談室については、移転に伴い開設日を拡充するほか、発達障害のある親子が遊びを通して参加できる「(仮称)げんきひろば」を実施する。」</p> <p>(2)支援情報の引き継ぎ支援 支援情報がライフステージを通して途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、サポート会議の開催や「スマイルブック」、「サポートシート」の作成等を行う。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 発達障害者支援事業			<p>(3)若者支援との連携 若者サポートステーションとの連携 社会性やコミュニケーションの問題から就労に繋がらない若者に対し、自己の発達障害的な特性への気づきを促進するプログラム「みつけば」を若者サポートステーション内で実施する。 若者世代を対象とした支援 支援が途切れがちな高校・大学世代の発達障害者に対し、社会的自立に向けた準備機会を創出するため、ピアサポートによる支援や様々な体験型プログラムを提供する「みつけばルーム」を、「げんき」施設内で実施する（平成28年6月開始）。また、平成31年1月より、主に小中学生の発達障害児を対象とした出張プログラムを守山地区会館で実施している。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者施設の整備 (障害者地域生活課)	<p>公有地の活用等により、障害者施設を整備する。</p> <p>(1)居住の場の整備(共同生活援助)</p> <p>(2)施設整備等に係る基本方針の策定</p>	<p>千円</p> <p>40,601</p>	<p>(1)居住の場の整備(共同生活援助) 令和2年度は12人分のグループホームの整備誘導を行う。</p> <p>(2)施設整備等に係る基本方針の策定 平成30年度から令和元年度に障害者施設整備等に係る基本方針検討委員会を開催し、障害者施設整備等に係る基本方針策定に向けた検討素材を取りまとめ、世田谷区地域保健福祉審議会に諮問を行った。 今年度はこの検討素材をもとに検討を進め、基本方針を策定し、令和3年3月に策定予定の「次期せたがやノーマライゼーションプラン、及び第6期世田谷区障害福祉計画」に反映させる。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援 (障害者地域生活課、障害保健福祉課)	(1)日中における障害者(児)の社会参加や働く場を確保し、併せて家族の介護負担の軽減を図る。 (2)障害児通所サービスの質の向上 (3)障害者の余暇活動支援	千円 4,223,196	(1)障害者総合支援法に基づく通所施設等の指定管理による運営及び運営費助成等 (梅ヶ丘拠点障害者支援施設を除く) 指定管理による運営 [種別、箇所数] ・生活介護 13か所 ・就労移行支援 7か所 ・就労継続支援(B型) 9か所 社会福祉法人等に対する運営費助成等 [種別、箇所数] ・生活介護 13か所 ・自立訓練 5か所 ・就労移行支援 8か所 ・就労継続支援(A型) 2か所 ・就労継続支援(B型) 34か所 ・地域活動支援センター 型 2か所 ・地域活動支援センター 型 1か所 児童福祉法に基づく通所施設の運営費助成等 [種別、箇所数] ・児童発達支援事業 10か所 ・放課後等デイサービス 6か所 多機能型施設は重複して計上 (2)障害児通所サービスの質の向上 ・障害児通所施設への巡回訪問。 ・課題整理等を踏まえ、具体的な支援策を取りまとめる。 ・障害児通所施設への第三者評価受審促進 ・児童相談所設置市事務として、障害児通所施設の指定・指導等を実施する。 関係所管と連携し、支援から指導・監査に至る指導体制を確立し、サービスの質の向上を図る。

## 令和2年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者の居住の場の運営 および運営支援 (障害者地域生活課)	障害者が地域社会の中で、必要な支援を受けながら安心して居住できる場の運営および運営費の助成等の支援を行う。	千円 243,968	障害者グループホーム等の指定管理による運営及び運営費助成等 指定管理による運営 (生活寮・自立体験ホーム) ・知的障害者生活寮 1か所 ・身体障害者自立体験ホーム 1か所 社会福祉法人等に対する運営費助成等 (障害者グループホーム等) ・主に身体障害者 1か所 ・主に知的障害者 25か所 ・主に精神障害者 18か所 この外区民入居の都内GHあり ・主に身体・知的 3か所 (重複障害対応) ・重度身体障害者グループホーム 1か所 ・福祉ホーム(身体障害者) 1か所 平成30年度から令和2年度の3カ年で85人分の整備を実施するため、令和2年度は2カ年整備を含め、2か所(12人分)程度の整備に向けた事業者を公募する。(再掲)



## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	梅ヶ丘拠点障害者支援施設 の運営支援 (障害者地域生活課、 障害保健福祉課)	障害者の地域生活への移行・ 継続支援機能を十分に発揮でき るよう、モニタリング結果に基 づいた事業者への運営支援等を行 う。	千円 153,000	梅ヶ丘拠点障害者支援施設への運営支援 (1)施設入所支援利用者の地域移行の推進 地域移行に向けたプログラムの作成・実 施、相談支援事業所等と連携した地域移 行・定着支援を推進する取組みに対して 補助を行う。 (2)医療的ケアに対応する支援体制の整備 施設入所支援、短期入所、障害児通所支 援において医療的ケアに対応するため、 嘱託医配置のための経費や看護師及び生 活支援員等による支援の提供に対して補 助を行う。 (3)障害児のアセスメント及び専門訓練の提 供等 障害児通所支援(児童発達支援・放課後 等デイサービス)において、心理士や言 語聴覚士等の専門職によるアセスメント や家族支援、及び専門訓練の提供に対 して補助を行う。 (4)日中活動での利用者送迎 障害者の日中活動(生活介護・自立訓 練)において、通所者の送迎に要する経 費に対して補助を行う。 (5)自立訓練提供回数・緊急枠確保の体制整 備 通所自立訓練において、年度途中の利用 希望者の受入れを確保するための体制整 備に対して補助を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	高齢者、障害者などの 移動困難者への支援 (障害者地域生活課)	世田谷区福祉移動支援センターや福祉有償運送事業への支援等を通じて福祉移動サービスの利用拡大など、移動困難者の利便性向上を図る。 (1)福祉移動支援センター事業の実施 (2)NPO団体への支援 (3)福祉移動サービス情報の提供	千円 39,002	世田谷区福祉移動支援センターや福祉有償運送事業者への運営費の助成等 (1)世田谷区福祉移動支援センターが行う、移動困難者からの相談、介護タクシーの配車、担い手増や技術向上の取組みを支援する。 (2)NPO団体が行う福祉有償運送事業に対し、運行実績等に応じた支援を行う。 (3)移動困難者にとって福祉移動サービスを使いやすくなるよう、福祉移動に関する情報誌の作成や、介護保険事業者等への広報活動を行う。
	障害者就労の支援 (障害者地域生活課)	1. 障害者が地域で自立した生活ができるよう、障害者就労の促進と定着支援に取り組むとともに、誰もが働きやすい地域づくりのため、ユニバーサル就労等の開発に向けた検討に取り組む。 (1)障害者就労支援センターや、就労支援施設等の連携強化による就労促進 (2)就労定着支援の充実 (3)障害者雇用への理解促進 (4)ユニバーサル就労等の開発に向けた検討	千円 274,434 (すきっぷの再掲分を含む)	(1)3つの障害者就労支援センター「しごとねっと」「すきっぷ就労相談室」「ゆに」と就労支援施設等の連携を強化し、障害特性に応じた就労支援を提供する。また、障害者就労支援センターを核とした就労支援施設との就労支援ネットワークを活用した、利用者プログラムの実施や職員向け研修の充実によるスキルアップに取り組み、就労促進を図る。 (2)「就労定着支援事業」の支援状況の把握と支援力向上を図り、就労から定着、生活支援までの一貫した支援に取り組む。 (3)「世田谷区障害者雇用促進協議会」において、東京商工会議所世田谷支部、青年会議所世田谷区委員会、特別支援学校等との連携により、企業等の障害理解と雇用促進に向けた取組みを継続して実施する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 障害者就労の支援			(4)せたJOB応援プロジェクトの実施をとおして関係機関と求人情報等の共有を図るとともに、ユニバーサル就労の開発に向け、引き続き連携して検討を行う。
		2. 区施設等において就労支援事業に取り組み、障害者の就労促進を図る。 (1) チャレンジ雇用の拡充 (2) 世田谷区障害者活躍推進計画推進への協力 (3) 区役所内体験実習 (4) 保護的就労の見直し検討		(1) 区が障害者を短期間雇用し、就業体験を通して企業等への就労を図るチャレンジ雇用は、多様な職を設置し採用を拡大するとともに支援の拡充を図る。 (2) 障害者雇用促進法の改正に基づき、人事所管が策定した「世田谷区障害者活躍推進計画」について、連携して推進に取り組む。 (3) 職場体験実習として、庁内職場で施設利用者・特別支援学校生徒を短期間受け入れる。職場体験を通し、障害者の社会習慣習得や就労意欲向上を図る。 (4) 区の外郭団体において実施している保護的就労(一般就労が難しい障害者を区施設の清掃・喫茶等の業務で雇用(5年を限度)し、一般就労を目指す取り組み)は、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業の組み換えについて各雇用主と引き続き検討する。(雇用主:世田谷区社会福祉協議会・世田谷区社会福祉事業団・世田谷サービス公社)

## 令和 2 年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	障害者施設工賃アップ 推進事業 (障害者地域生活課)	<p>障害者施設等で働く障害者の工賃アップを図るための支援を行う。</p> <p>(1)作業所等経営ネットワーク支援事業</p> <p>(2)経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナー</p> <p>(3)障害者施設製品販売促進事業</p> <p>(4)世田谷区障害者優先調達推進方針に基づく調達推進</p>	千円 18,520	<p>(1)企業等からの作業依頼を区内障害者施設に仲介するとともに、施設の共同受注の取組みを促進する。</p> <p>(2)区内就労継続支援 B 型事業所に対して、年間 3 回の経営コンサルタントによる工賃アップ連続セミナーを実施し、施設利用者の工賃向上に取り組む。</p> <p>(3)区内障害者施設製品の販売を促進するため、「フェリーチェ本店(喜多見駅前)」「フェリーチェ世田谷区役所店」の運営と、共同受注販売の取りまとめ等を行う障害者施設製品販売促進事業を実施する。</p> <p>(4)世田谷区障害者優先調達推進方針に基づき、庁内での障害者施設からの物品や役務の調達を推進する。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	若者の交流と活動の推進 ( 児童課、 若者支援担当課 )	( 1 ) 中高生世代の居場所づくり ( 2 ) 青少年交流センターの運営 ( 3 ) 若者による情報発信活動を通じた若者の主体的な意見表明や参加・参画の仕組みづくり	千円 342,481	( 1 ) 全児童館で中高生世代の主体的な参加・参画による多世代との交流の機会や、実体験を通じた自己実現の機会を充実させる。各地域に 1 館ずつ指定した中高生支援館は、開設時間の延長を行うとともに、情報交換等を通して地域の児童館の支援の充実と、地域との連携を図り、地域の中高生支援の向上をめざす。 ( 2 ) 青少年交流センター運営について、若者ファーストの視点に立ち、部屋の使い方、スタッフの関わり方などを確認しつつ、児童館等と連携して中高生世代を中心とした青少年が活躍できるよう、活動を支援する。また、昭和女子大学及び日本大学文理学部との連携協力により、学生が主体となって中高生を支える居場所事業のさらなる充実を図る。 若者の社会への参加・参画、協働の意識を醸成し、世代を超えた出会いや交流の機会を積極的に創出するとともに、若者自らの主体的な活動を通して自立と成長を促す。 地域とのつながり・連携強化 地域活動団体等と連携し、若者に対する区民の理解を深めるとともに若者にかかわる地域のネットワークを広げ、地域で若者を見守り支える体制を充実させる。 青少年交流センター同士の連携を強化し、課題認識・情報共有を図るとともに、3センター合同イベントの企画・実施や運営体制・実施内容を充実させる。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 若者の交流と活動の推進			<p>青少年交流センター池之上青少年会館について、令和元年度にまとめた、「青少年交流センター池之上青少年会館あり方検討委員会報告書」に基づき、今後の運営について検討していく。</p> <p>(3) 若者自身が SNS 等を活用した情報発信を行い、若者の地域活動や多世代交流を推進し、地域の活性化につなげる。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 保健福祉政策部 障害福祉部 世田谷保健所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援                      (若者支援担当課)                      (健康づくり課)                      (工業・ものづくり・雇用促進課)                      (生活福祉課)                      (障害保健福祉課)                      (健康推進課)                      (学校健康推進課)</p>	<p>(1)メルクマールせたがやによる支援の充実                      (2)教育委員会・中学校との連携による早期支援の検討                      (3)若者福祉的就労、就職準備支援の取組みの充実</p>	<p>千円 60,958</p>	<p>(1)社会参加のきっかけをつかめない、学校生活になじめない等の生きづらさ・困難を抱えた若者を支援する。                      子ども・若者支援協議会の指定支援機関として、他の若者支援機関とのネットワークを一層強化し、アウトリーチを含む相談支援機能の充実を図る。                      ・思春期、青年期等の相談支援の実施                      ・区立中学校事例検討会の実施                      居場所で実施するプログラムの内容、手法の充実や、未登録でも利用できる居場所「メルサポ」の活用により、様々な段階にいる参加者同士の交流促進を図る。                      家族を通じた本人へのアプローチに取り組む                      希望丘青少年交流センター及び各総合支所区民相談室を活用した相談の場の拡充を行う。                      家族会等補助の導入により、ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図る。                      及び の家族支援については年齢不問。                      (2)ティーンズサポート事業の実施等、地域で活躍している方々や区内教育機関との連携協力により、支援が必要な不登校・ひきこもりなどの若者の早期支援につなげる。特に、区立中学校全校訪問を継続して行うなど、事業周知と連携の強化を図る。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 経済産業部 障害福祉部 世田谷保健所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 生きづらさを抱えた若者の 社会的自立に向けた支援			<p>(3) 就労意欲の喚起を行う事業とともに、実践能力を高める事業を実施することにより、一人ひとりの就労に向けた支援を行う。</p> <p>せたがや若者サポートステーションとメルクマールを一体的に運用し、多角的な支援を行う。</p> <p>野毛及び希望丘の各青少年交流センターと若者総合支援センターが連携し、就労体験等の様々なプログラムに取り組むことにより、働くことの意味ややりがい、自信を感じてもらい、就労支援機関での就労に向けた実践活動等につなぐ。</p> <p>ユニバーサル就労の取組みと連動しながら、若者の職業的自立に向けた就労支援を行う。</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保育部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	家庭・地域における 子育て支援の推進 (子ども育成推進課、 児童課、子ども家庭課) (子ども家庭支援課) (保育課、 保育認定・調整課)	1. 在宅での子育て支援 (1) おでかけひろば (2) ほっとステイ (3) 児童館子育て支援 (4) 世田谷区ファミリー・サ ポート・センター事業 (5) 発達支援親子グループ事 業 (6) 子育て情報の提供と活用 の 促進 (7) ワークスペースひろば型 事業	千円 699,311	1. 地域で子育て中の親同士が出会い、交 流を深める場や機会と身近な相談機能の充 実を図るとともに、理由を問わない子ども の一時預かり等を通し、在宅での子育てを 支援する。 (1) 子育て中の親子が気軽に立ち寄り、 交流や相談のできる常設の場である「お でかけひろば」の拡充及び質の向上を図 る。(1か所の選定を令和3年度に先送 り)【緊急見直し対象事業】 ・おでかけひろば3か所増(計41か所) (2) 理由を問わずに子どもを一時的に預 かる「ほっとステイ」の身近な場所での 設置促進及び質の充実を図る。 ・おでかけひろば内でのほっとステイ 1か所増(計12か所) ・おでかけひろば以外でのほっとステイ 1か所増(計9か所) うち0歳児のほっとステイ(18か所)
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保育部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 家庭・地域における 子育て支援の推進			( 3 ) 全児童館で開設している子育てひろば、サークルで、身近な交流、子育て相談の場としての事業を継続する。地域に1館ずつ指定した子育て支援館は地域の児童館相互の情報交換や合同事業の取りまとめを行い、児童館全体の相談、支援の充実を図る。また、地区での子育て支援のネットワークの拡充を図る。 ( 4 ) 多様な預かりのニーズに対応するため、援助会員の拡大を図るなど、ファミリー・サポート・センター事業の充実をめざす。 ( 5 ) 子どもの発達に心配のある保護者が、子どもとの関わり方等を、遊びなどを通して学ぶ発達支援親子グループ事業(わくわくおやこひろば)について、関係機関との連携を図り、支援を充実させる。 ( 6 ) 子育てに関する情報や地域の活動等の情報を提供する。情報提供ツールとして、スマートフォンアプリを活用する等、利便性の向上と情報の活用促進を図る。 ・子育て情報誌等の改訂・発行 ・せたがや子育て応援アプリの提供 ・入園及び子育て支援制度の説明会の実施
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保育部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 家庭・地域における 子育て支援の推進	2 . 社会全体で子どもを育む地域活動の支援 ( 1 ) ひろばスタッフ研修の実施 ( 2 ) 子育て活動団体同士の交流会の実施 ( 3 ) 子どもを育む活動への支援		( 7 ) 子育てと仕事を両立し多様な働き方を選べるよう、新たな選択肢として、子育て中の区民にとって身近な「おでかけひろば」を活用し、子どもの近くで働くことのできる、ワークスペースひろば型について、令和元年度に選定できなかった玉川地域の選定を行い、5地域で展開する 1か所増(計5か所)。 2 . ( 1 ) 地域における身近な子育て支援の拠点となる、おでかけひろば等のスタッフ研修を事業者と協働し実施する。 ・経験年数やスキルに応じた体系的なプログラムに基づく研修を実施し、人材の育成支援等に取り組む。 「初任者研修」「初任者ステップアップ研修」「中堅者研修」「リーダー研修」等 ( 2 ) 「子ども・子育てつなぐプロジェクト」及び「子育てメッセ」として、子育て活動団体を対象とした交流事業を実施。団体同士の交流と学びの機会を提供し、活動の継続・発展を支援する。(交流会実施の見送り)【緊急見直し対象事業] ( 3 ) 子ども基金による子育て活動団体等への助成を通じて様々な活動を支援するとともに新たな活動の機会を提供する。

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	保育施設の整備拡充 ( 保育課、 保育認定・調整課、 保育計画・整備支援担当課 ) ( 幼児教育・保育推進担当課 )	1 . 認可保育園等の整備による 定員枠拡充	千円 5,524,850	1 . 令和元年度は、認可保育園13か所(分園含む)、認定こども園1か所、小規模保育事業2か所の新設等に取り組み、前年度と比べ802人の定員増となった。 これまでの施設整備の積み上げ等により待機児童は解消したが、未だ希望する保育園に入園できない世帯も多いことから、引き続き保育施設の整備に取り組む。 1 ) 令和 3 年度および令和 4 年度以降開園の施設整備 令和 3 年度の開園 ・新型コロナウイルス感染症の影響による今後の保育需要や財源確保の見通し等が不透明であることから、今年度は新規の保育施設整備提案の受付を停止し、施設整備による定員拡大は約 5 6 0 名分を想定する。 ・近隣住民対応支援業務委託(中止) 【緊急見直し対象事業】 令和 4 年度以降の開園 ・既に事業決定している 7 8 名分と、今後審査を行う 3 施設約 1 8 0 名分を想定する。加えて、事業者と調整中の案件について、今後の保育需要を見極めながら約 1 3 0 名分の定員確保を目指していく。 ・現在進行中の公有地を活用した整備案件及び老朽化に伴う改築に関する案件
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 保育施設の整備拡充	2 . 認可外保育施設等に対する 移行支援		<p>について、引き続き実施に向け進捗管理を行う。</p> <p>( 2 ) 保育待機児童ゼロの継続に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証保育所への支援の強化を通じた欠員が生じている既存施設の利用向上策の検討や0歳児定員の1歳児定員への振り替えなど、認可外保育施設を含め既存施設が有効に利用されるよう対策を検討していく。</li> </ul> <p>( 3 ) 今後の保育需要の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 期の子ども・子育て支援事業計画で設定した「保育定員(2、3号認定)に関する各年次の達成目標と定員拡大量」については、新型コロナウイルス感染症対策の見通しが立った段階で見直しに着手し、令和 4 年度以降の定員拡大量の改定に向け検討に入る。また今後、法定計画である子ども・子育て支援事業計画の改定(調整計画)との整合性を図る。</li> </ul> <p>2 . 移行支援</p> <p>認可外保育施設等から新制度における給付対象施設・事業、認証保育所への移行に向けた支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修費及び賃借料の補助</li> <li>・ 可能性調査、助言指導等支援</li> </ul>

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	保育・幼児教育環境の充実 ( 保育課、 保育認定・調整課 保育計画・整備支援担当課 ) ( 子ども育成推進課、 子ども家庭課 ) ( 幼児教育・保育推進担当 課 )	1 . 保育施設等における保育の 充実 ( 1 ) 保育実施者以外の第三者 の視点による質の確保及び地 域保育ネットワークによる質 の向上 ( 2 ) 緊急時等における保育ニ ーズへの対応 ( 3 ) 就労形態の多様化に伴う 保育ニーズへの対応 ( 4 ) 区民にわかりやすい情報 提供 ( 5 ) 保育園の感染症等の発 生状況把握・感染予防等の情 報発信 ( 6 ) 保育施設等による在宅子 育て支援の充実 ( 7 ) 保育施設による災害時の 乳幼児支援 ( 8 ) 区立保育園業務支援シス テムの本格運用 ( 9 ) 保育士等人材確保策 ( 10 ) 区立指定園における医療 的ケアが必要な子どもの受け 入れ ( 11 ) 児童福祉法及び子ども・ 子育て支援法における指導検 査等の実施	千円 39,034,705 【 ( 13 ) ( 14 ) の経費は除く 】	1 . ( 1 ) 保育実施者以外の第三者の視点に よる質の確保及び地域保育ネットワ ークによる質の向上 第三者評価 保育の質を適切に評価し、その向上に繋 げるために、認可保育園、認証保育所等 に対し、第三者評価制度の受審を奨励・推 進する。 区立保育園14園 ( 令和 2 年度予定 ) 認証保育所13園 ( 令和 2 年度予定 ) 認可外保育施設17施設 ( 令和 2 年度予 定 ) 私立保育園や認定こども園については、受 審実績に応じて受審費用を補助している。 保育ネットワーク 区内 5 地域ごとに、様々な保育施設が支 えあい、保育の質の向上に向けた取組み を行う保育関係者のネットワークの支援・ 強化を図る。 実施 ( 5 地域 ) 計 1 2 回 参加人数 延べ 5 6 8 人 開設前支援 施設開設前から保育従事職員に対する専 門研修を実施し、区の方針や地域性を理解 し、保育の質を維持・向上できるよう支援 する。 保育の質ガイドライン 世田谷区が目指す保育のあり方につい て、「世田谷区保育の質ガイドライン」 ( 平成 26 年度作成 ) を活用し事業者等に周 知し、質の高い保育を提供できる体制の継 続に努める。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実</p> <p>次頁へ続く</p>	<p>(12) 国の幼児教育無償化への対応</p> <p>(13) 新型コロナウイルス感染症の影響による保育料等の減額</p> <p>(14) ベビーシッター利用支援事業(新型コロナウイルス関係)の活用</p>		<p>更に、保護者に向けてガイドラインを親しみやすく解説した「なるほど!せたがやのほいく～遊びと学びがいっぱい～世田谷区保育の質ガイドライン」(平成29年度作成)を活用し、保育に関わる全ての人が「保育の質」について共通理解を深めることを促進する。</p> <p>(2) 緊急時等における保育ニーズに対応するため、多様な保育を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急保育(区立・私立保育園) 区立保育園については定員枠拡充</li> <li>・一時預かり 私立保育園46園(うち令和2年4月現在6園休止中)(ほっとステイ除く)、私立認定こども園2園(うち令和2年4月現在1園休止中)、保育室3室、一時保育専用施設2施設、区立保育園(定員に空きがある場合)</li> <li>・区内保育施設が突然閉園した際の対応(緊急・一時保育事業の要綱見直し)</li> <li>・病児・病後児保育11施設 定員計79名(令和3年4月開設予定の病児対応施設開設準備)</li> </ul> <p>(3) 保護者の就労形態等に合わせた多様な保育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育 認可保育園・認定こども園 1時間の延長 区立46園 私立本園24園・分園19園 2時間の延長 私立本園119園・分園9園</li> </ul>

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>4時間の延長 私立5園 13時間の延長 私立1園 特定地域型保育事業 27園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末保育 私立5園</li> <li>・休日保育 私立6園（令和元年7月から1か所増）（平成28年度より無償化）</li> <li>・私立認可保育園の空きスペースを利用した定期利用保育の実施 （令和2年4月現在 本園14園・分園2園）</li> </ul> <p>（4）区民の知りたい保育の情報を、「保育のごあんない」や区ホームページ、メールマガジン（子ども子育て情報）、せたがや子育て応援アプリ等を活用し、わかりやすく提供する。</p> <p>（5）保育園欠席者・発症者情報収集システム（保育園サーベイランス）を活用し、感染症の集団感染や二次感染を防ぎ、保育園の保健衛生の充実に努める。</p> <p>（6）保育園が地域の子育ての拠点となり全ての子育て家庭に対する子育て支援に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園実施型のおでかけひろばの実施（再掲） 区立保育園3園 今年度より、世田谷地域拠点園におでかけひろばを新規開設。</li> <li>私立保育園3園</li> <li>・子育てプログラムに基づく、親支援等を目指した取組み</li> <li>・区立・私立保育園での子育て相談、地</li> </ul>



## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>域交流事業（区立保育園については拡充）、産前・産後家庭の支援の実施</p> <p>（ 7 ）区立保育園防災マニュアルを研修等により検証し、より実用的な内容に改訂する。また、私立保育園にマニュアルや研修ツールを提供する。</p> <p>（ 8 ）区立保育園業務支援システムについて、前年度未導入の区立保育園へシステムを導入し、本格的な運用を開始する</p> <p>（ 9 ）保育士等の人材確保対策を推進する。処遇改善に取り組む事業者に助成を行い、保育士等の確保の支援を行う。</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <p>平成27年度より特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、公定価格の処遇改善等加算等により給付している。また、認証保育所については、都補助事業を活用し保育士の処遇改善を行う。</p> <p>平成28年10月からは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、認証保育所、保育室、保育ママ、病児・病後児保育事業を対象に、区独自の処遇改善のための給付制度を実施している。</p> <p>保育士等就職相談会を開催する。平成27年度より人材関連事業者に委託し、地方での相談会開催、インターネット上での保育求人情報等ポータルサイト運営、保育事業者への人材確保に関するアドバイザー派遣を行っており、今年度も継続していく。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実</p> <p>次頁へ続く</p>			<p>保育事業者が雇用する保育士などへの住宅確保支援策を引き続き実施する。また、令和3年度以降の事業継続について、国・都への働きかけを継続的に行う。</p> <p>(10) 平成30年4月から区立指定園1園(烏山地域)、平成31年4月から区立指定園2園(北沢地域・砧地域)で開始した医療的ケアの必要な子どもの受け入れについて、新たに令和2年4月から1園(世田谷地域)で実施する。さらに令和4年4月の玉川地域での受け入れ拡充に向け、引き続き職員の育成、園内環境等の必要な体制を整備する。</p> <p>(11) 児童相談所設置市事務として、また子ども・子育て支援法に基づき保育所を始めとする児童福祉施設及び認可外保育施設の指導検査を実施するとともに、ホームページへの結果の公表等を通して保育の質の向上を図る。</p> <p>(12) 幼児教育・保育の無償化の対象範囲を定める条例の制定については、施行時期も含めた検討を行い、制定に向けた準備を進める。</p> <p>(13) 新型コロナウイルス感染症の影響により、区内の保育施設を園児が欠席した場合や、園が休園した場合の保育料等について、減額を実施する。【緊急対策事業】</p> <p>(14) 新型コロナウイルス感染症の影響により、保育園において保育を受けることがで</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実</p>	<p>2. 区立保育園の今後のあり方に基づく取組み (1) 区立保育園の今後のあり方に基づく取組み( 拠点園統合・移設1園、 工事着工1園、 整備計画検討1園、 拠点園検討1園)、 再整備対象園の検討)</p>		<p>きず、ベビーシッターの利用を余儀なくされた保護者を支援するため、利用料の一部を助成する都のベビーシッター利用支援事業(新型コロナウイルス関係)を活用する。【緊急対策事業】</p> <p>2. (1) 平成30年度に定めた「区立保育園の今後のあり方」に基づき、在宅子育て家庭を含めた子育て支援の充実や保育の質、子育て機能の向上等に取り組みながら、引き続き、区立保育園の再整備を効率的かつ効果的にすすめていく。区立保育園跡地については、保育需要の状況等を見極めながら、保育室の新制度移行施設や私立認可保育園等の整備を含め、区全体としての有効活用を図る。 守山保育園に下北沢保育園を統合・移設し、北沢地域の区立拠点園として開設する。(令和3年度予定) 玉川総合支所分庁舎跡地に玉川地域の区立拠点園を整備したうえで、奥沢西保育園・深沢保育園を統合・移設する。(令和4年度以降予定) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区立松丘幼稚園跡地に区立西弦巻保育園・弦巻保育園を統合・移設する時期を再検討する。 烏山地域の拠点園整備については、対象園の選定と代替地の確保に向け、調整を進める。 地区に複数ある区立保育園の再整備について検討する。</p>
	<p>次頁へ続く</p>			

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実	<p>3 . 私立幼稚園等における幼児教育の充実</p> <p>( 1 ) 私立幼稚園等における預かり保育の拡充</p> <p>( 2 ) 教育環境充実への支援 子どもの豊かな学びの支援 子どもが健やかに育つ環境の充実 支援や配慮を要する子どもの学びの充実 保護者がゆとりをもって子育てできる環境の支援</p>		<p>3 . ( 1 ) 私立幼稚園等における教育時間前後及び三季休業中の預かり保育について、現行の区独自事業を実施するとともに、平成28年度に導入した国制度の一時預かり(幼稚園型)の拡充を図る。令和2年4月時点実施園計14園</p> <p>( 2 ) 教育環境充実に向けた支援を行う。 さまざまな専門知識を持つ関係機関との連携により教員研修等を充実させ、子どもの豊かな学びを支援する。 教育環境の充実、向上及び経営の健全化に関する事業に対し助成を行う。 障害児が在園している園に対して運営費を補助するとともに、希望園に対し専門職による巡回訪問を実施する。 就労の有無に関わらず利用できる預かり保育や相談機能の充実により、保護者がゆとりをもって子育てのできる環境の実現を目指す。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保育部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 保育・幼児教育環境の充実	<p>4 . 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」に基づく施策の推進</p> <p>5 . 認定こども園のあり方の検討</p>		<p>4 . 平成 2 9 年 7 月に策定した「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」及び「第 2 次教育ビジョン・第 2 期行動計画」に基づき、乳幼児期における教育・保育の充実・推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アプローチ・スタートカリキュラムの実施</li> <li>・乳幼児教育アドバイザーの派遣</li> <li>・世田谷区幼児教育・保育情報連絡会の開催</li> <li>・乳幼児教育支援センターの整備に向けた検討・準備</li> </ul> <p>5 . 社会経済の変動や幼児教育・保育の無償化の影響等による保育需要の動向、それに対する保育の受け皿の状況を注視しながら、認定こども園の新設や私立認可保育園から認定こども園への移行のあり方を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）「認定こども園のあり方検討会」設置検討</li> </ul>

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	妊娠期からの切れ目のない 支援（世田谷版ネウボラ） の推進 （子ども家庭課） （健康づくり課、 子ども家庭支援課） （健康推進課）	1．相談支援体制の強化 （1）妊娠期面接の全員実施 （2）利用者支援事業の充実 （3）さんさんプラスサポート 事業の実施	千円 239,776	妊娠期から就学期までの子育て家庭を切れ 目なく支援していくため、相談支援の充実、 支援につながる仕組みの充実を図るとともに 地域で子育てを支える環境づくりを推進す る。 1．（1）ネウボラ・チーム（保健師・母子 保健コーディネーター・子育て応援相談 員）による相談支援に取り組む。さらに、 土曜の面接機会の提供や面接予約システム を周知することで、利便性の向上を図る。 （2）子育て世代包括支援センターの機能に 位置づけている利用者支援事業の実施及び 連携をさらに強化し、必要な支援につなぐ ための子ども・子育ての相談支援の充実を 図る。 ・【基本型】地域子育て支援コーディネータ ー《ひろば型》（6か所） ・【特定型】子育て応援相談員（5か所 13 人） ・【母子保健型】母子保健コーディネーター （5か所 18人） （3）二次予防として、支援が必要な家庭を 対象に、産前・産後の体調不良や育児能力 の低下等により、一時的に生活支援を必要 とする家庭がその時期を乗り切り、養育困 難家庭に陥らないようにするための支援と して実施する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 妊娠期からの切れ目のない支援 (世田谷版ネウボラ) の推進	2 . 地域全体で子育てを支える 環境の充実 ( 1 ) 子育て利用券事業への地 域の活動団体の参加促進 ( 2 ) 周知の強化 ( 3 ) 医療、地域との連携強化 ( 4 ) 地域で子育てを応援する 気運醸成 ( 5 ) 乳幼児ふれあい体験支援 事業		2 . ( 1 ) 子育て利用券事業への地域の活動 団体の参加促進を図る。 ( 2 ) 区のおしらせやリーフレットの配布な ど世田谷版ネウボラについて、印刷経費の 削減を図りつつ周知を強化する。【緊急見 直し対象事業】 ( 3 ) 医療機関や地域の子育て活動とネウボ ラ・チームの情報交換など医療、地域との 連携強化を図る。 ( 4 ) 民間事業者と連携した地域の子育てを 応援する気運醸成(世田谷版WEラブ赤ち ゃんプロジェクト)を引き続き実施する (ステッカーの配布等による区民・企業へ の賛同や寄附の呼びかけなど)。 ( 5 ) 中学生等に赤ちゃんとふれあう機会を 提供するため、活動を行う団体に対する助 成等により取組みを促進させる。

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもの成長と活動の支援 ( 児童課 ) ( 公園緑地課 ) ( 生涯学習・地域学校連携課 )	成長と活動の場と機会の充実 ( 1 ) 子どもの多様な活動の場 及び多世代交流の充実 ( 2 ) 新 B O P 学童クラブの運 営 ( 3 ) 外遊びの機会と場の拡充	千円 302,438	( 1 ) 子どもが地域の中で遊びや体験を通じて健やかに成長するために、児童館を拠点として地域とともに子どもの成長を支える環境を整える。 また、児童館を地区における子どもの情報集約や見守り、居場所づくり等の拠点とするとともに、子ども家庭支援センターとの連携強化を通じて、地域・地区における相談支援機能・情報連携機能の強化を図る。「遊び」「相談支援」「地域資源開発」「ネットワーク支援」の4つの機能を充実させて一体的に運営し、児童館職員の人材育成や支援力向上に取り組む。 地域特性や児童館の特色を活かした児童館運営やプログラム等を充実させる。 中高生を中心に、主体的に参加・参画できる機会を充実させる。 各関係機関と連携を強化し、児童館の子育て支援事業を推進する。 地域の人材の参加・協力を得ながら、様々な事業を通して多世代と交流できる機会の充実を図る。 ( 主な事業 ) 児童館まつり、地域応援活動、子ども夢プロジェクト、合同行事(ドッジボール大会、文化交流会)など 児童館を拠点とした、多様な地域資源との連携・協力による見守りネットワークを強化する。 子ども家庭支援センター等との研修を通じて職員の相談支援の技術向上を図る。
	次頁へ続く			



## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 みどり33推進担当部 生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの成長と活動の支援			<p>1 地区 1 児童館を基本に、未整備地区における整備や重複地区における取扱いについて検討を進める。</p> <p>( 2 ) 児童数の増加に伴う活動スペースの狭あい化、人材確保等が課題となっており、実施時間延長モデル事業の最終年のまとめの中で、新 B O P 学童クラブの運営のあり方だけでなく、子どもの居場所の創設等、様々な施策や事業の組み合わせによる、令和 3 年度からの事業展開について、関係所管と連携して検討を進める。</p> <p>( 3 ) 子どもたちが身近な場所でのびのびと自然と触れ合える外遊びの場を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そとあそびプロジェクト・せたがやと協働して、全区ネットワークづくりの強化及び地域ネットワークづくりを推進する。また外遊び推進委員による、地区での外遊びの啓発や外遊びへの理解促進を進める。砧地域プレーパーク設置に向けた外遊びの啓発や遊び場を見守り協力するネットワークの拡充を強化する。</li> <li>・プレーリヤカーの回数を増やし、自然体験遊びの充実を図ると共に、既存のプレーパーク、砧・多摩川遊び村の外遊び環境整備や拡充に向けた検討を行う。</li> </ul>

## 令和2年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 生活文化政策部 保育部 世田谷保健所 危機管理部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>子どもを生き育てやすい 環境の整備 (子ども育成推進課、 児童課) (健康づくり課、 子ども家庭支援課) (人権・男女共同参画 担当課) (保育課、 保育認定・調整課) (健康推進課) (地域生活安全課) (幼児教育・保育推進 担当課)</p>	<p>1. 子育て家庭への生活支援 (1) 医療費等助成 (2) 幼児教育無償化に伴う認可外保育施設等保護者に対する区補助金の見直し (3) 未移行幼稚園保護者に対する区の補助金の支給 (4) 児童手当、子育て世帯臨時特別給付金の支給 (5) 児童扶養手当、児童育成手当の支給</p>	<p style="text-align: right;">千円 25,470,842</p> <p>(【緊急対策事業】 臨時特別給付金 704,717千円(令和 2年度1次補正予 算)を含む)</p>	<p>1. 子育て家庭への生活支援 (1) 子どもの保健の向上に寄与し、子どもを生き育てやすい環境を整備することを目的として、医療費の一部および出産費の一部を助成する。 ・子ども医療費助成(中学3年生まで) 令和2年度対象者見込数 約115,800人 ・第3子以降出産費助成 (2) 幼児教育・保育の無償化の対象範囲を定める条例の制定については、施行時期も含めた検討を行い、制定に向けた準備を進める。また、認可外保育施設等保護者に対する区の補助金の見直しを検討する。 (3) 未移行幼稚園保護者に対する区の補助金を支給する。 (4) 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育している方に児童手当を支給する。 令和2年度受給者見込数 約70,000人 令和2年度子育て世帯臨時特別給付金 (新型コロナウイルス感染症緊急経済対策)【緊急対策事業】</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 生活文化政策部 保育部 世田谷保健所 危機管理部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもを生き育てやすい 環境の整備			( 5 ) 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。及び、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童育成手当を支給する。 令和 2 年度 児童扶養手当受給者見込数 約4,000人 令和 2 年度 児童育成手当受給者見込数 約5,000人
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 生活文化政策部 保育部 世田谷保健所 危機管理部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもを生き育てやすい 環境の整備	2 . 子どもの安全・安心 ( 1 ) 子どもの安全・安心対策 子どもの安全・安心の支援 情報の提供 ( 2 ) 安全な児童福祉施設の整備 児童福祉施設の安全対策の推進 ( 3 ) 福祉避難所(母子)の開設・運営体制の強化		2 . ( 1 ) 子どもの安全・安心対策 子どもが犯罪や事故にまきこまれないよう、子ども自身が危険に対応できる能力を身につけることや家庭だけでなく地域で子どもを見守り育てる意識の醸成を図る。 ・ 幼稚園や保育園等の 5 歳児を対象に、危険回避のガイドブック「はじめてのいつてきます！応援ブック」を配布 ・ 保護者には「はじめてのいつてきます！サポーターズマニュアル」を配布 ・ 児童館や幼稚園・保育園等による「子どもの危機管理プログラム」の実施を支援 子どもと保護者に対し、危険に関する情報提供を行い、犯罪・事故を未然に防ぐよう注意を喚起する。 ・ 子どもの危険に関する情報のメール配信 ・ 区立保育園連絡メール配信サービス業務（緊急時含む）の運用 （在宅子育て家庭等にはメールマガジンにより配信） ( 2 ) 児童福祉施設の安全性や機能を確保するため、建物の老朽化に伴う改修工事等に併せて一層の安全対策を進める。 令和 2 年度施設整備 ・ 児童館 3 館 ・ 保育園 7 園 ( 3 ) 「世田谷区地域防災計画」に基づき、福祉避難所(母子)の円滑な運営に向け、協定施設や庁内関係所管課と連携しながら、より実効性あるマニュアルとなるよう見直しを行う。併せて、備蓄品の充実を図る。

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	支援を必要とする子どもと 家庭のサポート (児童課、子ども家庭課、 児童相談支援課) (児童相談所) (保健福祉課、健康づくり 課、子ども家庭支援課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (保育課) (健康企画課、健康推進課) (教育総務課) (教育指導課)	1. 児童虐待防止対策の推進 支援を必要とする子ども・家 庭を早期発見・早期対応し、児 童虐待の予防的な取り組みの充 実を図るとともに、複雑化した 子どもや家庭の課題に対する専 門性の高い支援までを行う子ど も家庭支援センターを中心に、 子どもとその家庭及び妊産婦等 の福祉に関する支援力の向上を 図る。 (1) 関係機関の人材育成と連 携の強化 (2) 相談支援体制・対応力の 強化 (3) 里親(養育家庭)の普及 啓発の拡充	千円 1,528,437	1. (1) 児童虐待の未然防止、早期発見・ 早期対応に向けて、要保護児童支援協議会 参加機関等の地域ネットワーク機能を活用 した虐待予防を推進する。 子ども虐待防止ハンドブック等により要 保護児童支援協議会の理解を促進し、個 別ケース検討会議や進行管理会議を有効 に実施する。 虐待予防講座や講師派遣、出前型研修な どにより関係機関の職員向けの研修を実 施する。 地域のネットワーク機能、虐待予防推進に 向けた普及啓発を推進する。 (2) 子ども家庭支援センターの機能を強化 し、地域における支援が必要な子どもと 子育て家庭のサポートを充実するととも に、地区における相談支援の充実に向け た対応力の強化を図る。 子ども家庭支援センターを児童福祉法第10 条の2に基づく子ども家庭総合支援拠点と して位置付けて、相談対応の充実を図る。 ・子ども家庭支援センターの子ども家庭 支援専門調査員の配置日数を増やす。 世田谷・玉川・砧 月16日1名、月8日1名 北沢・烏山 月8日1名 月16日1名(拡充)
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート			子ども家庭支援センターの人材育成の充実等により対応力の強化を図る。 ・子ども家庭支援センターのソーシャルワーク機能の向上を図るため、体系的な研修を充実する。 ・要保護児童支援専門員（児童相談所OB）によるスーパーバイズなどを通じて、子ども家庭支援センターケースワーカーの支援力の向上を図る。 複雑化、深刻化した相談に対応するため、子ども家庭支援センターに相談担当弁護士を配置し、対応力を強化する。 子ども家庭支援センターと健康づくり課の兼務保健師の配置により、連携の強化と子ども家庭支援センターの支援力の向上を図る。 地区における相談支援の充実を図るため、児童館及び区立保育園ソーシャルワーク機能（アセスメントや関係機関との連携・つなぎ等）の強化に向けた研修等を実施する。
	次頁へ続く			

## 令和2年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	2. 子どもの人権擁護機関の運 営及び啓発活動の充実		(3) 児童相談所との連携による里親(養育 家庭)の普及啓発の実施 ・一般区民を対象とした「養育家庭体験発表 会」(里親・元里子の体験談、講師による 講演等)の実施。  2. 子どもの人権擁護機関(せたがやホッと 子どもサポート)の運営及び啓発活動の充 実 ・いじめや虐待など子どもの権利侵害に関す る相談を受け、必要な支援等を行い、救済 と問題解決を図る。 ・リーフレットや相談カードの配布、学校で の出前授業や児童館等でのイベント参加に より、広報・啓発活動等を行い、認知度の 向上を図る。 ・令和元年度活動報告会を開催する。
	次頁へ続く			

## 令和2年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	3. 育児不安・虐待危惧への支 援の充実		<p>3. 子どもの養育に困難を抱える家庭への支 援の充実を図る。</p> <p>子どものショートステイ事業及び養育支 援等ホームヘルパー訪問事業を効果的に 実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・赤ちゃんショートステイ(0~1歳) 1か所2名</li> <li>・子どものショートステイ 1か所5名</li> <li>・要支援家庭ショートステイ 1か所1名 2名(拡充)</li> <li>・養育支援等ホームヘルパー訪問事業者 (15社)</li> </ul> <p>親支援事業(ペアレント・トレーニン グ)を実施する。</p> <p>学生ボランティア派遣事業の充実を図 る。</p> <p>親族等からの支援を受けられず、育児不 安や体調不良がある産後4ヶ月未満の母子 を対象とした産後ケア事業の安定運営と 充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立産後ケアセンター(15床) (ショートステイ・デイケア)</li> <li>・いなみ小児科Mama's room(3床) (デイケア)</li> </ul>
	次頁へ続く			



## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	4.ひとり親家庭の支援の充実 (1)子育て・生活支援の充実 (2)情報提供・相談機能の充実 (3)子どもの生活安定に向けた支援の充実 (4)多様な働き方サポートの充実		孤食や栄養の偏りなど子どもの食に課題があるが、必要な支援につながっておらず、地域から孤立しやすい状況にある家庭を主な対象として食の支援事業を実施する。 ・配食事業【緊急対策事業】 生活困難な状況にある家庭や、保護者の疾病により子どもが食事をとることが困難な状況にある家庭を対象に、弁当配達を通じた見守りを行い、必要な支援につなぐことで養育環境の悪化防止を図る。 新型コロナの影響による収入減で生活困難な状況にある家庭へ対象を拡大して実施中。 ・食の支援サポーター派遣事業 調理等を行う地域住民によるサポーターを派遣して食の支援を行う。 4.ひとり親家庭の不安軽減、孤立防止を図るため、ひとり親家庭の状況に応じた支援の充実を図る。 (1)子育て・生活支援の充実 母子の自立を促進するため、母子生活支援施設内の子どもの学習支援を実施する。また、自立に向けた就労を支援するため、施設内の預かり保育を実施する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	5 . 配慮が必要な子どもへの支援 ( 1 ) 配慮を要する児童を支える地域力の向上 ・子どもにかかる支援者のスキルアップ		さらに、区立児童相談所開設に伴う児童相談行政の推進の一環として、社会的養育充実の取り組みの中で、昨年度実施した母子生活支援施設のあり方検討委員会の結果等を踏まえ、ガイドラインを作成するなど今後の区内施設の多機能化等充実に向けた検討を行う。 ホームヘルパー派遣等により生活を支援する。 ( 2 ) 情報提供・相談機能の充実 ひとり親家庭のためのリーフレットや支援事業の周知チラシ(支援ナビ)を配布するなど、多様な媒体を活用し支援につなげるための情報提供を行う。 養育費に関する相談会を年7回実施するとともに、生活基盤が安定するよう、相談会と合わせて就労や家計管理等の相談の機会をつくり、充実を図る。 ( 3 ) ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディルーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。 ( 4 ) 関係機関と連携を図り、ひとり親家庭向けの就労支援講座等を実施する。 5 . ( 1 ) 配慮の必要な子どもを地域全体で支える仕組みを充実する。 ・支援を必要とする子どもの関係機関(保育園、幼稚園、新BOP等)に療育機関の専門職を派遣し、関わり方などの技術的な支援を行う。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	<p>( 2 ) ライフステージを通じた 支援情報の引き継ぎ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害児の個別的継続支援 システムの充実</li> </ul> <p>( 3 ) 中核的拠点の充実</p> <p>障害児の相談から療育までの 一貫した支援体制の整備</p> <p>身近な地域における発達障害 児の相談・療育体制の強化</p> <p>( 4 ) 障害児の養育支援と地域 生活支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児の在宅生活を支える支 援サービスの提供</li> </ul>		<p>( 2 ) 支援情報の引き継ぎ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援情報がライフステージを通して途切れ ることなく引き継がれるよう、各総合支所 保健福祉課に発達支援コーディネーターを 配置し、サポート会議の開催や「スマイル ブック」、「サポートシート」の作成等を行 う。</li> </ul> <p>( 3 ) 支援の中核的拠点施設として、発達障 害相談・療育センター「げんき」にて、相 談、療育、保護者支援、地域支援などを実 施する。</p> <p>発達障害児支援の中核的拠点施設である発 達障害相談・療育センター「げんき」にお いて相談・療育を行うとともに保育園等関 係機関に対する支援を行う。</p> <p>また、保護者向けの学習会（ペアレントト レーニング）を引き続き実施する。</p> <p>子育てステーションの発達相談室による身 近な地域での相談を行う。</p> <p>( 4 ) 障害児の在宅生活を支える支援サービ スとして、ホームヘルパー派遣、短期入 所、障害児通所支援等の充実を図る。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 障害福祉部 保育部 世田谷保健所 教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 支援を必要とする子どもと 家庭のサポート	6.周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援の充実 (1) 母子保健事業による支援 (2) 乳幼児期からの障害児の育児支援の充実 (3) 親子支援グループの実施		6. 周産期や乳幼児期の育児不安に対する支援をより充実する。 (1) MCG(母と子の関係を考える会)等の母子保健事業により育児不安の軽減や虐待予防を図る。【緊急見直し対象事業】 (2) 障害のある子どもがいる家庭に対し、継続的相談支援やホームヘルパー派遣等の支援サービスを早期から行うことで、育児不安や育児負担感の軽減を図る。 (3) 健診事業から、発達や育児への不安を抱える親子へのグループ支援を行い、より早期からの継続支援を充実させる。(4月、5月の実施は見送り)【緊急見直し対象事業】

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 児童相談所 総合支所 生活文化政策部 地域行政部 保健福祉政策部 障害福祉部 保育部 世田谷保健所  
教育総務部 教育政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>効果的な児童相談行政の推進 (子ども育成推進課、 児童課、子ども家庭課、 児童相談支援課) (児童相談所) (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課) (人権・男女共同参画 担当課) (地域行政課) (保健福祉政策課、 生活福祉課) (障害施策推進課、 障害保健福祉課) (保育課、 保育認定・調整課) (健康企画課、 感染症対策課) (教育総務課) (教育相談・特別支援教育課)</p>	<p>令和2年4月に開設した児童 相談所と子ども家庭支援セン ター、地域が一体となり、児 童虐待予防・早期発見、地域 での見守り強化を進める。 (1) 子ども家庭支援センタ ーと児童相談所の一元的運 用 (2) 児童相談所及び一時保 護所の適切な運営 (3) 人材の確保・育成 (4) 社会的養育推進計画の 策定 (5) 子どもの人権擁護に向 けた取組み (6) 子どもを守るネットワ ークの充実</p>	<p>千円 1,819,264</p>	<p>(1) 子ども家庭支援センターと児童相談所 の一元的運用について、運用状況を把握す るとともに、必要に応じてルール見直し等 を行う。 (2) 児童相談所及び一時保護所の適切な運 営を図る。 (3) 人材の効果的な確保・育成に向け、計 画的な採用、配置等を行うとともに、子ど も家庭支援センターも含めた児童相談行政 の第一線で活躍する人材の育成に取り組 む。 (4) 児童相談所設置市(特別区)が独自に 策定することができる「社会的養育推進計 画」を令和2年度に策定し、 家庭養育優先の原則と子どもの最善の利益 確保の実現に向け、区における社会的養育 の体制整備の基本的考え方及び全体像を示 す。 (5) 施設・里親等への措置及び一時保護さ れた子どもの第三者による更なる意見表明 権制度の構築に向けて取り組む。 (6) 地域に密着した子ども・若者支援等の 資源活用や、要保護児童支援協議会をはじ めとする地域ネットワークの整備・強化に 向けた取組みを進める。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	子どもの貧困対策における 重点取組み (子ども家庭課、 児童相談支援課) (子ども家庭支援課) (生活福祉課)	1. 地域における学習支援事業 等の充実 (1) 生活困窮世帯等の子ども の支援事業 (2) ひとり親家庭の学習支援 事業 (3) 子どもの学び場運営スタ ートアップ補助事業	千円 77,064 (再掲事業 予算含む)	1. 生活保護・生活困窮世帯、ひとり親世帯等 の子どもを対象に学習支援事業を継続して実 施するとともに、子どもの学習習慣の定着に 向け、新たな学習支援を開始する、 (1) 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子 どもを対象に、ボランティア等との世代間交 流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定 着等を目的とした自主学習支援、食育等を通 じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷 区社会福祉協議会への委託により実施する。 (再掲) (2) ひとり親家庭の学習支援事業「かるが もスタディルーム」について、生活困窮家庭 等の子どもを含め区内5か所で実施する。(再 掲)対象を小学校高学年から中学生に集中化 し、従来の学習支援とともに進学相談等の新 たな支援を実施する。 (3) 小学校低学年を中心に地域での学び場を 創出する子どもの学び場運営スタートアップ 補助事業を開始する。
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの貧困対策における 重点取組み	<p>2. 生活の安定に資するための支援</p> <p>(1) 子どもの居場所づくりの充実</p> <p>(2) 児童養護施設退所者等への支援</p> <p>住宅支援 居場所・地域交流支援 給付型奨学金事業 支援制度の見直し</p> <p>3. 支援につながる仕組みづくり</p>		<p>2. (1) 子どもが自ら選択して利用できるように多様な居場所を提供するとともに、生活困難を抱える子どもに対し、生活支援や学習支援の機能をもつ居場所の充実に向けて、検討を進める。</p> <p>(2) 児童養護施設退所者等への支援</p> <p>住まいの困窮度の高い退所者等に対し、高齢者向け借り上げ区営住宅に併設される旧生活協力員居室を月1万円の住居費負担金で提供する。</p> <p>地域の中で身近に相談できる仲間や大人等との関係を築き、交流を継続していけるよう居場所を提供する(4月、5月の実施は見送り)。【緊急見直し対象事業】</p> <p>必要に応じて児童養護施設等と情報共有を図りながら、個々人の事情に寄り添った支援を、相談支援機関等と連携して実施する。</p> <p>退所者等が学業と生活を両立しながら社会的自立を図っていく過程を支援することを目的として、大学等に進学・通学する資金の一部を、年額36万円を上限に給付する。</p> <p>住宅、居場所、奨学金(基金)の各支援についての平成28年の事業開始以降の評価検証や、有識者、支援団体等との意見交換を行い、より効果的な支援に向け、必要となる制度の見直しに取り組む。</p> <p>3. 当事者の視点に立った支援・サービスの周知や相談体制等の推進のために、食をきっかけに必要な支援につなぐ子どもへの食の支援事業を実施する(再掲)。併せて生活困窮支援・サービス周知用冊子を作成する。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 子どもの貧困対策における 重点取組み	4 . 子どもの貧困対策計画の推進		<p>支援者の気づきの感度の向上と連携強化に向け、子どもの貧困に関する傾向を意識することで更なる「気づき」を促し、必要な支援につなげていくための「せたがや子どもの応援気づきのシート」を区立保育園、児童館、青少年交流センター、区立幼稚園、小・中学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室、新BOP、主任児童委員等へ配布し、活用する。また、子どもの貧困への理解を深め、子どもの貧困対策の活動を活性化するためのフォーラムを実施する。</p> <p>4 . 子どもの貧困対策計画を横断的に推進するために、子どもの貧困対策推進連絡会を中心に、関係所管が連携・協力し、施策や個別事業の適切な調整を図り、全庁的に子どもの貧困対策に取り組む。</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 玉川総合支所 生涯学習部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	奥沢センタービル・三敬ビル の耐震診断等の取組み ( 児童課 ) ( 玉川・地域施設整備担当課 ) ( 玉川・地域振興課 ) ( 中央図書館 )	平成28年11月の総会決議を踏 まえ、早期に耐震補強工事及び 外部劣化工事に着手できるよ う、他の区分所有者と協力しな がら取組みを進めていく。	千円 5,851 (児童課予算(家賃分))	全体管理組合において耐震診断と外部劣 化調査の実施、耐震補強設計等を進め、平 成28年11月に工事实施を総会で決議し、翌 年9月に工事業者と契約を締結したが、他の 区分所有者の修繕積立金未納等があり、契 約解除となった。 その後改めて複数の工事業者から見積も りを徴取したところ、消費税の増税等の影 響から当初より予定金額が増加したため、 増額について総会に諮ったところ否決とな り、工事着手に至っていない状況である。 今後も引き続き他の区分所有者とともに 協力しながら、工事着手に向けて取り組ん でいく。  ( 参考 ) ・奥沢センタービル・三敬ビル <奥沢三丁目46番8号> 昭和47年竣工 ・区の区分所有床面積 1,889㎡ 2階 奥沢区民センター 奥沢子育て児童ひろば 3階 奥沢図書館 現在、民間建物1階を賃貸借して実施して いる(工事終了後は、本ビル内に戻る予 定)。

## 令和 2 年度主要事務事業

子ども・若者部 北沢総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	小学校跡地活用 複合施設整備 ( 児童課 ) ( 北沢・地域振興課 ) ( 障害保健福祉課 )	「(仮称)花見堂複合施設」新築 工事を行う。	千円 1,185,019 (北沢支所予算(工事費等))	昨年度から施工している旧花見堂小学校 校舎等の解体工事終了後、移転する代田南 児童館と代田南地区会館及び民間事業者に よる障害児通所施設(医療的ケア児にも対 応した児童発達支援施設と重症心身障害児 施設)からなる、(仮称)花見堂複合施設 の新築工事に着工する。  (今後の予定) 令和2年5月 解体工事終了予定 令和2年6月～令和3年度 新築工事 令和3年度 複合施設開設(予定)
	子ども施策の総合的調整 (子ども育成推進課)	子ども施策の総合的調整 (1)「子ども計画(第2期) 後期計画」に基づく施策 の進行管理	千円 3,047	(1)計画に基づく施策の進行管理 「子ども計画(第2期)後期計画」等に 基づく新たな計画体系により、子ども・ 子育て施策の進行管理を行う。

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
新規	新型コロナウイルス感染症 のまん延防止の取り組み (健康企画課、健康推進課、 感染症対策課、生活保健課) (保健福祉課、健康づくり課) (保健福祉政策課、 保健医療福祉推進課)	1. 新型コロナウイルス感染症 まん延防止に向けた相談・検査 体制の強化 (1) 相談体制の強化 (2) 検査体制の整備	千円	1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止に 向けた相談・検査体制の強化 関係機関等と連携を図り、相談・検査体制 を強化する。 (1) 相談体制の強化 東京都全体の患者数の高止まりの推移等 に鑑み、より多くの疑い例などの相談に迅 速に対応するため、帰国者・接触者相談セ ンター等の電話回線を増やすとともに、全 庁から保健師・看護師等の相談員を増員配 置するなど、体制強化に取り組む。 (2) 検査体制の整備【緊急対策事業】 適正かつ迅速に検査が実施できるよう、 保健所及び両医師会との連携により保険適 用を含むPCR検査(会場等は非公開)体制 を拡充しを実施する。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取り組み	2. 新型コロナウイルス感染症に関する防疫業務等の強化 (1) 防疫対策の実施 (2) 健康観察者への対応 (3) 感染症発生動向調査の実施 (4) 社会福祉施設への専門的な助言・指導の実施		2. 新型コロナウイルス感染症に関する防疫業務等の強化 新型コロナウイルス感染症のまん延防止、拡大防止を図るため、関係機関等と連携を図り以下の防疫対策を講じる。なお、全庁から保健師等を増員配置するなど、体制強化を図る。 (1) 防疫対策の実施 医療機関からの発生届受理に伴い、疫学調査、入院勧告(ホテル療養含む)、健康観察、保健指導等の対応を行う。 (2) 健康観察者への対応 り患者の濃厚接触者に対する健康観察、保健指導等の対応を行う。 (3) 感染症発生動向調査の実施 発生動向調査等の結果を感染拡大防止に活用する。 (4) 社会福祉施設への専門的な助言・指導の実施 社会福祉施設等(高齢、障害施設及び保育園等)での新型コロナウイルス感染症発生時における迅速な感染拡大防止を図るため、り患者等の人権擁護も踏まえた専門的な助言・指導を行う。(必要に応じて施設内の消毒等を命令する。)
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新型コロナウイルス感染症のまん延防止の取り組み	3 . 新型コロナウイルス感染症に関する区民等への情報提供 ( 1 ) 区民への情報提供 ( 2 ) 疫学情報管理等の向上		3 . 新型コロナウイルス感染症に関する区民等への情報提供 区民等の不安の払拭や、り患者等への風評被害並びに人権擁護等を目的として、区民に新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供や正しい予防等の知識などの普及啓発に取り組む。 ( 1 ) 区民への情報提供 区のホームページを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供や正しい予防等の知識などを発信するほか、国、東京都の情報を即時閲覧できるようにリンク等を設定する。また、区の広報等を通じた区民周知等へも取り組む。 ( 2 ) 疫学情報管理等の向上 国、東京都と連携し、疫学情報管理等に必要な情報等を精査し、新型コロナウイルス感染症の発生動向調査等に活用しつつ拡大防止策を講じるとともに、区民に広く公表するデータとしての精度を高める。

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	健康危機管理の向上 (健康企画課、感染症対策課 生活保健課) (保健福祉課、健康づくり課)	1. 健康危機への対応 大規模災害や大規模食中毒の発生、新型インフルエンザ等感染症などの健康危機に備え、関係機関との連携、検査機能の充実など、平時より健康危機管理へ対応する体制の整備を図る。 (1)健康危機管理連絡会の開催 (2)熱中症予防対策の推進 (3)食品の放射性物質検査の実施	千円 18,554	1. 健康危機への対応 (1)健康危機管理連絡会の開催 医師会等の医療関係団体、警察、消防等の関係機関と健康危機に関する情報交換を行い、連携強化を図る。 (2)熱中症予防対策の推進【緊急見直し対象事業】 熱中症予防対策について、全庁に対して啓発活動を働きかける。また、公共施設等を利用した熱中症予防「お休み処」を設置する。 (一部施設における設置期間の短縮・高齢者施設等で設置の中止) (3)食品の放射性物質検査の実施 食の安全・安心を確保するため、保育園や小・中学校等の給食、区内流通食品等の放射性物質の検査を行なう。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康危機管理の向上	<p>2 . 災害時医療救護体制の強化 世田谷区地域防災計画を踏まえ、関係機関と連携し、災害時の医療救護活動の円滑な実施に向けた体制強化を図る。</p> <p>(1)災害医療運営連絡会の開催 (2)医療救護体制等検討部会の開催 (3)在宅人工呼吸器使用者等の災害時要医療者の支援</p>		<p>2 . 災害時医療救護体制の強化</p> <p>(1)災害医療運営連絡会の開催 災害医療に関連する専門機関や官公署による連絡会で意見交換を行い、災害医療の充実に向けた課題と具体策を協議する。</p> <p>(2)医療救護体制等検討部会の開催 連絡会の部会として開催し、医療及び薬事コーディネーターの役割など関係者との意見交換を行い、医療救護体制の充実に向けた具体策について協議を行う。</p> <p>(3)在宅人工呼吸器使用者等の災害時要医療者の支援 区内の人工呼吸器使用者リストを元に、個別支援計画書の作成並びに更新を行う。災害時には個別支援計画書を用いて安否確認を行い、必要に応じて医療資源情報の提供等、要医療者支援を行う。</p>
	次頁に続く	<p>3 . 新型インフルエンザ等への対応 新型インフルエンザ等の発生に備え、感染予防やまん延防止の対策強化を図る。</p>		<p>3 . 新型インフルエンザ等への対応</p> <p>(1)世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画等の改定 この度の新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策等の経験を活かし、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」「世田谷区新型インフルエンザ対策実践計画・地域医療確保計画」、事業継続計画等の改定に向けての課題整理を行い、見直しの検討を進める。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康危機管理の向上			<p>(2)新型インフルエンザ等発生時における地域医療体制の確保</p> <p>30年度に策定された国の住民接種実施要領等を踏まえ、健康危機管理連絡会の傘下に設けた「新型インフルエンザ等対策地域医療体制検討部会」において、行政と医療機関及び医療機関同士の連携体制の構築、特定接種の接種体制や住民接種体制の検討を行う。</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	健康づくり推進条例及び健康せたがやプラン(第二次)後期の推進 (健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課) (健康づくり課)	1. 健康づくり推進条例に基づく取組み (1) 健康せたがやプラン(第二次)後期の進捗管理 (2) 世田谷区健康づくり推進委員会の運営 (3) 健康せたがやプラン(第三次)(以下「次期プラン」という。)の策定作業(令和3年度)に向けた取組み	千円 13,129	1. 健康づくり推進条例に基づく取組み 健康づくり推進条例の主旨に基づき策定した健康せたがやプラン(第二次)後期(以下「現行プラン」という。)を通じて、区民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる地域社会の実現をめざし、新たな健康課題等に対応した取組みを推進する。 (1) 現行プランの進捗管理 区、区民、地域団体及び事業者等と協力し、生活習慣病予防対策や健康づくりの普及・啓発を推進するという基本的考えに立ち、現行プランの実施状況や各施策の推進状況を進行管理し、指標に基づく施策等を評価する。 (2) 世田谷区健康づくり推進委員会の運営 現行プランの実施状況や各施策の推進状況等を報告し、各取組みを評価するとともに、より効果的な実践となるよう意見交換を行い、次期プラン策定に向けた基礎資料とする。 (3) 次期プランの策定作業(令和3年度)に向けた取組み 令和3年度の次期プラン策定(予定)に備え、世田谷区健康づくり推進委員会を通じ現行プランの評価を実施するとともに、以下の調査を実施し、次期プラン策定の基礎資料とする。
	次頁へ続く			

## 令和2年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康 せたがやプラン(第二次) 後期の推進			世田谷区民の健康づくりに関する 調査 ・概 要 区民(成人)の健康について の考えや生活習慣などの健康状 況等の把握 ・対 象 区内在住の20歳以上の男女 (無作為抽出4,000人) ・方 法 郵送配布・回収 ・実施時期 9月(予定) 思春期世代のこころとからだのア ンケート調査 ・概 要 性感染症や望まない妊娠の予 防、悩みやからだの不調の相談 体制など、思春期保健の大きな 課題等の把握 ・対 象 区内在住の15~29歳の男女 (無作為抽出3,000人) ・方 法 郵送配布・回収 ・実施時期 9月(予定)
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康 せたがやプラン(第二次) 後期の推進</p>	<p>2. 現行プランの推進 平成29年度を初年度とする 「現行プラン」において掲げ た目標の実現にあたり、様々 な施策を展開するとともに、 各地域の特性や健康課題に応 じた事業を区民・事業者等と の協働により進める。</p> <p>(1)健康づくり運動「健康せた がやプラス1(ワン)」 (2)主要な健康課題への対応 (重点施策) (3)一人ひとりの健康づくりの 支援 (4)健康に関する安全と安心の 確保 (5)地域の健康づくり</p>		<p>2. 現行プランの推進 (1) 健康づくり運動「健康せたがやプラス 1(ワン)」【緊急見直し対象事業】 一人ひとりが健康に良いことを何かひと つ生活の中に加えられるよう区民全体へ啓 発するために、「歩くこと、動くこと」 「かしこく、おいしく食べること」に着目 して、各種健康イベントや関係団体の活動 等の機会を通じ、健康づくり運動を促すよ う働きかける。(地域の健康づくり講座や イベント等の機会を通じた働きかけは回数 減とする。)</p> <p>(2) 主要な健康課題への対応(重点施策) 新たな健康課題や区民の健康づくりの基 本となる課題に対する施策として、より戦 略的かつ総合的に取り組む。 生活習慣病対策の推進 庁内関係各課等との連携による「生 活習慣病対策検討会」を通じ各種検診 データを用いた分析等を行うとともに、 健康課題を区民へ伝える「データ でみるせたがやの健康2019」を活 用し重症化予防などの各種事業に取り 組む。 また、働く世代の健康増進(中小企業 支援含む)に向け、全国健康保険協会東 京支部や職域保健関係団体等との連携・ 協働等を通じて、セミナー開催や健診受 診率の向上の取組み等を行う。</p>
	<p>次頁に続く</p>			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康 せたがやプラン(第二次) 後期の推進			<p>食育の推進 こころの健康づくり がん対策の推進</p> <p>(3) 一人ひとりの健康づくりの支援 親と子の健康づくり 思春期の健康づくり 健康長寿の推進 女性の健康づくり 口と歯の健康づくり たばこ・アルコール対策・薬物乱用防 止対策の推進</p> <p>(4) 健康に関する安全と安心の確保 健康的な生活環境の推進 食の安全・安心の推進 感染症予防対策の推進 健康危機管理の向上</p> <p>(5) 地域の健康づくり 地域ごとに策定された行動計画に基づき、 区民や地域団体等の参画と協働による健康づ くりの取組みを実施する。</p> <p>(2)の ~ 及び(3)~(5)につい ては、以降の頁の各事務事業の中で詳細を記 す。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	受動喫煙対策 (健康企画課)	1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組み (1) 区民・事業者等への周知啓発 (2) 受動喫煙に関する個別相談等の実施 (3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施	千円 25,270	1. 改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組み (1) 区民・事業者等への周知啓発 会議や講習会等で制度内容を繰り返し周知するとともに、区ホームページやチラシ等の配布により広く周知啓発する。 (2) 受動喫煙に関する個別相談等の実施 区民や事業所等からの受動喫煙に関する苦情や通報、相談、問合せ等を受け付けるコールセンター(民間委託)を運営する。 (3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施 受動喫煙に関する苦情や通報のあった施設管理者に対して、法に基づく改善を促すため、電話または戸別訪問による啓発等(民間委託)を実施する。(なお、改善がみられない場合は、保健所職員が国や東京都のガイドライン等に基づき疑義照会しつつ、適宜、段階的に指導・助言、勧告・公表、命令、罰則を適用する。)
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 受動喫煙対策	<p>2 . 健康面の影響を考慮した禁煙・受動喫煙促進に関する取組み</p> <p>( 1 ) 普及啓発ポスターの配布</p> <p>( 2 ) 区民の禁煙機運の醸成</p> <p>( 3 ) 妊婦や家族へ禁煙を呼びかける啓発</p> <p>( 4 ) 事業者への受動喫煙対策調査の実施</p>		<p>2 . 健康面の影響を考慮した禁煙・受動喫煙促進に関する取組み</p> <p>( 1 ) 普及啓発ポスターの配布 ターゲットを絞って受動喫煙の普及・啓発ポスターを配布し、区民・事業者等の理解を促す。</p> <p>( 2 ) 区民の禁煙機運の醸成【緊急見直し対象事業】 禁煙に一步を踏み出せない区民が自ら禁煙に取り組む参考とできるよう、区民等から様々な禁煙成功体験談等を公募する。 ( ( 仮称 ) せたがや禁煙成功体験記の発行は、次年度に先送りする。 )</p> <p>( 3 ) 妊婦や家族へ禁煙を呼びかける啓発 妊娠期面接などの母子保健事業等を通じ、家族で禁煙に取り組むよう促す普及・啓発をより一層強化する。</p> <p>( 4 ) 事業者への受動喫煙対策調査の実施 事業所への普及啓発の機会等を活用し、改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組みに関する実態調査を行う。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>がん対策の推進                      (健康企画課)                      (健康づくり課)                      (教育指導課)</p>	<p>1. がん予防の推進                      (1) 科学的根拠に基づくがん                      予防の推進                      (2) ウイルス等に起因するが                      ん予防の啓発</p>	<p>千円                      1,446,969</p>	<p>1. がん予防の推進                      「世田谷区がん対策推進計画(以下「が                      ん対策推進計画」という。)」に基づき、                      科学的根拠に基づくがん予防に関する情報                      を分かりやすく区民に提供して、区民一人                      ひとりががん予防に取り組むことができよう                      支援する。                      (1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進                      区民の誰にでもわかるがん予防に関する                      情報提供として、国立がん研究センターが                      策定した「日本人のためのがん予防法」を                      引用したチラシを健康イベント等の機会を                      通じて配布する。                      (2) ウイルス等に起因するがん予防の啓発                      より効果的な胃がん検診の普及啓発に                      向け、引き続き「胃がんリスク(A B                      C)検査」の実施・検査の勧奨を行うと                      ともに、受診者への定期的な胃がん(エ                      ックス線・内視鏡)検診の勧奨を行う。                      肝炎ウイルス検診を実施するととも                      に、東京都と連携して、要精密検査と                      判定された区民を医療につなげるため                      の啓発を行う。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く がん対策の推進	<p>2 . がんの早期発見に向けた取組みの推進</p> <p>( 1 ) 科学的根拠に基づくがん検診の推進</p> <p>( 2 ) 受診結果の活用による精度管理の推進</p>		<p>子宮頸がんの予防の普及啓発として、ヒトパピローマウイルス ( HPV ) 等に関する啓発用小冊子を女性のがん検診 ( 乳がん、子宮がん ) の案内に同封して配付する。</p> <p>2 . がんの早期発見に向けた取組みの推進</p> <p>がん対策推進計画に基づき、国のがん検診指針を踏まえた科学的根拠に基づくがん検診を推進して、目標受診率の達成を目指すとともに、精度管理の仕組みを確立し、検診の質の向上を図る。</p> <p>( 1 ) 科学的根拠に基づくがん検診の推進</p> <p>国のがん検診指針等を踏まえ内視鏡検査による胃がん検診をはじめ、対策型がん検診 ( エックス線による胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん ) を実施しつつ、受診率の向上に取り組む。</p> <p>( 2 ) 受診結果の活用による精度管理の推進</p> <p>精度管理に必要なデータを蓄積するため、医療機関の協力により対策型がん検診 ( 胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん ) の検診結果等のデータを把握し、一元管理 ( 区立保健センターへ委託 ) する。また、精密検査の受診勧奨へ活用する。</p>
	次頁へ続く			



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く がん対策の推進	<p>3 . がんに関する教育・啓発の推進</p> <p>( 1 ) がんに関する教育の推進</p> <p>( 2 ) がんに関する正しい知識の普及</p>		<p>がん対策推進委員会の傘下に設置した対策型がん検診精度管理専門部会において、蓄積したデータを分析、評価してプロセス指標値の改善を図るなど検診の質の向上に取り組む。</p> <p>3 . がんに関する教育・啓発の推進</p> <p>がん対策推進計画に基づき、これまでの、講演会やイベントの実施、チラシ等の配付といった手法に加え、関係機関や教育委員会等と連携して、児童・生徒、若者等を含めた幅広い世代を対象とした教育・啓発を行う。</p> <p>( 1 ) がんに関する教育の推進</p> <p>教育委員会と連携して、区立小・中学校 1 4 校でがん経験者等による講話を行う。</p> <p>がんに関する学習教材を活用した授業を通じ、区立小・中学校におけるがん教育の充実を図る。</p> <p>( 2 ) がんに関する正しい知識の普及</p> <p>令和 2 年度に保健医療福祉総合プラザに移転した区立保健センターに設置したがん情報コーナーを活用し、区民へのがんに関する正しい知識の普及を推進する。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く がん対策の推進	<p>4 . がん患者や家族等への支援の充実</p> <p>( 1 ) がん相談の強化</p> <p>( 2 ) がん患者等の生活を支えるネットワーク会議の運営</p> <p>( 3 ) がん検診受付センターの運営</p> <p>( 4 ) 「がん先進医療費融資制度」及び同制度に対する区の「医療費利子補給制度」の実施</p>		<p>4 . がん患者や家族等への支援の充実</p> <p>がん対策推進計画に基づき、がん患者や家族等が地域で安心して生活できるよう、関係団体等と連携して相談、信頼できる情報発信、就労と治療の両立支援等様々な支援を行う。</p> <p>( 1 ) がん相談の強化</p> <p>既存のがん相談コーナー（対面相談・電話相談）に加え、令和 2 年度に保健医療福祉総合プラザに移転した区立保健センターに設置したがんに関する一次相談窓口を活用し、がん相談を推進する。また、関連所管（あんしんすこやかセンターや図書館、産業振興公社等）と連携し、利用しやすい相談体制の構築を図る。</p> <p>( 2 ) がん患者等の生活を支えるネットワーク会議の運営</p> <p>がん相談コーナーを実施する区立保健センターとがん診療連携拠点病院、地区医師会、歯科医師会等の関係機関との連携会議（がん患者等支援ネットワーク会議）を定期的開催し、がん患者等の生活を支えるための連携強化を図る。</p>
	次頁へ続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く がん対策の推進			<p>( 3 ) がん検診受付センターの運営 令和 2 年度に保健医療福祉総合プラザに移転した区立保健センターにおいて、より多くの区民ががん検診等を受けやすくするため、がん検診等の受診申込を一元的に受け付ける「がん検診受付センター」を設置し運営する。</p> <p>( 4 ) 「がん先進医療費融資制度」及び同制度に対する区の「医療費利子補給制度」の実施 がんに罹患した区民が、有効な治療を受けることができる選択肢を一層広げるため、区内に本拠を置く信用金庫と連携を図り、低金利で区民が利用しやすい「がん先進医療費融資制度」及び、同制度に対する区の「医療費利子補給制度」を実施するとともに、関係機関に働きかけるなど、制度に関する区民周知に努める。</p>

## 令和2年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2年度事業(目標)	2年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	精神保健福祉施策の充実 (健康企画課、健康推進課) (生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課) (障害保健福祉課) (若者支援担当課) (学校健康推進課)	1. 精神疾患について偏見や誤解のない地域づくり (1) こころの健康や精神疾患の啓発 (2) 地域のこころの健康づくり (3) こころの健康づくりを支える人材育成 (4) 産業や教育などとの連携によるこころの健康づくり環境の拡大	千円 41,188	1. 精神疾患について偏見や誤解のない地域づくり 世代や職種など多様な区民生活状況に合わせた様々な機会を利用しながら、こころの不調や精神疾患について普及・啓発、情報発信を行う。 (1) こころの健康や精神疾患の啓発 ライフステージに応じた普及・啓発の実施や、スマートフォン等を活用したメンタルヘルスチェック「こころの体温計」など、こころの健康や精神疾患の興味関心に関わらず区民に対してわかりやすく届きやすい啓発を広く行う。 令和2年4月に開設した「保健医療福祉総合プラザ」保健センター内の「こころとからだの保健室ポルタ」において、「こころ健康情報コーナー」を設置し、令和3年度に向けて、こころの講演会・セミナーの準備を行い、精神障害や精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発及びこころの健康づくりをより一層促進していく。 (2) 地域のこころの健康づくり 区民や支援団体、地域活動団体等と協働の事業を通じて、普及啓発や生活の中で取り組めるこころの健康づくり活動を支援し、地域のこころの健康づくりを推進する。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>2 . 当事者・家族を中心とした相談支援の体制強化</p> <p>( 1 ) 精神保健施策における相談機能・支援体制の強化</p> <p>( 2 ) 早期支援のための相談体制の充実</p> <p>( 3 ) 効果的な支援のための連携体制の強化</p>		<p>( 3 ) こころの健康づくりを支える人材育成 令和 2 年 4 月に開設した「保健医療福祉総合プラザ」において、保健センターが実施する、こころの健康相談や区民へのこころの講演会・セミナーの開催、こころの健康づくりのための人材育成の検討を通じ準備を行う。</p> <p>( 4 ) 産業や教育などとの連携によるこころの健康づくり環境の拡大 産業や教育と連携し、効果的な啓発や情報発信を実施する。</p> <p>2 . 当事者・家族を中心とした相談支援の体制強化 国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築推進事業」への対応など、総合支所や障害保健福祉課等と連携し、当事者や家族が安心して地域で暮らせるよう支援体制を整える。</p> <p>( 1 ) 精神保健施策における相談機能・支援体制の強化 保健福祉センター地区担当保健師等と連携を図りながら、支援が必要な未治療・治療中断等の精神障害者（疑いのある者を含む）への多職種チームによる訪問支援や保健医療福祉サービスの利用支援に取り組む。令和 2 年 4 月からは、措置入院者に対する退院支援を開始し、病院および地区担当保健師や地域関係機関と連携を図りながら実施することで、措置入院者の再発防止と地域生活の安定化に取り組む。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実			<p>( 2 ) 早期支援のための相談体制の充実 令和 2 年 4 月より保健医療福祉総合プラザ内の保健センターで、区が閉庁時の夜間・休日等についてこちらの電話相談窓口を拡充するとともに、相談をきっかけに、必要な支援につなぐことで利用者の問題解決を図る。また、ピア相談員が、相談者と同様の悩みや経験を活かし仲間として支える電話相談を設けることで、利用者の視点に立った相談を実施するとともに、当事者の活躍の場を拡大する。</p> <p>( 3 ) 効果的な支援のための連携体制の強化 「世田谷区精神障害者等支援連携協議会」(保健所と障害福祉部の共同事務局)を設置し、保健福祉医療の連携体制による、精神保健福祉体制の充実を図る。【再掲】</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>3 . 総合的なうつ・自殺予防対策の推進</p> <p>( 1 ) 「世田谷区自殺対策基本方針」の推進</p> <p>( 2 ) 医療機関との連携による自殺未遂者支援の場の拡充</p> <p>( 3 ) 自殺予防用パンフレット等の配布や自殺予防を支える人材を育成するための講座の充実</p>		<p>3 . 総合的なうつ・自殺予防対策の推進</p> <p>令和元年 1 0 月に策定した「世田谷区自殺対策基本方針」に基づき、地域の関係者で構成する自殺対策協議会等において、総合的な自殺予防の推進を図る。また、相談体制の充実、関係機関との連携を推進する。</p> <p>( 1 ) 世田谷区自殺対策基本方針の推進 学識経験者、保健医療関係者、区民、団体等を構成員とする自殺対策協議会を中心に、「区民の生きる力を高め、気づきの力を育み、声かけつなく、支えあいの地域をめざして」自殺対策を総合的に推進する。</p> <p>( 2 ) 医療機関との連携による自殺未遂者支援の場の拡充 救急医療機関と、自殺未遂者支援等に関する情報共有を行うことで、クローバーリーフ等の啓発物の活用と、自殺未遂者が地域の保健師をはじめとした支援の場につながる機会を拡充する。</p> <p>( 3 ) 自殺予防用パンフレット等の配布や自殺予防を支える人材を育成するための講座の充実 こころの健康づくりの普及啓発のため、区民・職員向けのうつ・自殺予防に向け、啓発パンフレット等の配布を行うほか、ゲートキーパー講座、依存症講座等啓発活動を実施する。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	4 . グリーフサポート事業の 実施 ( 1 ) 個別相談の利用促進及 び普及・啓発の推進 ( 2 ) グリーフサポート事業の 区事業のあり方の検討		4 . グリーフサポート事業の実施 死別や離別等の喪失のため悲嘆してい る区民を支援(グリーフサポート)す る。 ( 1 ) 個別相談の利用促進及び普及・啓発の 推進 悲嘆を抱える区民の個別相談の利用を 促進するとともに、同事業の普及・啓発 のために、区民や職員に向けてグリーフサポ ート関連の連続講座などを実施する。 ( 2 ) グリーフサポート事業の区事業のあり 方の検討 外部委員が参加する「グリーフサポート 検討会」において、区の支援のあり方や 地域の相談・支援機関等との連携による ネットワークの構築など今後の事業のあ り方について検討する。
	次頁に続く			



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	5 . 思春期・青年期対策 ( 1 ) 「思春期青年期精神保健部会」の活動等を通じた関係機関との連携強化 ( 2 ) 思春期・青年期世代の健康相談事業等の実施		5 . 思春期・青年期対策 子ども・若者のこころの健康づくりの相談体制の整備や連携の充実を図る。 ( 1 ) 「思春期青年期精神保健部会」の活動等を通じた関係機関との連携強化 思春期・青年期のこころの健康づくり対策の強化に向け、子ども・若者支援協議会の傘下で実務者会議の役割を担う思春期青年期精神保健部会の活動等を通じて、関係機関との連携を強化する。 ( 2 ) 思春期・青年期世代の健康相談事業等の実施 思春期・青年期世代の健康相談事業(個別相談やこころスペース等)を行う。また、関係機関相互の情報共有と継続支援のためのネットワークづくりや普及啓発パンフレット等を作成し配付する。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>6 . 精神障害者の地域生活支援</p> <p>( 1 ) 地域で生活する精神障害者等の相談事業やデイケア事業の実施</p> <p>( 2 ) 「地域自立支援協議会地域移行部会」を通じた関係機関との連携を強化、生活相談や支援体制等の検討</p>		<p>6 . 精神障害者の地域生活支援</p> <p>( 1 ) 地域で生活する精神障害者や家族等に対する相談事業と、精神疾患の病状に合わせながら地域生活の早期回復を目指すデイケア事業を、保健師の家庭訪問等相談支援の連動によりすすめる。(一部休止)【緊急見直し対象事業】</p> <p>( 2 ) 「地域自立支援協議会地域移行部会」を通じた関係機関との連携を強化、生活相談や支援体制等の検討</p> <p>「地域自立支援協議会地域移行部会」を通じ「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進」と一つとして、精神障害者が地域で安心して生活していくために、精神保健としての区民や関係機関への啓発と地域ネットワークの推進を図っていく。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>7 . 依存症対策の充実、薬物乱用防止対策の推進</p> <p>( 1 ) 子どもたちへの薬物乱用防止の予防教育</p> <p>( 2 ) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発</p> <p>( 3 ) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発</p>		<p>7 . 依存症や薬物乱用予防に向けた正しい知識の普及・啓発</p> <p>( 1 ) 子どもたちへの薬物乱用防止の予防教育 区内の小・中学生を対象にした薬物乱用防止ポスター・標語の募集とその展示会及び薬物乱用防止教育、アルコール依存症予防教育等を通じ、子どもたちへの薬物乱用防止の意識啓発を図る。</p> <p>( 2 ) 区民への薬物乱用防止の普及・啓発 東京都薬物乱用防止推進世田谷地区協議会と連携し、イベント等でのチラシの配布当を通じ、区民への薬物乱用防止の普及・啓発を図る。</p> <p>( 3 ) 区民への依存症に関する正しい知識の普及・啓発 様々な依存症等に関する講演会等を通じ、区民への依存症の予防や早期の相談・治療につなげるための正しい知識の普及・啓発を継続する。国の依存症対策の動向を注視しつつ、アルコール・薬物依存症なども含めた普及啓発、相談などの事業を実施する。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総務部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	<p>8 . 新型コロナウイルス感染症によるこころの変化に対応し、区民のこころの健康と命を守る</p> <p>( 1 ) 多様なこころの変化や不安に対応した情報発信の実施(再掲)</p> <p>( 2 ) 既存の事業を活用したこころの相談の充実及び強化</p> <p>( 3 ) 自殺対策の推進(再掲)</p>		<p>8 . 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの区民が不安やストレスを抱えていることが見込まれる。区は、国の「新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業実施要綱」を受け、より多くの区民の相談に対応し、区民の不安やストレスの軽減を促すため、自殺対策を含む既存のこころの相談事業の充実及び強化に取り組む。 【緊急対策事業】</p> <p>( 1 ) こころの健康づくりから、こころの疾病の早期発見や悪化防止まで、多様なこころの状態に対応した情報をホームページや、Twitter等から発信することで、区民一人ひとりにあった情報を適時に提供していく。</p> <p>( 2 ) 既存のこころの健康相談において、新型コロナウイルス感染症による区民のこころの不安に対応していくほか、新たな相談機会を設置するなど強化する。</p> <p>( 3 ) 新型コロナウイルス感染症の影響により失職や生活困窮、家族関係の変化など、区民の命を脅かす状況となっているため、世田谷区自殺対策協議会等のネットワーク強化によって自殺対策を進めていく。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 高齢福祉部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	歯科保健事業の推進 (健康推進課) (保健医療福祉推進課) (介護予防・地域支援課)	1. 成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進 (1) 成人歯科健診の実施 (2) 成人の歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)の実施	千円 108,739	1. 区民の健康を保持増進するための成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進 (1) 成人歯科健診の実施 40歳から5年ごとに70歳までの区民を対象に、成人歯科健診を地区歯科医師会に委託して実施する。 受診予定者 5,055人 (2) 成人の歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)の実施 成人歯科健診の要指導者等を対象に歯周疾患改善指導(歯磨き指導等)を、歯科健診実施の医療機関で実施する。 受診予定者 4,253人
		2. 口腔ケア事業の推進 (1) 口腔ケアの必要な認知症等高齢者の口腔ケア指導の実施(すこやか歯科健診) (2) 歯科医師等への認知症理解促進の研修の実施 (3) 在宅障害者、要介護高齢者訪問歯科指導の実施 (4) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施		2. 医療と介護の連携による認知症等高齢者等への適切な歯科指導の実施 (1) 口腔ケアの必要な認知症等高齢者の口腔ケア指導の実施(すこやか歯科健診)ケアマネジャー等が気づいた口腔ケアの必要な認知症等高齢者に、地域の歯科診療所で健診や口腔ケアの指導を行う。 なお、長寿健診対象者に送付する「各種検(健)診のご案内」に本事業の記事を掲載して、広く対象者へ周知を行う。 受診予定者 300人 (2) 歯科医師等への認知症理解促進の研修の実施 認知症等高齢者の健診を行う歯科医師等を対象に、認知症への理解を深めるための研修を実施する。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 高齢福祉部 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 歯科保健事業の推進			<p>( 3 ) 在宅障害者、要介護高齢者訪問歯科指導の実施 外出が困難な在宅障害者、要介護高齢者で健診希望者の自宅に歯科医師と歯科衛生士が訪問し、健診及び本人・家族への指導を行う。 受診予定者 40人</p> <p>( 4 ) かかりつけ歯科医機能促進事業の実施 在宅障害者等の歯科医療を行うかかりつけ歯科医への研修等を行う。</p>
		<p>3 . 口腔がん検診及び啓発の推進</p> <p>( 1 ) 口腔がん検診の実施</p> <p>( 2 ) 口腔がん予防の講演会等の開催</p>		<p>3 . 口腔がん検診及び啓発の推進</p> <p>( 1 ) 口腔がん検診の実施 61・66・71歳の区民を対象に、口腔がん検診を地区歯科医師会に委託して実施する。なお、61歳の区民には勧奨通知を送付する。 受診予定者 1,140人</p> <p>( 2 ) 口腔がん予防の講演会等の開催 口腔がん予防のため、講演会等を開催し、区民への普及啓発を図る。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	<p>食育の推進 (健康推進課) (健康づくり課)</p>	<p>1. 効果的な食育の推進 (1) 食育を推進するための普及啓発事業の実施 (2) 地域での食育事業の実施 (3) 地域と協働した健康や栄養情報の区民への提供</p>	<p>千円 5,682</p>	<p>1. 効果的な食育の推進 「食育推進会議」を通じた世田谷らしい食育を推進する。 (1) 食育を推進するための普及啓発事業の実施 区の食育を推進する具体的な取組み7項目を記載した世田谷区食育ガイドブックを活用した講座、イベント及び関係機関(教育委員会、区内大学等)との連携による普及啓発を実施する。 (2) 地域での食育事業の実施 区内生産物を活用した食事づくり、異世代交流による会食(共食)機会等、地域での食育事業を実施する。 (3) 地域と協働した健康や栄養情報の区民への提供 地域の保育園・幼稚園・小中学校・事業所・病院・福祉施設等の食教育関係者や商店街等と協働して、健康や栄養情報を区民へ提供し、区民の主体的な健康づくり活動等を支援する取組みを進める。 食品表示法完全施行に伴う区内事業者への栄養成分表示の相談・支援に努めるとともに、区民へ望ましい食品選択の啓発を実施する。</p>
	<p>次頁に続く</p>			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 食育の推進	<p>2．ライフステージに応じた食育の推進</p> <p>(1) 若い世代の望ましい食習慣の実践や適正体重の維持に向けた普及啓発の実施</p> <p>(2) 高齢者の低栄養予防の普及啓発</p>		<p>2．ライフステージに応じた食育の推進</p> <p>区民や地域との協働による区民のライフステージに応じた食育事業を推進する。</p> <p>(1) 若い世代の望ましい食習慣の実践や適正体重の維持に向けた普及啓発の実施</p> <p>大学生食育プロジェクトvol.2～具材ましましみそ汁レシピ作成の食育事業を体験した学生から同世代に向けた「食の重要性」の啓発に引き続き取り組むとともにインターネット上の料理サイト等を活用した発信を実施する。</p> <p>(2) 高齢者の低栄養予防の普及啓発</p> <p>「壮年期のメタボ予防対策の食生活」から「高齢期の低栄養予防の食生活」への切替え、必要なたん白質等栄養素の摂取、適切な体重管理につながる食習慣の定着など、関係機関と連携し、各取組みをより充実させる。高齢者配食事業者へ高齢者の栄養確保の重要性を周知し、関係所管課と連携し、質の確保への支援を実施する。</p>
		<p>3．特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言</p>		<p>3．特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言</p> <p>健康増進を目的として給食を実施している施設に対して、健康増進法に基づき利用者に応じた食事計画、栄養の評価、改善に取り組むよう、実態把握及び指導・助言を実施する。</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	母子保健施策の推進・ 事業の拡充 (健康推進課) (健康づくり課) (子ども家庭課)	1. 相談支援体制の充実 【一部再掲】 (1) 母子保健システムの効果的な運用 母子保健の基本情報の一元管理 情報連携の範囲の検討 事務負担の軽減 (2) 総合支所のネウボラ・チームによる相談支援体制の強化【再掲】 (3) 「世田谷版ネウボラ」の周知の強化 (4) せたがや子育て利用券の取扱の拡充 (5) 新型コロナウイルス感染予防対策(育児パッケージの追加配布)	千円 218,213 (「妊娠期からの切れ目のない支援」の再掲分を含む) (5) 育児パッケージの追加配布を除く	1. 妊娠期からの切れ目のないより一層の支援をめざした相談支援体制の充実 (1) 母子保健システムの効果的な運用 支援情報の効率的な管理を行うため、母子保健システムを効果的に運用する。 母子保健の基本情報の一元管理 母子健康管理票の基本情報を一元的に管理する。 情報連携の範囲の検討 児童相談所、子ども家庭支援課、健康づくり課での活用を定着させる。 事務負担の軽減 システム導入による事務負担の軽減を目指す。 (2) 総合支所のネウボラ・チームによる相談支援体制の強化 ネウボラ・チーム(保健師・母子保健コーディネーター・子育て応援相談員)による相談支援体制の維持・強化に取り組む。 土曜の面接機会の提供や面接予約システムをさらに周知することで、利便性の向上を図る。【再掲】 (3) 世田谷版ネウボラの周知の強化 区のお知らせやポスター等の掲示・巡回等により、区民・関係者等への周知を強化する。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の推進・ 事業の拡充			<p>( 4 ) せたがや子育て利用券の拡充            せたがや子育て利用券を、子育て中の支援にも役立つよう配布範囲を2歳までの子育て世代とし、使用期限も延長する。</p> <p>( 5 ) 新型コロナウイルス感染予防対策( 育児パッケージの追加配布 ) [緊急対策事業]            妊婦健診等の外出時における感染の不安を抱える妊婦への支援として、タクシーチケットとして使える商品券( 1 万円分 ) を配布する。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の推進・ 事業の拡充	2 . 妊娠期面接後の母子保健サ ービス・地域支援サービスと の連携の充実 ( 1 ) 地域の窓口との連携強化 ( 2 ) 産科医療機関等との連携 強化 ( 3 ) 妊娠期面接の事業評価に 向けたアンケートの分析 ( 4 ) 母親学級・両親学級、育 児学級の充実		2 . 妊娠期面接後の母子保健サー ビス・地域支 援サービスとの連携の充実 ( 1 ) 地域の窓口との連携強化 地域子育て支援コーディネーター・おで かけひろば等と、子育て等の相談対応や課題 等を共有し、関係所管との連携を深める。 ( 2 ) 産科医療機関等との連携強化 区内産科医療機関への巡回を計画的に 行い、連携を強化する。 ( 3 ) 妊娠期面接の事業評価に向けたアンケ ートの分析 妊娠期面接の利用者へのアンケートを行 い、今後の切れ目のない支援事業の検討に つなげる。 ( 4 ) 母親学級・両親学級、育児学級の充実 【緊急見直し対象事業】 妊婦とそのパートナーがより参加しやす い母親学級・両親学級等のプログラムを検討 し、実際に取り入れ試行する。 ふれパパママ講座(回数減) 母親学級・両親学級・離乳食講習会・歯 みがき準備教室・育児学級(回数減)
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の推進・ 事業の拡充	3 . ぷれパパママ講座の実施 妊婦とそのパートナーが参加 する「ぷれパパママ講座」の休 日開催により、休日の参加ニー ズに対応する。		3 . ぷれパパママ講座の実施 土曜、日曜に開催するぷれパパママ講座 の参加者ニーズに応え、申込者全員が受講 できるように、実施内容や方法、実施回数 を検討する。
		4 . 乳児期家庭訪問事業の実施 ( 1 ) 妊娠期面接との情報連携 の充実 ( 2 ) 連絡のない家庭へのアプ ローチの充実 ( 3 ) 乳児期家庭訪問指導員の 人材育成		4 . 乳児期家庭訪問事業の実施 ( 1 ) 妊娠期面接との情報連携の充実 妊娠期面接で得られた情報を適切に乳児 期家庭訪問指導員へつなぎ、切れ目ない支 援につなげる。 ( 2 ) 連絡のない家庭へのアプロ ーチの充 実 全戸訪問の達成を目指して、連絡のない 家庭へも積極的にアプローチして訪問指導 を受けるように勧める。また、フォローが 必要な世帯に対して継続支援を実施し、そ の充実を図る。 ( 3 ) 乳児期家庭訪問指導員の人材育成 乳児期家庭訪問指導のスキルの維持、向 上を図るための乳児期家庭訪問指導員を対 象とした専門研修会を実施するなど、人材 の育成を図る。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 母子保健施策の推進・ 事業の拡充	<p>5 . 乳幼児健診の充実</p> <p>( 1 ) 乳幼児健診の環境整備等</p> <p>( 2 ) 質問票の見直し及び相談 や事後の支援につなげる仕 組みの充実</p> <p>( 3 ) 未受診者の把握強化等</p> <p>( 4 ) 健診の情報管理の検討</p> <p>( 5 ) 新型コロナウイルス感染 拡大による緊急事態措置を 踏まえた安心安全な乳幼児 健診の機会の確保</p>		<p>5 . 乳幼児健診の充実</p> <p>( 1 ) 乳幼児健診の環境整備等 各総合支所の集団健診の場を寄り添う支 援・相談の場として活かせるよう環境整備 等に取り組む。</p> <p>( 2 ) 質問票の見直し及び相談や事後の支援 につなげる仕組みの充実 健診に携わる多職種の専門職がアセスメ ントを簡易にできる質問票の見直し又は改 善を行うとともに、相談及び事後の適切な 支援につなげる仕組みを充実させる。</p> <p>( 3 ) 未受診者の把握強化等 虐待予防の観点から未来所者の把握を強化 し、要支援者への対応に努める。</p> <p>( 4 ) 健診の情報管理の検討 健診の情報管理の仕組みを検討する。</p> <p>( 5 ) 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ た安全安心な乳幼児健診の機会の確保</p> <p><b>【緊急対策事業】</b> 感染の動向等を踏まえながら、母子が 安心安全に必要な健診を受けられるよう に、感染防止対策を講じた健診の実施、 健診対象年齢の延長、あらたな健診の機 会の確保等に取り組む。</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	感染症対策事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 結核対策の推進 (1) 結核患者医療費公費負担 (2) D O T S (対面服薬確認及び相談指導)の実施 (3) 早期発見・拡大防止の普及啓発 (4) 接触者健診の実施	千円 284,297	1. 結核対策の推進 結核患者の治療完遂と早期社会復帰、感染の早期発見と感染拡大防止の対策を図る。 (1) 結核患者医療費公費負担 治療終了まで結核患者に適切な療養支援を行う。 ・感染症診査協議会開催 年約50回 (2) D O T S (対面服薬確認及び相談指導)の実施 結核対策特別促進事業を活用したD O T S 専門員を配置し、効果的なD O T S 実施のための結核対策特別促進事業の活用を図る。 (3) 早期発見・拡大防止の普及啓発 区のおしらせ、区ホームページ等を通じて結核の普及啓発活動を行う。 (4) 接触者健診の実施 患者の家族や接触者の感染の早期発見のために適切な積極的疫学調査に基づき接触者健診を実施する。 ・接触者健診(月2回/血液検査(I G R A 検査)及び胸部エックス線検査)
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 感染症対策事業	2 . 感染症対策の実施 ( 1 ) 防疫対策 ( 2 ) H I V 感染症対策 ( 3 ) 風しん対策事業 ( 4 ) 性感染症予防啓発 ( 5 ) 各総合支所保健師等との連携及び調整の強化		2 . 感染症対策の実施 感染症予防、拡大防止を図るため、関係機関と連携をとりながら対策を講じる。 ( 1 ) 防疫対策 感染症の発生予防及び感染拡大の防止を図る為の普及啓発と有用な情報の収集、迅速的確な調査・指導を行う。 また、蚊媒介感染症（ Dengue 熱・ジカウイルス感染症等）等の輸入感染症や新興感染症対策では、区民に的確な情報を提供するとともに、必要な対策が速やかに実施できるよう国・東京都と連携を図る。 1～5類感染症の発生による医療機関からの発生届受理に伴い、疫学調査、入院勧告、健康診断、保健指導等の対応を行う。 感染症発生動向調査を活用し、発生状況の的確な把握と感染拡大防止策を講じる。 高齢・障害者施設等に対し、感染症の正しい知識や予防方法を学ぶ感染症対策セミナーの実施や、発生予防や拡大防止策周知のためホームページやチラシ等による啓発を行う。
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 感染症対策事業			<p>( 2 ) HIV感染症対策            検査・相談の実施により感染の早期発見と感染拡大の防止、不安の解消に努める。キャンペーンや広報活動とともに、学校・NPO等関係機関と連携した取組みを行い、普及啓発を推進する。</p> <p>検査・相談〔緊急見直し対象事業〕            ・ HIV抗体検査・相談の実施（当面の間休止）            ・ 検査機会の拡大を図るため、夜間検査の実施（年1回に回数減）</p> <p>普及啓発活動            ・ NPO等関連機関と連携した講演会の実施            ・ 高校・大学へのポスター掲出依頼やホームページ、展示物による普及啓発</p> <p>( 3 ) 風しん対策事業            区対策事業（区既存事業）            ここ数年の流行を受け、先天性風しん症候群発生防止を目的とした区の風しん対策に加え、さらなる感染拡大防止を図るため、抗体保有率が低い男性に対する予防接種法に基づく風しんの第5期定期接種の対象とした追加対策を実施する。</p>
	次頁に続く			



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 感染症対策事業			<p>抗体検査（全額助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠希望の女性及びその女性の配偶者等及び同居者</li> <li>・ 風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦の配偶者等及び同居者 （対象外：抗体検査実施済、予防接種歴あり、風しんの既往歴あり、妊婦）</li> </ul> <p>予防接種費用助成（一部助成）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊娠希望の19歳以上の女性で、検査の結果、低抗体価であると判明した者及び妊娠希望者または妊婦の配偶者等及び同居者で、抗体検査の結果、低抗体価であることが判明した者</li> </ul> <p>国による風しん追加対策</p> <p>今まで接種機会の与えられなかった世代の男性を予防接種法に基づく風しんの第5期定期接種の対象とし、令和元年度から令和3年度の3年間、抗体検査を前置とした定期接種を実施する。対象者は抗体検査・予防接種ともに無料。</p> <p>区内対象者 約130,000人</p> <p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者に対し、個別勧奨を行い、検査・接種に使用する全国统一様式のクーポン券を同封する。</li> </ul>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 感染症対策事業			<p>( 4 ) 性感染症予防啓発 思春期世代に対して、健康教育講座を実施し、健康や性感染症に関する正しい知識習得や予防教育に取り組む。 ・東京都助産師会と協力し、二次性徴や性感染症などの性感染症予防教育を中学生や高校生を対象に実施する。</p> <p>( 5 ) 各総合支所保健師等との連携及び調整の強化 災害時対応も含めた感染症予防やまん延防止に向け、地域の感染症情報の収集、分析及び情報提供を行い、技術面及び専門知識の側面から連携及び支援を図る。そのため、定期的に会議や訓練を開催し、平常時から感染症対応が可能な保健師等の育成に取り組む。 感染症保健師業務連絡会 年3～4回開催 予防衣( P P E ) 着脱訓練 年1～2回開催 人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成合同研修 年1回開催</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	予防接種事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 定期予防接種	千円 2,777,787	1. 定期予防接種 感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を防止するために公衆衛生の見地から、予防接種法に定める A 類疾病対策として予防接種を実施する。 (1) 実施場所：指定医療機関 (2) 自己負担額：無し (3) 対象者 乳児から 20 歳未満までの区民。接種対象の1ヶ月前に予診票を個別郵送。 (4) 予防接種の種類 H i b、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、四種混合、二種混合、B C G、水痘、麻しん風しん、日本脳炎、子宮頸がん (5) なお、令和 2 年 10 月よりロタウイルスが定期接種として追加される。
		2. 高齢者インフルエンザ予防接種費用助成		2. 高齢者インフルエンザ予防接種費用助成 予防接種法に定める B 類疾病対策として、高齢者のインフルエンザの発症及び重症化予防、接種者の負担軽減を目的として予防接種にかかる費用の一部を助成する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 自己負担額 2,500円 ・生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給中の方は無料
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 予防接種事業			<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所等の理由で指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成</li> <li>( 3 ) 対象者 65歳以上及び60～64歳で一定の障害のある区民 約190,000人 65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。</li> <li>( 4 ) 助成見込数 約 87,000人</li> </ul>
		3 . 子どもインフルエンザ予防接種費用助成		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 . 子どもインフルエンザ予防接種費用助成 子どものインフルエンザの発症及び重症化予防、保護者の負担軽減を目的として、予防接種にかかる費用の一部を助成する。</li> <li>( 1 ) 実施場所 指定医療機関</li> <li>( 2 ) 助成額 1回につき 1,000円 ・1～12歳は2回まで ・13～15歳は1回まで ・主治医の指導等により指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成</li> <li>( 3 ) 対象者 ・1～12歳 約89,000人 ・13～15歳 約20,000人</li> <li>( 4 ) 助成見込数 ・1～12歳 約42,000人  ・13～15歳 約9,500人</li> </ul>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 予防接種事業	4 . 高齢者肺炎球菌予防接種 費用助成		<p>4 . 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成 予防接種法に定める B 類疾病対策として、高齢者の肺炎の発症及び重症化予防、接種者の負担軽減を目的として、予防接種にかかる費用の一部を助成する。</p> <p>( 1 ) 実施場所 指定医療機関</p> <p>( 2 ) 自己負担額 4,000円 ・生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給中の方は無料 ・施設入所等の理由で指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成</p> <p>( 4 ) 対象者 ・ 65・70・75・80・85・90・95・100・101歳以上（予診票を個別郵送） ・ 60～64歳で一定の障害のある区民 対象者数 合計約32,000人</p> <p>( 5 ) 助成見込数 約8,000人</p>
		5 . 骨髄移植等の医療行為により免疫を著しく失った区民への再接種費用助成		<p>5 . 骨髄移植等の医療行為により免疫を著しく失った区民への再接種費用助成 感染症のまん延防止をより一層向上させるため、骨髄移植等の医療行為によって定期予防接種で獲得した免疫を著しく失った区民が再度予防接種を受け免疫を回復できるよう、再接種費用を助成する。</p> <p>・対象者：年間5件程度</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
新規	小児慢性特定疾病医療費給付 (感染症対策課)	1 小児慢性特定疾病医療費給付等の実施 ( 1 ) 小児慢性特定疾病医療費給付 ( 2 ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	千円 158,023	1 小児慢性特定疾病医療費給付等の実施 令和 2 年 4 月の児童相談所設置に伴う設置市事務として、小児慢性特定疾病医療費給付等を実施する。 ( 1 ) 小児慢性特定疾病医療費給付 小児慢性特定疾病にり患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成する。 ・対象者数：約550人 ( 2 ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 小児慢性特定疾病児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整や厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行う。 ・実施：東京都との一部共催予定

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	食の安全確保 (生活保健課、健康企画課)	1 . 食の安全・安心の取り組み	千円 20,560	1 . 食の安全・安心の取り組み 食品の放射性物質検査による食の安全・安心の取り組みを実施する。 ( 1 ) 給食及び食品への放射性物質の影響を心配する区民等の声を受け、食に関する安心を提供することを目的に、保育施設及び区立小中学校の給食(調理済み及び食材単品)及び区内流通食品の検査を計画的に行う。 ( 2 ) 消費者庁からの貸与機器等を活用して、区民が自家用に栽培した食品等を自ら検査する機会を提供する。
		2 . 食品関係営業施設の安全確保		2 . 食品関係営業施設の安全確保 区民が利用する食品関係営業施設の安全確保のための適正基準の遵守、食品等事業者による自主的な衛生管理を推進する。 ( 1 ) 営業許可、監視指導 ・施設数(飲食店、食品製造業等) 15,747施設(令和2年4月1日現在) ( 2 ) HACCPに沿った衛生管理の令和 3 年度からの本格実施及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の食中毒を予防するため、食品衛生の自主管理に向けた事業者支援を行う。(縮小) 【緊急見直し対象事業】
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 食の安全確保	3 . 食品に対する不安の解消		<p>3 . 食品に対する不安の解消</p> <p>区民の食品に対する不安を取り除くための、食品等の安全基準の遵守と事故防止対策の実施、各種調査の実施及び表示の監視指導強化に取り組む。</p> <p>( 1 ) 食中毒事故防止対策事業(カンピロバクター・サルモネラ・O157・ノロウイルス等)</p> <p>( 2 ) 夏期・歳末一斉監視事業(都 区共同事業)</p> <p>( 3 ) 社会福祉施設等への重点的監視指導</p> <p>( 4 ) 食品の適正表示に対する指導強化及び普及啓発</p> <p>( 5 ) 流通食品の放射性物質検査</p>
	次頁に続く	4 . 普及啓発事業の実施		<p>4 . 普及啓発事業の実施</p> <p>食の安全・安心を確保するための情報提供及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を実施する。</p> <p>( 1 ) 広報紙、区ホームページ、食品衛生月間イベント、出張講習会等による情報提供</p> <p>( 2 ) 食品衛生法違反者等の公表</p> <p>( 3 ) 電話等による区民からの食に関する相談事業の実施</p> <p>( 4 ) 食のリスクコミュニケーションを推進するため、区民・事業者・行政の三者による安全・安心区民会議の開催(年3回実施方法見直し)【緊急見直し対象事業】</p>



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 食の安全確保	5 . 食品衛生に係る人材の育成		5 . 食品衛生に係る人材の育成 ( 1 ) 食品衛生推進員、食品衛生責任者及び食品衛生事業者を対象とする講習会の実施。 ( 2 ) 食品衛生監視員が研修等に積極的に参加することによる知識の習得、技術の向上

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
次頁に続く	環境衛生の充実 (生活保健課)	1．環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上	千円 21,203	1．環境衛生事業施設の衛生水準の維持向上 (1) 環境衛生営業施設の許認可、監視指導 ・施設数(理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等) 3,363施設 (2) 営業者による自主的な衛生管理を推進するための支援 (3) 公衆浴場等におけるレジオネラ症発生予防対策のための検査及び指導
		2．ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上		2．ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上 (1) ビル、マンション等の衛生的環境を確保するため立入り指導等 建築物衛生法対象施設(10,000㎡以下) 110施設 水道法対象施設 829施設 (内訳)・専用水道 5施設 ・簡易専用水道 824施設 小規模給水施設(法規制対象外) 4,640施設 貯水槽等維持管理普及啓発パネル展示 3回
		3．高齢者利用施設等のレジオネラ症予防		3．高齢者利用施設等のレジオネラ症予防 (1) 高齢者利用施設等の循環式浴槽、公園の修景水などにおけるレジオネラ属菌等の調査を実施し、適正な管理の普及に努める。レジオネラ属菌が検出された施設については、改善指導を行う。また、高齢者利用施設のレジオネラ症予防対策の自主管理の推進を図る。 (対象施設) 高齢者利用施設の浴槽・循環給湯、公園の修景水等

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 環境衛生の充実	4 . 住宅宿泊事業の適正な運営		<p>4 . 住宅宿泊事業の適正な運営 住宅宿泊事業の適正な運営に向け、事業者への指導・助言等に取り組む。</p> <p>( 1 ) 事業者を対象とした研修会の実施及び事業者による自主的勉強会の後方支援 (回数減)【緊急見直し対象事業】</p> <p>( 2 ) 事業者からの宿泊実績に関する定期報告( 2 カ月毎)等に基づく指導・助言</p> <p>( 3 ) 違法民泊に関する監視指導 届出住宅数 225件</p>
	次頁に続く	5 . 暮らしと住まいの衛生水準の向上		<p>5 . 暮らしと住まいの衛生水準の向上 暮らしと住まいの衛生に関する普及啓発及び相談事業の充実に取り組む。</p> <p>( 1 ) 暮らしと住まいの衛生に関する話題を中心に、区民向け講座の実施、広報紙等による情報提供を行う。また、離乳食講習会等で啓発冊子を配布する。(区民向け講座の中止)【緊急見直し対象事業】</p> <p>( 2 ) 衛生害虫、ダニアレルギー、ダニ、カビ、結露などの相談を受け付け、改善方法等を助言する。保育園、幼稚園、小学校等のアタマジラミ感染の予防を図る。</p> <p>( 3 ) ダニアレルギー予防のために、ダニアレルゲン検査の実施、及び対策の助言により、住まいのアレルゲン量の低減化を図る。(ダニアレルゲン検査の縮小)【緊急見直し対象事業】</p> <p>( 4 ) シックハウスの原因となる室内化学物質を調査し、居住環境改善のための助言を行う。</p> <p>( 5 ) 「区施設シックハウス対策ガイドライン」に基づき、調査の必要な区施設について、夏期に空気環境検査を実施する。</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 環境衛生の充実	6 . 害虫等の対策と水害対策の 実施		6 . 害虫等の対策と水害対策の実施 ネズミ・害虫対策の普及啓発や防除・駆除 指導による被害の防止及び水害後の消毒によ る衛生状態の悪化防止を実施する。 ( 1 ) ネズミ被害に対する防除指導 ( 予定数 ) 215回 ( 2 ) ネズミ・ハチ等の習性や対策の普及啓 発(区のおしらせ、チラシなど) ( 3 ) 蚊媒介感染症対策として、区民や区内 施設に対し、蚊の発生予防の普及啓発 ( 4 ) ハチの生態講習会(中止) 【緊急見直し対象事業】



## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法																
	前頁から続く 医事・薬事環境の向上	2 . 安全な医薬品の提供並びに 毒物劇物の安全管理		<p>2 . 安全な医薬品の提供並びに毒物劇物の安全管理 安全な医薬品等の提供を受けられるような薬局等の適正基準の確保及び毒劇物販売業者等の毒物劇物の取り扱いと管理の徹底を図る。</p> <p>( 1 ) 薬局等の許可及び毒物劇物販売業登録及び一斉監視指導の実施</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">薬局</td> <td style="text-align: right;">396施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">医薬品販売業</td> <td style="text-align: right;">147施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">薬局製剤製造業等</td> <td style="text-align: right;">21施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">麻薬小売業者</td> <td style="text-align: right;">326施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">毒物劇物販売業</td> <td style="text-align: right;">137施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">業務上取扱者(届出・非届出)</td> <td style="text-align: right;">186施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">管理医療機器販売業及び貸与業</td> <td style="text-align: right;">1434施設</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">高度管理医療機器販売業及び貸与業</td> <td style="text-align: right;">378施設</td> </tr> </table> <p>( 2 ) 薬の無料相談事業(縮小) 【緊急見直し対象事業】</p>	薬局	396施設	医薬品販売業	147施設	薬局製剤製造業等	21施設	麻薬小売業者	326施設	毒物劇物販売業	137施設	業務上取扱者(届出・非届出)	186施設	管理医療機器販売業及び貸与業	1434施設	高度管理医療機器販売業及び貸与業	378施設
薬局		396施設																		
医薬品販売業	147施設																			
薬局製剤製造業等	21施設																			
麻薬小売業者	326施設																			
毒物劇物販売業	137施設																			
業務上取扱者(届出・非届出)	186施設																			
管理医療機器販売業及び貸与業	1434施設																			
高度管理医療機器販売業及び貸与業	378施設																			
	3 . 家庭用品等の調査		<p>3 . 家庭用品等の調査 区民の家庭用品等の化学物質による被害の防止に向け、家庭用品等の試買を行い、基準の適否を検査し、被害防止のための必要な規制を行う。</p>																	

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	人と動物との調和のとれた 共生社会の推進 (生活保健課)	1. 共生社会の実現に向けた事 業の展開	千円 8,796	<p>1. 共生社会の実現に向けた事業の展開 「人と動物との調和のとれた共生推進プラン」に基づく人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた事業を展開する。</p> <p>(1) 動物に対する理解の促進、動物との共生の普及啓発</p> <p>(2) 飼い主のいない猫対策セミナーの実施 (回数減)【緊急見直し対象事業】</p> <p>(3) 飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成 (予定数) 飼い猫 オス 3,000円 515件 メス 6,000円 513件 飼い主のいない猫 オス 5,000円 53件 メス10,000円 85件</p> <p>(4) 飼い主のマナー向上の啓発(啓発プレート、マナーブックの配布など)</p> <p>(5) 犬のしつけ方教室、及び犬の飼い方入門講座(犬のしつけ方教室の中止)【緊急見直し対象事業】</p> <p>(6) 区立小学校、区立幼稚園、区立保育園で飼育する小動物の治療及び飼育指導</p> <p>(7) 災害に対する飼い主の備えの普及啓発及び被災動物ボランティアの活用</p> <p>(8) 災害時の円滑なペット同行避難のための啓発</p>

## 令和 2 年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	狂犬病予防法事務 (生活保健課)	1 . 犬の登録及び狂犬病予防の 推進	千円 7,521	1 . 犬の登録及び狂犬病予防の推進 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病 予防注射の接種など予防対策を推進する。 ( 1 ) 犬の登録の推進 登録頭数 38,190頭 新規登録(転入含) 2,702件 ( 2 ) 狂犬病予防注射の接種の推進 区のお知らせ、ホームページ、登録者 への案内文の送付など 接種数 28,394件 ( 3 ) 狂犬病予防の普及啓発(区のおしらせ、 ポスターの掲示、チラシの配布、愛犬手帳 や愛犬登録確認カードの配布など)



## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算 千円	事務事業の内容及び手法
	新実施計画（後期）の推進	「新実施計画（後期）平成30年度（2018年度）～令和3年度（2021年度）」の目標達成に向けて、保健福祉領域に関連する基本計画重点政策に基づく取組み、基本計画分野別政策に基づく取組み、行政経営改革の取組みを着実に推進する。		<p>新実施計画（後期）事業については、令和元年度の水準で実施することを原則とし、休止、先送り、事業規模の縮小等の見直しを図る。</p> <p>1．基本計画重点政策に基づく取組み                      (1) 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進                      ・若者の交流と活動の推進                      ・家庭・地域における子育て支援の推進                      ・保育・幼児教育の充実                      ・妊娠期からの切れ目のない支援（世田谷版ネウボラ）の推進                      ・子どもの成長と活動の支援                      ・支援を必要とする子どもと家庭のサポート                      ・効果的な児童相談行政の推進                      (2) 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい                      ・生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進                      ・介護予防の総合的な推進                      ・認知症在宅支援の総合的な推進                      ・在宅医療・介護連携推進事業                      ・高齢者の在宅生活を支える保健福祉サービスの整備                      ・障害者の地域生活の支援と障害者差別の解消                      ・相談支援機能の強化</p>
	次頁に続く			

## 令和 2 年度主要事務事業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	2 年度事業(目標)	2 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新実施計画（後期）の推進			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区・地域での社会資源の発掘・創出</li> <li>・ 全区的な保健医療福祉拠点の整備・運営</li> <li>・ 福祉人材育成・研修センター運営</li> <li>・ 地域包括ケアシステムの深化・推進</li> </ul> <p>2．基本計画分野別政策に基づく取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者就労の促進</li> <li>・ 生きづらさを抱えた若者の社会的自立に向けた支援</li> </ul> <p>3．行政経営改革の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園入園事務における勤務時間の適正管理に向けた取組み</li> <li>・ 妊娠期からの切れ目のない支援情報システム（母子保健システム）の構築</li> <li>・ 区立保育園の今後のあり方（今後の保育施設推進のための保育施設再整備方針による取組み）</li> <li>・ 区立特別養護老人ホーム等の民営化</li> <li>・ 事業手法の見直しによる効率化</li> </ul>